

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第52号
2012.9

目次

巻頭言

希望のミャンマー 法務総合研究所長 酒井 邦彦 …… 1

着任挨拶

今後のICDの活動方針 国際協力部長 野口 元郎 …… 5

国際研究・出張報告

ミャンマー現地調査報告～ミャンマー法曹界の実情～ 国際協力部教官 國井 弘樹 …… 6

ミャンマー元留学生の活躍について 国際協力専門官 菅原奈津子 …… 14

ミャンマービジネスロー講演会2012の講演資料
ホームページ掲載のお知らせ …… 16

外国法令紹介

ベトナム社会主義共和国憲法の概要 JICA長期専門家 西岡 剛 …… 18

ベトナム社会主義共和国憲法（仮和訳）

改正ベトナム民事訴訟法の概要 JICA長期専門家 多々良周作 …… 48

（参考）ベトナム民事訴訟における管轄裁判所

民事訴訟法の一部の条項を修正，補充する法律（仮和訳）

（参考）人民裁判所組織法（仮和訳）

国際研修

ベトナム社会主義共和国政府高官による日本国憲法調査団派遣結果報告
JICA長期専門家 西岡 剛 …… 87

2012年度ベトナム司法制度共同研究－ベトナム刑事司法制度改革を巡る動き－
国際協力部教官 中村 憲一 …… 95

中国行政訴訟法・行政関連法研修報告 国際協力部教官 江藤美紀音 …… 101

活動報告

キックオフセミナー 2012 ー若者シンポに先立つ新たな試みとしてー
国際協力部教官 中村 憲一 …… 106

講師派遣体験記 国際協力部教官 三浦 康子 …… 111

国際協力の現場から

研修員との出会い 主任国際協力専門官 石原 温美 …… 114

～ 巻頭言 ～



希望のミャンマー

法務総合研究所長
酒井 邦彦

なぜ「希望のミャンマー」なのかは、後ほどお話しすることとして、とにかく今、

ミャンマーが熱い！

んです。なんでも、ミャンマーは、「今世紀、最後で最大のビジネスチャンス」らしく、すごいことになっています。アジアはもちろん欧米諸国のミャンマー詣でが過熱していて、ヤンゴンの主要ホテルは予約が取れない状態です。わが国も、経団連、経済同友会、日本商工会議所などのミッションが相次いでミャンマーを訪問しています。

なぜなら、ミャンマーが大きな可能性を秘めているからです。一つは、豊富な労働力です。約6000万人の人口があり、識字率は90%を超えるなど人材も優秀な上、人件費は中国の5分の1、ベトナムの3分の1ともいわれています。2番目にマーケットとしても魅力的です。高齢化の日本と異なり、生産年齢人口が9割を超え、すでに国民の消費スタイルが変わってきていますが、今後外資が増えれば、消費市場が飛躍的に拡大する可能性があります。第3に、天然ガス、錫、タングステンなどの資源も豊富です。第4に、地政学的な位置です。ミャンマーは周辺を6カ国に囲まれ、インド洋に面し、世界最大の人口を擁する中国とインドの間にあり、経済活動を展開する上でのロケーションも抜群です。経済的にこんなに魅力的なミャンマーを貪欲な国際社会が

放っておくはずはありません。

しかし、1988年の民主化デモとそれを鎮圧した軍事政権の誕生と前後して、アメリカや欧州各国は、ミャンマーへの直接投資禁止、ミャンマー製品の輸入禁止などの経済制裁を課し、日本もそれに歩調を合わせ、ミャンマーへの援助を人道支援等に限定しました。その結果、経済的にこれほどポテンシャルのあるミャンマーが世界の経済成長から一人取り残されてしまったのです。ところが、2011年3月にテイン・セインが初代大統領に就任し、軍政から民政へ移管し、検閲の廃止、政治犯の釈放などの民主化政策に相次いで着手したのを見て、欧米も経済制裁を解除し始め、その結果、世界のミャンマー詣でが始まったのです。

この先ミャンマーの民主化がどのような展開をたどるのかは、予断を許しませんが、軍事政権が中国企業に認可を与え大河エイワディの起点ミッションに建設中のダムをテイン・セイン大統領が、「世論が反対している」という理由で中止すると発表したことは、今までの軍政とは違うぞという印象を与えました。なお、このダム中止のエピソードには、欧米の経済制裁中にしたたかにミャンマーを取り込んできた中国と一線を画すという意味も見て取れます。このほか、大統領とアウンサンスーチーとの直接対話の実現、アウンサンスーチーと彼女の率いる

NLDの補欠選挙を実現させた政党法の改正、労働組合の合法化、報道の自由の保障などの矢継ぎ早の改革を見ると、この政権の民主化に向けての思いは、相当真剣なんだなという気がします。

今後ミャンマーが、議席の25%の議員は国軍が指名できるなどとした現行憲法を改正するなど、更なる民主化に成功するには、この数年で健全な経済成長を遂げ、国民が日々の生活において、そのことを実感できるようになるかということが大きな鍵になると思います。また、大統領は、就任翌日の演説で、「新政府の最も重要な仕事は、良い統治と汚職のない政府を創ることだ」と明言しています。それに加え、演説では「法の支配」が大切なんだとも強調していますが、これらを確実にやり遂げることも不可欠だと思います。そして、これらに成功すれば、「春」といいながら大規模デモが起こり、多くの死傷者を出している「アラブの春」と違い、柔らかでいかにも東南アジアらしい、平和のうちの民主化への移行を実現できるかもしれません。ASEAN各国や日本は、心の底からそのことを祈っています。

もちろん、外国からの開発援助（ODA）と投資なくしては、経済の改善は望みません。そして、独立自尊の気風が高く、大国嫌いのミャンマーは、どの国よりも日本からの援助、投資を待ち望んでいます。同じ仏教国で、共同体意識を重んじる稲作農耕民族、平和志向で国民の風貌も似ている両国です。ミャンマーは、戦後補償問題では、真っ先に賠償交渉に応じてくれましたし、国連等の場では、いつも日本の主張を支持してくれました。他方、1988年までは、日本は、ミャンマーに対する2国間援助の80%を占めるなど、最大のミャンマー支援国家でした。ですから、民政への移行後に、日本政府が、ミャンマー官民タスクフォースを立ち上げ、大型インフラ整備を含む総合的な支援策を打ち出したのも、ちょっと出遅れた感はあるものの、全く正しい決断です。

ミャンマーに必要なODAはたくさんありますが、

中でも国を支えるインフラの中のインフラというべきは司法制度ですので、法整備支援が何よりも大切です。身体でいえば背骨のようなものなので、すべてに優先するといっても過言ではないでしょう。例えば外国投資を円滑に進めるためには、会社法、証券取引法、知的財産法、労働法などの経済関係法の整備が必要ですが、それらの法律は、「契約」などの基本的法律関係を定める民法等の基礎の上に成り立つものなので、それと同時に基本法の整備と理解も不可欠です。大学の法学部でもまず基本法を勉強してから特別法を学ぶように。そして、紛争解決のための民事訴訟法等の手続法がしっかりしていなければ、これら法律は「絵に描いた餅」になってしまいますので、手続法の整備も必要になります。また、例えば、証券取引でインサイダー取引、株価操作などの犯罪が行われ、市場の透明性が損なわれれば、投資が著しく妨げられてしまいます。したがって、それら犯罪に関する刑事実体法と刑事訴訟法等の手続法が整備されていなくては、健全なマーケットは成立しません。そして、そのような法制度の運用に関わる裁判官、検察官、弁護士等の法律家の人材育成は、鎖国的な体制を敷いてきたミャンマーにとって、最も必要な支援でしょう。次に、開発援助や投資が国民生活の向上、ひいては更なる民主化に確実につながるためには、汚職防止等国のガバナンスがしっかりしていなければなりません。テイン・セイン大統領は、そのことを良く分かっているのです。先のような演説をしたのです。さらに、国際規約に則った犯罪者の処遇制度などの整備も必要でしょう。以上のような分野は、いずれも日本にとって、経験と実績のある分野ですし、ミャンマーの人たちと良く話し合っ、そのオーナーシップを最大限尊重して、テラーメイドの支援を行うことができると思います。もう一つ大切なことは、国際社会に「遅れて来て」、これから外国投資が押し寄せるミャンマーにとっては、これらの改革にスピード感を持って取り組まなければならないということです。したがって、

法整備支援も複数の支援対象分野をパッケージとして同時並行的に速やかに展開する必要があると思います。

さて、これからがいよいよ、「希望のミャンマー」です。

ミャンマーという国やそこに住む人々については、次のようなことが異口同音にいわれています。僕自身は、来日されたミャンマーの法曹界の重鎮の方とお話をしたことがあるくらいですが、そんなつかの間の経験でもなるほどそうだと思うところがあります。

ミャンマーは、11世紀のバガン王朝時代から自由、平等、人権尊重に厚い民族で、世襲の貴族階級もなかったといわれています。国民の大半は、敬虔な仏教徒で、現世で功德を積んで来世で良い人生を送ることが人生の最高の目的で、他人のために喜捨する精神に富み、手に入れた富には固執しません。絶対に敬うべき相手として、僧侶、先生、両親がいて、若者は3分の1は僧院に寄進し、3分の1は両親に仕送り、残りを自分のために使うそうです。当然、ミャンマーの人々は礼儀正しく、親切で恥ずかしがりやで我慢強く、穏やかな人たちです。そんな国だから、治安はめちゃくちゃ良くて、世界で女性が一人で真夜中を歩ける国は、日本とミャンマーだけといわれています。いやそれどころか、強盗の発生率は日本の8分の1です。と、ここまで書いてだけで、なんだか日本と、特に昔の日本と良く似ているなあとと思いますが、それだけではありません。阿吽（あうん）の呼吸で理解し合えることは、あえて口に出さないとか、相手の面子をつぶさないという配慮から「ノー」といえないなんてところは、まるで日本人そのものではないですか。ミャンマー語は、語順まで日本語と同じらしいです。そんな国なので、ひとたびミャンマーと関わった日本人の多くが、「ビルメロ」（ビルマにメロメロ）になってしまうとか。逆にミャンマーの人たちも良く似たところの多い日本人が好きで、一時日本がミャンマーを占領したこ

とがあるのに大きな反日感情は生まれず、かえってインパール作戦などでは、多くの日本人がミャンマーの人に助けられています。

と、このようなことを書いたのは、これから来るであろう目覚ましい経済発展の中にあっても、ミャンマーには、いつまでもこの国の誇るべき美德を保ち続けていただきたいからです。ヤンゴンの佇まいは美しく、国民は伸びやかに生活して表情も明るいといわれています。人々は温厚、親切で、富には固執せず、人に何かしてあげることが何よりも好きだそうです。その一方で、誇り高く、独立自尊の気風で、大国の風下に立たないという気概があるということです。振り返って、わが国も江戸から明治にかけての時代には、「この国土の豊かさを見、いたるところに満ちている子供たちの嬉しい笑い声を聞き、そしてどこにも悲惨なものを見出すことができなかつた・・・」（ハリスの通訳ヒュースケン）、「貧乏人は存在するが貧困は存在しない。」（大森貝塚の発見者モース）、「この国のあらゆる社会階級は社会的には比較的平等である。金持ちは高ぶらず、貧乏人は卑下しない。・・・本物の平等精神、われわれはみな同じ人間だと心底から信じる心が、社会の隅々まで浸透しているのである。」（イギリスの日本研究者チェンバレン）だったそうです（『逝きし世の面影』（渡辺京二著））。

グローバリゼーションの時代といわれています。そこでの行動基準は、それぞれの国特有の地理、歴史、文明、文化や国民性から、遊離した無機質な「グローバルスタンダード」で、それに基づく市場経済は「弱肉強食」の世界です。また、物差しで計ることができない心の豊かさより、経済的成功を何よりも優先する物質主義が社会に蔓延しがちです。このグローバリゼーションが怪物のごとく跳梁し、世界中の人の心をむさぼっているのが現代だと思います。新興国で、新しいテレビ欲しさに娘を売るなどの冗談じゃない悲劇も起きています。我が国でも、訪れた外国人を魅了しつくした時代は「逝きし世」

になってしまいました。

でも、ミャンマーは、きっと経済発展の中にあっても、豊かな心を失うことのない平等な社会を実現できる国だと思います。アウンサンスーチーがある僧正を訪ねたとき、僧正から、豊かになりたくて自分を訪ねてきたのか問われたのに対し、豊かさを金持ちになることと誤解した彼女が金持ちに興味がないと答えたところ、手に入れることとのできる一番高価な宝は涅槃（筆者注：さとりと同義）のそれなのだといわれ恥じ入ったことがありました（「ビルマからの手紙 1995~1996」毎日新聞社）。そもそもアジアというのは、昔から和を以って尊しとする平和で優しい人々の住むところ。欧米のそれに勝るとも劣らない、それぞれの歴史や文化に根ざした深みのある人権の思想や平等の考えをしっかりと持っている国々です。2014年にミャンマーはASEANの議長国を務めるなど国際社会に対する存在感を強めていくでしょう。僕たちは、新生ミャンマーの登場を歓迎するとともに、親しい友人として、お互いの経験を共有していきます。そして、ミャンマーには、グローバリゼーションの時代にあって、経済的な発展を遂げながらも、豊かな心という最も大切なものを失わないでいられるんだというお手本になってもらいたいのです。

だから、僕たちの「希望のミャンマー」なんです。

～ 着任挨拶 ～



着任御挨拶

法務省法務総合研究所

国際協力部長 野口元郎

去る6月に国際協力部長に就任いたしました。平素は国際協力部の活動に御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

最初に、私の経歴を簡単に御紹介いたします。

私は、10年間、国内の検察業務に従事した後、過去16年以上にわたり法律分野の国際協力に携わってまいりました。私は、2001年に国際協力部が発足する前の1996年から2000年まで同様の活動に従事しておりましたので、今回、当時御一緒の方々との再会できることを大変嬉しく思っております。

私は、2000年から2004年までマニラに本部を置くアジア開発銀行の法務部に出向し、加盟国である発展途上国に対するプログラムローンや法律・司法分野における技術支援無償プロジェクトを担当していました。その後、2004年から今年の6月まで、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）の教官を務め、さらに、2006年5月から今年の7月まで、クメール・ルージュ裁判（カンボジア特別法廷）の最高審国際判事を務めました。現在、外務省国際法局で、国際刑事司法に関する助言を行っているほか、東京大学大学院総合文化研究科の客員教授として国際刑事法を担当しております。

私は、国際協力部の発足時より蓄積されてきた優

れた取組をさらに発展させていくため、新部長として最善を尽くす所存でございます。同時に、支援対象国の変転するニーズ及び「日本再生戦略」を踏まえて、関係省庁、様々な関係者との緊密な連絡協調の下、必要に応じて国際協力部の活動分野や方法を見直すよう努めてまいります。国際協力部の法整備支援は、国家政策全体の中で常に戦略的な位置づけをし、優先順位に基づいて、限られた予算・人材を最大限活用して実施する必要があると考えております。

1990年代後半に私が国際協力部設立の準備に携わっていた当時は、その活動が現在のように拡大するとは全く想像できませんでした。現在の当部があるのは、皆様の変わりない御支援、御指導のおかげです。

簡単ではございますが、皆様に再度、心より感謝を申し上げます。皆様とともに活動することを楽しみにしております。

～ 出張報告 ～

ミャンマー現地調査報告 ～ミャンマー法曹界の実情～

国際協力部

教官 國 井 弘 樹

第1 調査目的

ミャンマーは、1988年以來続いた軍事政権から、2011年3月に民政移管を果たし、立法・行政・司法の全てを新政府に委譲した。テイン・セイン大統領の就任スピーチにもあるとおり¹、同国では、民主化された近代国家を築くためには、グッド・ガバナンスとクリーンな政府を確立することが最重要であるとして、法の支配の徹底を課題に挙げ、以後、着実に民主化への道を歩んでいる。

そして、アメリカを始めとした欧米諸国も、そのような新政権の民主化への取組を評価し、ミャンマー政府の大規模な経済改革を後押しすべく、同国への投資熱を一段と高めている。

一方、日本政府も、本年4月のテイン・セイン大統領来日を受け、ミャンマーの民主化及び国民和解、持続的発展に向けて、急速に進む同国の幅広い分野における改革努力を後押しするため、引き続き改革努力の進捗を見守りつつ、民主化と国民和解、経済改革の配当を広範な国民が実感できるようにするため、今後、同国を積極的に支援していく方針を公表した。そして、本年8月13日には、財務省財務総合政策研究所が、ミャンマー中央銀行との間で、同国における資本市場育成を目的として、証券取引法令の策定及び関連する人材育成支援への協力に関する

覚書を締結し、本格的な支援を開始するなど、経済分野を中心とした支援・協力関係を広げている状況にある。

しかし、それらの支援を有用で実効性の高いものとするためには、自由取引競争を可能とする法制度の整備が不可欠であるところ、ミャンマー法は、英国植民地時代に英領インドで形成された法典を移植した「ビルマ法典」を法源としており、旧態依然とした法制から脱却できていないことに加え、会社法は、1914年の制定以来、部分的な改正が行われただけで、市場経済の浸透に対して十分に対応できておらず、競争法に至っては全く整備されていない現状にあるため、同国の経済発展のためには、当該分野及びその基礎をなす法制度の整備が喫緊の課題となっている。

そもそも、我が国におけるミャンマー法研究は、法律自体が入手困難なこともあって、これまでほぼ手つかずの状態にあったと言っても過言ではなく、また、長らく軍事政権下にあったミャンマー法曹界の現状に関しては、極めて乏しい情報しか存在しない。ミャンマーの目指す民主国家を実現するためには、経済法分野のみならず、公法分野を含めた幅広い法分野における法制度整備が必要であり、今後、我が国がミャンマーと中・長期的な支援・協力関係を築いていくためには、その前提として、ミャンマー法制に関する現状を把握しなければならない。

¹ テイン・セイン大統領の就任スピーチ
<http://www.encburma.net/index.php/archives/burma-government/134-new-president-thein-sein-speech-on-31-2011.html> を参照。

そこで、今回、ミャンマー法制の基礎情報を収集しながら、今後の支援に繋がる人的ネットワークを構築すべく、現地調査を行うことにしたものである。

第2 調査日程等

1 調査日程

6/18 (月) ~ 6/23 (土) ヤンゴン
 6/24 (日) ~ 6/26 (火) ネピドー²
 6/27 (水) ~ 6/28 (木) ヤンゴン

2 訪問先

別添「主な訪問先一覧」参照

3 調査担当者

国際協力部

教官 國井弘樹

専門官 菅原奈津子

第3 調査結果

私たちは、本調査において、「主な訪問先一覧」にあるとおり、様々な機関を訪問したが、各訪問先で過分な歓迎を受けるとともに、種々の分野において支援を受けたい旨の意向を示され、各機関の我が国による法整備支援活動に対する期待の大きさを実感させられた。

各機関による支援要請の内容については、別の報告に譲るとして、本報告では、これまでは、その存在すら知られていなかったであろう「ヤンゴン弁護士会 (Yangon Bar Association)」を中心として、本調査で聴取した内容等を報告する。

1 ミャンマーにおける法曹資格について

ミャンマーにおける法曹は、日本の検察官に相当する「法務官 (Law Officer)」, 裁判官に相当する「司法官 (Judicial Officer)」, 弁護士で構成される。

① 法務官について

² 本調査では、ヤンゴンから首都のネピドーまで陸路を使って自動車移動したが、その移動距離は約 200 マイル (約 321.86 キロメートル) で、移動に約 5 時間を要した。

法務官を管轄する連邦法務長官府 (Union Attorney General's Office/UAGO)³は、日本の法務・検察・内閣法制局を統合したような組織であり、以下の4部門で構成されている。

	部門名	主な役割
1	法令審査・起草部 Law Scrutiny and Drafting Department	法案作成, 法律改正案作成, 法律の英訳, 検察官研修の実施等
2	法令助言部 Legal Advise Department	他省庁への法的アドバイス等
3	検察部 Prosecution Department	日本の検察庁に該当。ただし, 捜査権限はなく, 訴追のみを担当
4	総務部 Administration Department	総務

また、国内のオフィスは、連邦法務総裁府を頂点として、以下の4段階に分けられる。

	名称	数
1	連邦法務総裁府 Union Attorney General's Office	1
2	州・管区検察庁 State / Regional Law Offices ⁴	州 7 管区 7
3	地区検察庁 District Law Offices	65
4	町検察庁 Township Law Offices	325

法務官になるためには、連邦法務長官府が実施する国家試験に合格する必要があるが、その試験科目は、大別すると、法学 (民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・証拠法・特別法)・一般知識・英語・ミャン

³ 法務官の長である“Attorney General”につき、「司法長官」と訳す例も見られるが、それでは司法官 (Judicial Officer) の長であるとの誤解も招きかねないため、法務総合研究所国際協力部では、「法務長官」の訳語を用いることとする。

⁴ “Law Office”=“Prosecutor’s Office”

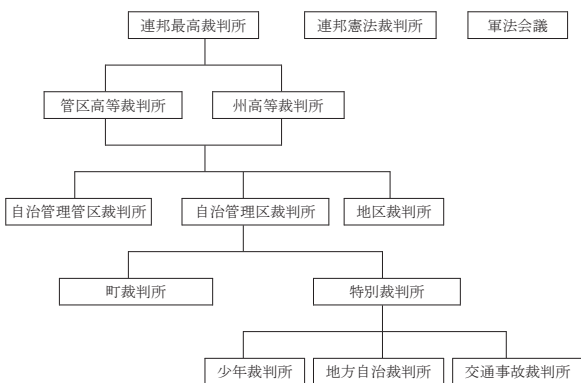
マー語の各筆記試験と面接試験となっているが、同試験は、定期的には実施されるものではなく、人員に不足が生じたときなど、必要に応じて不定期に実施される。合格者は、公務員一般に要求される研修や法務官独自の研修を経て、法務官として採用されることになる⁵。

受験資格として、法学士又はそれと同等の学位が必要とされるほか、数年前から、「25歳以下」という年齢制限が設けられている。ただし、裁判所職員など、すでに公務員の職にある者であれば、その年齢制限は「30歳以下」にまで緩和されている。

② 司法官について

司法官は、最高裁判所によって選任されることを除けば、基本的に法務官と同様のシステムによって採用されている。

なお、2008年に改正された現行憲法下における裁判所の構成は、以下のとおりとなっている。



③ 弁護士について

まず、弁護士は、法廷弁護士 (Advocate) と上級弁護士 (Higher Grade Pleader) の2種類に分けられ、法廷弁護士が最高裁判所を含めた全ての裁判所での立会を認められているのに対し、上級弁護士はそれ以外の裁判所での立会しか認められていない⁶。

法務官や司法官と異なり、弁護士には資格試験がなく、上級弁護士になるためには、法学士を取得後、

1年間のインターンを経験する必要がある。インターン時代には、10年以上のキャリアを有する法廷弁護士の下で、155回以上の裁判に立ち会った上、その1回ごとに裁判官からの推薦状をもらい、155枚以上の推薦状を添付した申請書を最高裁判所に提出して、上級弁護士資格を取得する。

そして、上級弁護士資格を取得後、3年間かけて、町裁判所5か所の裁判官、地区裁判所1か所の裁判官、州・管区高等裁判所1か所の裁判官から、合計7枚の推薦状を取得すれば、最高裁判所に法廷弁護士への昇格を申請でき、最高裁判所から、法廷弁護士への昇格について認可されれば、すべての裁判所で立会が可能となる。

なお、上級弁護士から法廷弁護士への昇格は、申請後すぐに認められるものではなく、現地で面談した上級弁護士の場合は、すでに法廷弁護士の申請から7年が経過しているとのことであった。

最高裁判所は、各弁護士に対し、顔写真入りの身分証明書を交付しており、それぞれ資格を取得した順に番号が付されている。ミャンマー国内の弁護士数は、法廷弁護士が約8,000名、上級弁護士が約30,000名に上っている。

2 ヤンゴン弁護士会について

① 設立経緯・地位

ヤンゴン弁護士会 (Yangon Bar Association) は、ミャンマー独立前である1944年に、弁護士を依頼する経済的余裕のない貧しい国民の利益・権利を擁護



ヤンゴン弁護士会付近の様子

⁵ 鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』p298以下参照。

⁶ 法廷弁護士と上級弁護士との違いは、最高裁判所での立会権限の有無にあることから、法廷弁護士を”Supreme Court Advocate”と呼ぶこともある。



ヤンゴン弁護士会の室内表示

するため、当時の弁護士が自主的に設立した民間団体である。

我が国の弁護士会のように強制加入の団体ではなく、任意加入の団体であり、ヤンゴン市内に限らず、国内全域の弁護士が加入できる。「ヤンゴン」弁護士会の名称は、設立当時の首都がヤンゴンであり、司法機能の中心地であったことから、象徴的に付けられたとのことである。なお、ヤンゴン弁護士会が実質的な活動を始めたのは、独立後の1947年からであった。

ヤンゴン弁護士会は、当時の政府に民間団体としての登録を認められ、活動を続けていたが、その後、ミャンマー国内で社会主義政府に対する反政府運動が激化し、同弁護士会も反政府運動に加わったことから、1988年に登録を取り消された。

しかし、ヤンゴン弁護士会は、それ以後も、自主的に活動を継続させ、政府も事実上その存在を認めていた。ヤンゴン弁護士会は、2011年3月の民政移管を受け、本調査当時、新政府に対し、改めて団体としての登録を申請中であり、近々、許可される見込みとのことであった。

ヤンゴン弁護士会の事務所は、設立当時に政府から提供を受けたものであり、現在まで継続して事務所として使用されている。なお、マンダレーを中心とした上部ミャンマー地域 (Upper Myanmar) には、支部が存在する。

② 活動内容等



事務所内の様子



事務所内での面談

ヤンゴン弁護士会は、前記のとおり、任意加入の団体ではあるが、元司法官や元法務官の弁護士を含め、その活動理念等に賛同する国内弁護士の多くが加入しており、その運営は、会員弁護士から徴収する年会費 80Kyat (約 8 円) と会員弁護士からの寄附金で賄われている⁷。

弁護士会活動の中心は、経済的に困窮している国民のため、民事・刑事の両事件を無償で引き受けること (貧困者の法律扶助) である。法律扶助事件における弁護士報酬は、全額、弁護士会から支払われるが、その金額は、事件の難易・大小にかかわらず、1 事件につき、2,500Kyat (約 250 円) となっており、実質的にはボランティアベースで活動している。ミャンマーは、依然として貧富の差が激しく、法律扶助を申請する国民が多いため、登録弁護士で事件を順次処理しているものの、常に順番待ちの状態にあ

⁷ 現地民間人の平均月収は、約 60,000Kyat とのこと。

り、申請者の公平を期すため、先着順で処理しているとのことであった。

また、ヤンゴン弁護士会では、法律扶助活動のほか、会員弁護士に対し、事務所内の蔵書が無償で開放し、ベテラン弁護士による勉強会を開催するなど、若手弁護士を対象にした独自の研修教育も実施している。

さらに、ヤンゴン弁護士会では、年に一度、自主的に総会を開催しているほか、会員弁護士の投票による会長選挙も実施しており、弁護士会活動の自治・自由が確保されている。現在の会長（Mr. Ohn Maung）で、設立以来5代目の会長となる。

裁判所も、ヤンゴン弁護士会の存在意義を認めて

おり、毎週、期日簿を弁護士会宛てに送付して、公判期日を通知している。同期日簿には、公判期日のほか、民事・刑事訴訟の別、事件番号、原告氏名・原告代理人氏名・被告氏名、被告代理人氏名、備考欄などの記載があり、必要にして十分な情報が記載されていた。

なお、ミャンマーでは、刑事事件において、法定刑として死刑・終身刑が定められている罪に係る被告人に対する国選弁護制度が存在し、国選弁護人の選任は、ミャンマー法曹評議会（Myanmar Bar Counsel）が行うことになっている。同評議会は、弁護士の登録や懲戒等、弁護士の身分に関する業務等も行っているが、これはヤンゴン弁護士会とは全く異なる組織である。

③ その他参考事項

本調査でヤンゴン弁護士会を訪問した日は、偶然、ヤンゴン弁護士会の理事会が開催される予定となっていたため、幸いにも、会長以下、主要幹部の方々と面会することができた。

その面談の中で、会長が、我が国による法整備支援活動について、概略、次のように述べて、積極的な支援を期待する旨述べておられたことが印象的であった。

ミャンマーでは、軍事政権下でも、司法官や法務官については、日本を含めた海外へ留学するなど、国際的な感覚や知識を涵養する機会に恵まれていたが、民間の弁護士が海外留学する機会はかなり限定されていた。そのため、軍事政権下で、修業時代を過ごした若手弁護士のスキルは、国際的な基準から見ると、かなり未熟な状態にある。

また、ミャンマー法は、イギリス植民地時代に、同じくイギリス領であったインドから移植したビルマ法典（Burma Code）を基本とし、その後、ミャンマーの特性に合わせて、独自に進化させてきているとは言え、現状に即して、



事務所内の蔵書



同上

種々の不備が生じている。

日本が第二次世界大戦の敗戦から経済発展を遂げた背景には、法分野の安定的発展があったはずであり、これからの経済発展を目指すミャンマーにとって、日本から法分野に関して学ぶことは多いと思われる。

今後、日本には、引退間近の我々のような者ではなく、将来のある若手弁護士を対象にした人材育成研修を是非とも実施してもらいたい。

また、会長から、参考として、日本の民法等の基本法が欲しい旨の要望があったことを受け、法務省のウェブサイトから、民法・民事訴訟法・不動産登記法等の英語版をダウンロードした上、CD-R に複製して、これを寄贈した。



第4 所感（第一次調査を終えて）

まずもって特筆すべきは、軍事政権下で鎖国同然の状況にあったミャンマーにおいて、他国を参考にすることもなく、また他国の支援もなく、独自の司法制度がしっかりと確立されていた事実である。

確かに、伝統的なビルマ法典の中には、現状に即していないものも出てきており、また頻繁な改正作業によって、法律相互間に齟齬が生じているものもあるようであるが、民間の弁護士レベルであっても、そのような問題点があることや、法改正の必要性を自覚しており、そのこと自体、ミャンマー法曹のレベルが相当程度高いことを物語る事実である。

また、法廷傍聴をするまでは、同国で公正な裁判が実施されているかどうかすら把握できていなかったが、実際には、公開法廷において、裁判官の面前で当事者による活発な議論が交わされており、その様子から、ミャンマー法曹の底力を感じさせられた。

そして、ミャンマーにおける法整備支援を考えるとき、カンボジアなどの国々とは出発点が異なることを念頭に置くべきであり、「支援」ではなく「協力」、「連携」という視点を忘れてはならないであろう。

さらに、本調査においては、ヤンゴン弁護士会だけでなく、連邦法務総裁府、憲法裁判所、内務省特別捜査局などから、我が国による人材育成研修や人材交流等への協力要請があった。その要請内容は、例えば、憲法改正作業への協力や捜査手法研修への協力といったように、民商事法分野に限られず、幅広い分野に及んでおり、ミャンマーにおける法の支配を更に確立すべく、積極的に協力関係を押し進めていく必要がある。

もともと、ミャンマーの現状に関する調査が不十分であることは否定できず、更なる現地調査が必要であると実感させられたのも事実である。案件形成を急ぎすぎれば、薄っぺらな協力になりかねず、我が国としては、他国に流されることなく、スピード感を維持しながらも、地道に築き上げた信頼や人的ネットワークを利用しながら、独自の立場を維持しつつ、今後の協力態勢を構築していく必要がある。

最後になるが、本調査にあたっては、ミャンマー現地での情報が乏しい中、日本に留学経験を有する現地法律家 Ms. Thit Thit Aung が全日程に同行してくれ、先方とのアポイントメント等に多大な尽力をいただいただけでなく、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）准教授コン・テイリ氏、助手牧野絵美氏、森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士武川丈士氏、同小松岳志氏、同事務所弁護士二見英知氏にも、一部の日程に同行いただき、本調査に協力いただいたことについて、この紙面を借り

て感謝申し上げます。なお、法務総合研究所国際協力部では、今年度、森・濱田松本法律事務所に対し、「ミャンマーにおける会社法、債権法、物権法、労働法制等を始めとした基本分野に関する法制度及び運用の実情等」に関する調査を委託しており、同調査結果についても、おって国際協力部ホームページ等で公表予定である。

以上

主な訪問先一覧

	主な訪問先	面会相手	役職等
1	連邦法務総裁府 (Union Attorney General's Office)	Mr. Tun Shin	法務総裁
		Mr. Kyaw San	局長 (法令助言部)
		Ms. Tin Nyo Nyo Thoung	副部長 (法令助言部・商業契約部門)
		ほか1名	
2	最高裁判所 (Supreme Court)	Mr. Sein Than	局長
		ほか4名	
3	憲法裁判所 (Constitutional Tribunal)	Mr. Thein Soe	長官
		Mr. Bo Bo Yin	局長
		ほか3名	
4	内務省 特別捜査局 (Bureau of Special Investigation, Ministry of Home Affairs)	Mr. Bo Maung	特別捜査局 次長
		ほか7名	
5	ヤンゴン管区高等裁判所	Ms. Lwin Lwin Aye Kyaw	最高裁判所ヤンゴン 部長
		Ms. Tin New Soe	ヤンゴン少年裁判所 裁判官
		Ms. Thin Thin Oo	
6	ヤンゴン西地方裁判所	Ms. Lwin Lwin Aye Kyaw	最高裁判所ヤンゴン 部長
		ほか11名	
7	ヤンゴン弁護士会 (Yangon Bar Association)	Mr. Ohn Maung	会長
		Mr. Win Sein	事務局長
		Mr. Khun Win Hlaing	
		Mr. Ko Ko	
		Mr. Soe Myint	
		Ms. Phyu Phyu Thant	
8	ヤンゴン大学法学部 (Department of Law, University of Yangon)	Ms. Than Nwe	教授(元法学部長)
		Ms. Khin Mar Yee	法学部長
		ほか多数	

～ 国際協力の現場から ～

ミャンマー元留学生の活躍について

法務総合研究所総務企画部国際協力事務部門
国際協力専門官 菅原 奈津子

国際協力部に所属し、1年以上が過ぎました。ここでの業務の魅力はたくさんありますが、そのひとつに「人との出会い」があります。

このたび、私は、2012年6月に2週間、ミャンマーへ現地調査に行く機会をいただきました。調査結果は別途報告書に譲るとして、今回は、報告書には出てこないミャンマーで出会った元日本留学生の活躍ぶりについて皆様にお伝えしようと思います。

今回の出張で一番驚いたことは、名古屋大学、神戸大学、横浜国立大学、九州大学などへの元留学生が各機関で活躍しており、日本語で私たちを歓待してくれたことです。

今回の出張では、ミャンマーの地方裁判所、高等裁判所での裁判傍聴や、ヤンゴン大学法学部、連邦法務総裁府（日本の法務省、内閣法制局などの機能があるところ）などを訪問しました。

日本人が来るということで、元留学生がどの機関を訪問してもアテンドしてくださり、そのホスピタリティに感激するとともに、何年も（もしかすると数十年も）前に学んだ日本語を話す姿に本当に日本で一生懸命学んだのだなということが十二分に伝わってきました。

かつて日本で学んだ元留学生は、日本での留学経験を活かして、社会の様々な分野で活躍しています。

法分野では、現地の法曹で活躍し、幹部になられている方や、また重要な役職についている方もおり、ほかの幹部にも日本の事情などを説明していただいているようでした。

当初、予定に入っていなかった憲法裁判所の訪問についても、「日本から」ということで急遽受け入れてもらいましたが、それも元留学生の方が幹部に働きかけてくれたものでした。今回の出張目的がスムーズに果たせて本当に感謝しています。

ミャンマーはここ最近、世界でとても注目されている国ですが、日本は以前から留学生を受け入れており、そのことについて、法務総裁からも謝辞がありました。

この留学生の受入れというのは2つの重要な意味があると私は思っています。ひとつは日本がミャンマーとの関係を継続していたことで信頼関係という土壌がすでにあること、もうひとつは、元留学生が親日家としてこれからミャンマーをよい方向に導いていくというもので、どちらも一朝一夕ではできないものです。

留学生を受け入れ、その後、彼らが帰国しても、良好な関係を維持している大学関係者の皆様には頭が下がる思いです。

元留学生の一人の方に「私が日本にいたときにみんなに本当に親切にしてもらった、今回は私がそれを返す番だから、何でもしたい」ということを言われたとき、本当に胸が熱くなりました。「人との出会い、つながり」が法整備支援の基本であることをあらためて認識した出張でもありました。

また、そういった心のこもった交流が人を作り、法を作り、お互いの国の発展を支えていくのだと思いました。

留学生が日本で学び、帰国して活躍している彼らに日本人がミャンマーで出会う。これは偶然ではなく必然なのだろうとわか運命論者になり、これまでの「出会い」、これからの「出会い」を大切にしようと言ンゴンからネーピードーの5時間半の車窓を見ながら密やかに誓いました。

～ 国際研究 ～

ミャンマービジネスロー講演会2012 講演資料のホームページ掲載について（お知らせ）

法務省法務総合研究所では、ミャンマー連邦共和国から

Ms. Than Nwe（タン・ヌエ）

Mr. Htin Zaw（ティン・ゾウ）

という法曹界の重鎮2名を招き、東京会場と大阪会場で、それぞれ「ミャンマービジネスロー講演会2012」と銘打って、ビジネスローを中心としたミャンマー司法の現状等に関する講演会を開催しました。

講演者の略歴や講演スケジュール等については、添付の案内を御覧ください。

講演会には、多数の方に参加いただき、誠にありがとうございました。

各講演者がプレゼンテーションに使用した資料等については、当部ホームページに掲載しています（http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00050.html）。

なお、講演の内容につきましては、日本語に反訳した上、おって当部ホームページ等で公表予定ですので、合わせて参考にしてください。

当部では、今後も、社会的に関心の高い分野に関して、講演会等を実施していく予定ですので、御期待ください。

今もっとも熱いミャンマーから法曹界の重鎮来る！ ～ミャンマー・ビジネスロー講演会 2012～

2011年3月に民政移管を遂げ、一歩ずつ着実に民主化への道を歩むミャンマー。

その無限の可能性は、今や全世界の注目の的です。

しかし、ミャンマーに支援・投資・進出しようにも、法制度が良く分からない。

- ◆ 日本人もミャンマーで会社を設立できる？
- ◆ どうしたら土地の権利を得られる？
- ◆ 現地で紛争が生じたときの解決法は？

そんな声に応えるのが、今回の講演会です。

テーマ： ビジネス法

東京と大阪で開催！ （参加費無料）
奮って御参加ください。
（申込み定員になり次第締切）

講演者の紹介



Ms. Than Nwe (タン・ヌエ)

弁護士
元ヤンゴン大学法学部長
同大学博士課程の教授・監督を担当
専門はビジネス法・労働法・土地法・会社法・契約法等
歳入法・契約法・行政法の教科書等を多数執筆



Mr. Htin Zaw (ティン・ゾウ)

弁護士
元最高裁判所研究国際関係部長
専門は知的財産権など
最高裁判所代表として知的財産権に関する国際セミナーに多数出席
民事・刑事裁判実務に関するコメント等々を多数執筆

【日時】

大阪：2012年 7月 27日(金)

14:30 ~ 17:30

東京：2012年 8月 1日(水)

13:00 ~ 16:00

【会場】

大阪：大阪中之島合同庁舎2階国際会議室

http://www.moj.go.jp/housouken/houso_map.html

東京：国立オリンピック記念青少年総合センター
国際交流棟国際会議室

<http://nyc.niye.go.jp/facilities/d7.html>

【主催】 法務省法務総合研究所

財団法人国際民商事法センター

【後援】 財務省財務総合政策研究所

【定員】

大阪：100名(申込み順) 入場無料

東京：250名(申込み順) 入場無料

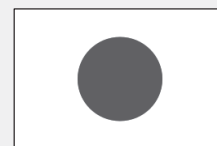
【プログラム】

●大阪会場

- 14:00～ 開場・受付開始
- 14:30～15:30 講演(Ms. Than Nwe)
- 15:30～15:50 質疑応答
- 15:50～16:05 休憩
- 16:05～17:00 講演(Mr. Htin Zaw)
- 17:00～17:30 質疑応答

●東京会場

- 12:30～ 開場・受付開始
- 13:00～14:00 講演(Ms. Than Nwe)
- 14:00～14:20 質疑応答
- 14:20～14:35 休憩
- 14:35～15:30 講演(Mr. Htin Zaw)
- 15:30～16:00 質疑応答



問合せ先 〒107-0052 東京都港区赤坂1-6-7 第九興和ビル別館3階

財団法人 国際民商事法センター

TEL 03-3505-0525

FAX 03-3505-0833

申込方法

(財)国際民商事法センターのホームページ(<http://www.icclc.or.jp/index.html>)から申込書をダウンロードした上、ファックスでお申し込みください(定員になり次第、締め切らせていただきます)。

申込期限 7月20日(金)

～ 外国法令紹介 ～

ベトナム社会主義共和国憲法の概要

法務省法務総合研究所国際協力部教官
西 岡 剛 (JICA 長期専門家)

はじめに

現在、ベトナムでは2013年末までの憲法改正を目指し、国会内に憲法改正起草委員会を設置し、その作業が進められているところである。ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトでは、ベトナム憲法改正を直接的に支援しているわけではないが、憲法は国家の基本法であることから、ベトナム法整備事業に携わる者にとって、これを深く理解することは当然のことである。加えて、これまでICDニュースにおいて、ベトナム憲法の和訳及び解説が掲載されていなかったことも踏まえ、当職において、ベトナム憲法を和訳した上、その概要をICDニュースに掲載してベトナム憲法を紹介することとした。

第1 総論

1 ベトナム憲法の構造

ベトナム憲法は、以下のとおり、前文及び全12章147条からなる本文で構成されている成文憲法である。

前文

- 第1章 政治システム (1～14条)
- 第2章 経済システム (15～29条)
- 第3章 文化・教育・科学・技術 (30～43条)
- 第4章 ベトナム社会主義祖国の保護 (44～48条)
- 第5章 市民の基本的な権利と義務 (49～82条)
- 第6章 国会 (83～100条)

- 第7章 国家主席 (101～108条)
- 第8章 政府 (109～117条)
- 第9章 人民評議会・人民委員会 (118～125条)
- 第10章 人民裁判所及び人民検察院 (126～140条)
人民裁判所
人民検察院
- 第11章 国旗・国章・国歌・首都・国慶日 (141～145条)
- 第12章 憲法の効力及び憲法改正 (146, 147条)

2 ベトナム憲法の歴史

ベトナム憲法は独立後の1946年に成立したものが最初で、その後、フランスとの戦争に勝利した後の1959年に改正されたが、この1959年憲法は社会主義型憲法の性格が明確になったものと評価されている¹。そして、1960年以降、北ベトナム国内において、法学教育が行われなくなり、法律実務家の一部エリートは旧ソ連や東ドイツに留学して法学教育を受けるようになった。また、ベトナムにおける立

¹ 1946年憲法は、「ベトナム市民の財産権は保障される。」と規定し、地主の権利を保護した。これは、当時のフランスとの交渉過程における妥協であるとともに、国内における地主たちを(祖国)「独立」で一致させるという考慮が働いたためである。そして、抗仏戦争に勝利した後の1959年憲法では国家の性格を「労農同盟に基づき、労働者階級により指導される人民主義国家である。」(2条)とした(ジェットロ「アジア諸国の憲法制度」第6章ベトナムの憲法制度188, 189頁参照)。

法作業も旧ソ連から派遣された法律顧問団が大きな役割を果たすようになっていた。南北統一後の1980年にも新しい憲法が制定されたが、同顧問団がベトナム司法省に常駐し、司法省は、その指導を受けて、新憲法を制定した。この1980年憲法は、それに先立って1977年に制定された旧ソ連憲法の強い影響を受けた伝統的な社会主義型憲法であった²。現行憲法は、1986年のドイモイ（刷新）政策による対外的に経済を開放した後の1992年に改正されたものである。そして、ドイモイ政策により、市場経済化と対外開放政策が進んでいる中で、1992年憲法の一部は2001年に改正された。2001年の憲法改正における最も大きな変化は第2条の「国家の性格規定」に関するものであり、つまり、1992年憲法において「ベトナム社会主義共和国は、人民の、人民による、人民のための国家である」と規定していたのを、2001年の改正において「ベトナム社会主義共和国は、人民の、人民による、人民のための**社会主義的法治国家**³である」とした⁴。

² 1980年憲法は、国家の性格について「ベトナム社会主義共和国は、プロレタリアの独裁国家である。」（1条）と定め、「勤労人民の集団主人権」（2条）の実現に触れて、「集団主人たる者は、労働者階級、集团的農民階級、社会主義的知識人層及びその他の勤労者」（3条）であるとし、共産党が「国家と社会を指導する唯一の勢力である」（4条）と定め、祖国戦線を「国家の堅固なよりどころ」（9条）とした。所有形態は、全人民所有と集団所有の2つの形態であった。なお、1992年憲法により、「プロレタリアート独裁国家」が削除され、「集団的人民の主人権」というものが単なる「人民の主人権」というものとなったほか、個人所有も認められるようになった（ジェトロ「アジア諸国の憲法制度」第6章ベトナムの憲法制度191頁参照）。

³ ベトナム憲法には法治国家に対峙する観念として「社会主義的適法性」（12条）というものがある。これはロシア革命以降のソビエトの経験の中で提起されてきたもので、「革命的適法性」観念からの系譜にあり、単なる「適法性」ではなく、「社会主義」の擁護のためにこそ適法性は存在するという独特の概念であり、権力の濫用を抑制する契機を持ちながらも、究極的には「プロレタリアート独裁」を確保し、そのための法運用を可能とする観念であった。これに対して、「法治国家」論は、違憲審査制度など権力分立を認めていない現在のベトナムにおいて、国会の役割重視とうレベルに止まっている（鮎京正訓著「法整備とは何か」207、208頁参照）。なお、ベトナムの「法学辞典」（司法省法理研究院発行）によれば、「法治」が、①「人民が国家権力の主体である」こと、②「市民の権利及び権

3 ベトナム憲法の特徴

ベトナム憲法の特徴は、対外的には国家の最独立性としての主権を維持して、外的から祖国を保護すること、対内的には国家活動のあらゆる面（政治、経済、文化、司法及び地方政権等）において、統一的に管理すること、この2点に主目的があると考えている⁵。近代立憲主義的な憲法の特徴として挙げられる、人権保障と権力分立に関する規定は不十分である。つまり、人権保障に関しては、日本国憲法のような形で基本的な人権が保障されておらず、「市民の権利として、憲法及び法律によって具体化された人権だけが保護される」というものである上、その市民の権利は義務を伴うものである。また、国会に権限が集中しており、政府や裁判所との間における相互抑制機能というものはなく、権力分立制度を採用していない。

第2 統治機構

1 統治機構総論⁶

すべての国家権力が人民に属し（2条）、その人民の代表機関である国会が最高の国家権力機関であり、国家活動に対して最高の監察権を行使する（83条）。そして、国家主席（国家元首）、政府、地方政権（人

利が尊重され保護される」こと、③「法治」のためには「民主主義が不可欠の条件であり保障する」こと、④「国家と社会に対し、法律に中心的な地位を付与する。」ことなどを求めている旨記載されている。1992年ころから、ベトナムは、従来の社会主義的法理論からの一定の転換を図り、従来はブルジョア的な法理論として批判の対象であった「法治国家論」が支配的となった。（鮎京正訓著「法整備とは何か」196、197、224頁参照）。

⁴ 鮎京正訓著「法整備とは何か」194、202、219頁参照。

⁵ あくまで私見である。

⁶ 1980年憲法では、「国家評議会」というものを創設し、「国会の常務活動を行う最高機関であり、ベトナム社会主義共和国の集团的な主席である。」（98条）と定めた。国家評議会の制度は、東欧諸国でも採用されていた制度であり、憲法、法律等の解釈権限を含む広範な権限を有していた。また、国家評議会の創設により、1959年憲法には存在していた国家主席や国会常務委員会が廃止された。そして、1992年憲法により、国家評議会は廃止され、逆に国家主席や国会常務委員会が復活した（ジェトロ「アジア諸国の憲法制度」第6章ベトナムの憲法制度191頁参照）。

民評議会及び人民委員会), 裁判所(長官)及び検察院(長官)は, 国会に対して責任を負っていることが特徴である(102条, 109条, 119条, 135条, 139条, 140条)。

また, 統治権としての国家権力は統一されており, 立法権(quyen lap phap), 法執行権(quyen hanh phap)及び司法権(quyen tu phap)の各権限は各国家機関に配分され, 協同関係にあるとされている(2条)。この点, 立法権(quyen lap phap)は, 国会にあると規定されている(83条)が, 法執行権(quyen hanh phap)及び司法権(quyen tu phap)が帰属している機関は条文上も解釈上も明確となっていない。なお, 国家主席は国家元首(dung dau Nha nuoc)であり, 対外的・対内的に国家を代表し(101条), 政府は, 行政機関(co quan hanh chinh, 109条)で, 裁判所は裁判機関(co quan xe xu, 127条)となっているに過ぎない。検察院の任務は公訴権の行使及び司法活動の検察(137条)である⁷。したがって, ベトナムの統治組織は国会を頂点するピラミッド型の統治組織であり, 権力を相互に抑制するという権力分立システムを採用していないし, 裁判所による違憲審査機能もない⁸。

2 政治システム(第1章)

- ① すべての国家権力は人民に属している(2条)⁹
すべての国家権力は, 人民¹⁰に属している。この

⁷ このような統治システムは国会の優位性を保つためであると思われる。つまり, 法執行権が政府に, 司法権が裁判所に帰属するとすると, 国会, 政府及び裁判所はそれぞれの国家権力を分配される協同関係となるわけで, その場合, 三機関の位置づけは同等となってしまう。そうすると, 国会の優位性を認めた規定(83条)と矛盾することになる(私見)。

⁸ 国会が最高の監察機関であり, 憲法適合性の監察権限も有している(84条, 85条)

⁹ ベトナム憲法には, 人民主権(chu quyen nhan dan)という用語がなく, 「すべての国家権力は人民に属している。」という表現(2条)になっている。その国家権力とは, いわゆる統治権であり, 立法, 法執行権及び司法権である。また, 人民には主人権(quyen lam chu)があり, これが国家により保障されている(前文及び3条)が, その主人権とは, 選挙権を行使したり, 国家に請願したりするような権利一般を指すようである(司法省での聴取)。

¹⁰ ベトナム憲法においては, 人民(nhan dan)と市民(cong dan)が使い分けられており, 権利義務に関する部分では

国家権力とは, 立法, 法執行及び司法を指しており, いわゆる統治権のことであり, この統治権が人民に属している¹¹。

② 国家権力の行使(6～8条)

人民は, 国会及び人民評議会を通じて国家権力を行使し, これら機関は人民によって選出された人民の意志の代表機関¹²であり, 人民に対して責任を負っている。

国会等すべて国家機関は, 民主集中の原則に従って組織され, 活動する。

各国家機関及び公務員は, 人民に奉仕しなければならない。

③ 憲法上で規定されている国家機関以外の特別な組織¹³

ア) ベトナム共産党(4条)

ベトナム共産党は, ベトナム労働者階級の先導隊であり, すべての民族の権利を忠実に代表する, 国家と社会の指導勢力である¹⁴。

イ) ベトナム祖国戦線(9条)¹⁵

「市民」が使われており, 統治に関する部分では「人民」が使用されている。

¹¹ この点, 日本国憲法における国民主権とは, 国政を最終的に決定する権力ないし権威が国民にあるというもので, その具体化が憲法改正の際の国民投票である(日本国憲法96条)。これに対し, ベトナムでの憲法制定権力及び改正権はすべて国会に属しており, 人民にはない(83条, 147条)。

¹² 人民の信任が得られてない場合, 国会議員及び人民評議会議員は, 有権者の選挙により罷免される場合もある(7条)。

¹³ ベトナムは, 憲法でベトナムの政治体制の根幹を社会主義であるとした上で, 共産党の指導性を定め(4条), この党の指導性は民主集中の原則(6条)によって担保され, 祖国戦線という共産党の翼賛団体に例えば国会議員の選挙の際に候補者指名名簿作成権を付与するなど強い権限を与えることにより, 伝統的な政治体制を維持している(鮎京正訓著「法整備とは何か」, 221頁参照)。

¹⁴ 党のすべての組織は, 憲法と法律の範囲内で活動するとある(4条)が, 党自体はこれらを越えた最高の指導勢力という解釈が可能である(私見)。

¹⁵ いわゆる共産党の翼賛組織である。フランス占領下における抗仏運動組織や南北分断時代における民族独立運動組織を継承する組織である。国会議員, 地方議会(人民評議会)議員に立候補するためには, 祖国戦線からの推薦が必要となる。人民裁判所裁判官選出への関与, 国家機

自主的な政治連合組織であり、国家機関及び公務員の活動を監察する。

国会に対しての法案提出権もある（87条）

国家は、祖国戦線の効果的な活動を保障する。

イ) 労働組合（10条）

労働者の政治—社会組織であり、労働者保護のため、国家機関及び経済組織の活動の監察に参加する。

ウ) 民族評議会（94条）

民族に関する諸問題を研究する評議会であり、国家委員会と同じ任務及び権限を有しており、法案提出権もある（87条、95条）。

3 国会

① 国会の特徴（83条）

人民の最高の代表機関であり、かつ、最高の国家権力機関である。

唯一の憲法及び法律制定機関である。

国家活動全てに対しての最高の監察権を行使する。

② 国会の任務（84条）

国会の主な任務は以下のとおりである。

ア) 憲法及び法律の制定・改正

イ) **憲法・法律及び国会議決遵守の監察権**¹⁶

国家主席・国会常務委員会・政府・最高人民裁判所・最高人民検察院の報告を審査する。

ウ) 国家財政政策の決定及び国家予算の承認

エ) 国会・国家主席・政府・人民裁判所・人民検察院・地方政権の組織や活動に関しての決定

オ) 国家主席・国家副主席・国会議長・各国会副議長・各国会常務委員会委員・政府首相・最高人民裁判所長官・最高人民検察院

長官の選任・解任・罷免¹⁷

カ) 憲法・法律・国会議決と反する、国家主席・国会常務委員会・政府・政府首相・最高人民裁判所・最高人民検察院の各種文書を廃棄¹⁸

キ) 国家主席が署名した条約の承認等

ク) 住民投票の実施決定

③ 国会の任期及び会期等

各任期は5年であるが、国会議員の3分の2以上の賛成により任期が短縮される場合もある（85条）。

通常国会は国会常務委員会の召集により、年2回開催¹⁹されるとあるが、国会議員の3分の2以上の賛成により臨時国会が召集される場合もある（86条）。

④ 国会の構成組織

ア) 国会議長及び副議長（92条）

国会議長は、国会会議を主宰し、法律や国会議決の承認署名、国会常務委員会の業務を指導する。

イ) 国会常務委員会（90条、91条）

国会の常任委員会（国会議長、副議長のその他国会議員で構成）²⁰

政府構成員（閣僚）との併任は許されない。

主な任務は以下のとおり。

—国会の召集

—**憲法・法律・法令の解釈**²¹

—憲法・法律・国会議決、国会常務委員会の法令・議決の施行の監察

—国会常務委員会の法令及び議決に反す

関・国会議員・公務員の監察機能も有している。

¹⁶ 違憲監察機能が国会にあり、裁判所にはない。

¹⁷ 各国家機関に対する国会からのコントロール機能である。国会議員は、有権者（人民）に責任を負う（97条）。

¹⁸ 国会による事実上の違憲審査機能と評価できる。

¹⁹ 1会期は約30日～40日程度である。

²⁰ 議長1名、副議長3名、国会議員14名で構成されている。

²¹ 法規範文書の解釈権限はあっても、共産党の機関文書の解釈権限はない（ジェトロ「アジア諸国の憲法制度」第6章ベトナムの憲法制度 201頁参照）。

る、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院の各種文書の廃止

ー人民評議会の活動の監察・指導²²

ウ) 各種委員会 (95 条) ²³

法律案を研究・審査する、法律・法令案その他のプロジェクトに関して建議をする。

エ) 国会議員 (97~100 条) の各種権限及び責務

人民の意志を代表し、選挙区及び国全体の代表者である。

有権者との関係構築義務を有し、活動報告を行う。

国家主席・国会議長・政府首相及び閣僚・最高裁長官・最高検長官に対しての質問権を有する。

不逮捕等の特権を有し、国家からの経費保障がある。

⑤ 国会に対する法案提出権者 (87 条)

国家主席・国会常務委員会・民族評議会及び国会の各種委員会・政府・最高人民裁判所・最高人民検察院・ベトナム祖国戦線及びその各組織

4 国家主席

① 国家主席の特徴 (101 条, 102 条)

国家元首であり、対内的・対外的にベトナム社会主義共和国を代表する。

国会議員の中から選出される (国会による選任、解任)。

② 国家主席の任務・権限 (103 条, 106 条)

主な任務は以下のとおりである。

ア) 憲法・法律・法令の公布

イ) 各人民武装勢力の統括

ウ) **国防・安寧評議会議長**の職務就任

エ) 国会に対して、国家副主席・政府首相・最高人民裁判所長官・最高人民検察院長官の任命・解任・罷免を提案²⁴

オ) 国会常務委員会作成の法令に対する再審査提案権²⁵

カ) 命令及び決定の発行権限

5 政府

① 特徴 (109 条, 110 条, 117 条)

国会の実施機関 (co quan chap hanh) であり、最高の国家行政機関 (co quan hanh chinh) (109 条) ²⁶。

国会に対して責任を負い、国会、国会常務委員会及び国家主席に業務報告する。

政府は、首相、各副首相、各大臣及びその他構成員 (閣僚) からなる²⁷。首相以外の政府の構成員は、必ずしも国会議員である必要はない。

政府首相は、国会に責任を負い、**国会、国会常務委員会及び国家主席に業務報告**をする。

政府閣僚は、自身が担当する専門分野に関して、政府首相及び国会に対して責任を負う。

② 政府の任務及び権限 (112 条)

ア) 各省、省レベルと同一の国家機関、政府に属する各機関、各階級の人民委員会の業務の指導

²⁴ 国家主席による政府、裁判所、検察院に対するコントロールと評価できないか? (私見)

²⁵ 国家主席による国会常務委員会を通じた国会に対する抑制機能と評価できる。他の国家機関による国会に対する抑制機能はこの権限以外には見当たらない。

²⁶ 109 条の規定 (政府は最高の行政機関) について、政府は、「最高」の行政権を有しているという結論を導き、政府の国会からの独立性を協調する見解がある。これに対し、政府が最高の行政機関であるというのは国家行政機関の統一的な長としての機関であると理解すべきであり、政府の国会からの独立性を認めない見解がある。この点、首相には国会の解散権が与えられていないことから、後者の見解 (国会の最高機関性及び国会中心主義) が支配的な見解である (ジェトロ「アジア諸国の憲法制度」第 6 章ベトナムの憲法制度 206, 207 頁参照)。

²⁷ ベトナムにおける政府は、日本的に考えれば、内閣を指しており、各省庁は政府には帰属しない。

²² 省及び中央直轄市の人民評議機会の違法な議決を取り消し、省、中央直轄市の人民評議会が、人民の利益に対して重大な被害を与えた場合、その人民評議会を解散する。

²³ 法律委員会、司法委員会、経済委員会、財政・予算委員会、国防・安寧委員会、文化・教育・成年・未成年・児童委員会、社会問題委員会、科学・技術・環境委員会、外交委員会の 9 つの委員会がある。

- イ) 中央レベルから草の根レベルまでの国家行政機構の統一的組織の建設
 - ウ) 上級の各国家機関の各文書を実施するため、人民評議会を指導
 - エ) **国会及び国会常務委員会に対して、法律案、法令案等の提出**
 - オ) 政府議定の制定（憲法、法律、国会議決、国会常務委員会の法令・議決、国家主席の命令・決定の施行のため）
- ③ 政府首相の任務及び権限（114条、115条）
- ア) 政府、その他各政府の構成員（閣僚）、各級の人民委員会の業務の指導
政府会議の議長
 - イ) 憲法や法律、上級の各国家機関の各文書に違反する、大臣及びその他政府閣僚の決定・指示・通達や、人民委員会及び省級や中央直轄市の人民委員会の主席の決定、指示の執行の停止、あるいはこれらの廃棄
 - ウ) 憲法や法律、上級の各国家機関の文書に違反する、省級や中央直轄市の人民評議会の議決の執行の停止及び国会常務委員会に対しての廃棄提案
 - エ) 首相決定・指示の制定（憲法、法律、国会議決、国会常務委員会の法令・議決、国家主席の命令・決定の施行のため）

- ④ 政府構成員（閣僚）の権限（116条）
大臣決定・指示・通達の制定（憲法、法律、国会議決、国会常務委員会の法令・議決、国家主席の命令・決定、政府及び政府首相制定文書の施行のため）

6 人民評議会・人民委員会（地方政権）

地方政権は、中央の指揮監督の下で地方における国家機関が担っている。行政組織は中央、省レベル、ディストリクトレベル、コミューンレベルの4層構造から成り、省レベル以下の地方行政組織には、地方議会にあたる人民評議会と、その執行機関にあたる人民委員会がそれぞれ設置されている。

- ① 地方の行政単位（118条）

- ア) 省レベル
→省及び中央直轄都市²⁸
- イ) ディストリクトレベル
→省内は市及び町に分割されている。
→中央直轄都市内は区・県及び町に分割されている。
- ウ) コミューンレベル
→省の市及び町は街区及び社に分割されている。
→中央直轄都市の区は街区に分割され、その県は社及び小さな町に分割される。

② 人民評議会（119条、120条、122条）²⁹
地方における国家権力機関であり、地方の人民によって選出される人民の意志の代表機関である³⁰。
地方の人民及び上級の国家機関に対して責任を負う。
地方における憲法や法律を施行するための議決の制定。

人民評議会議員は、人民評議会議長、人民委員会の主席及び他の構成員、人民裁判所長官、人民検察

²⁸ 中央直轄都市はハノイ、ホーチミン、ハイフォン、ダナン、カントーの5つである。そのほか58の省がある。

²⁹ 人民評議会の議員は住民の直接選挙によって選出されるが、この選挙は、共産党指導部が各選挙区の当選者がどのような階級、階層の人々で構成されるべきかを具体的に指示し、その指示に選挙結果が合致するように各レベルの祖国戦線が立候補者の大半を推薦し、実施されている。立候補者の選出には、個人的能力以上に各政治・社会組織が推薦した幹部か否かが重視されているという。議員の多くは共産党、国家機関、大衆団体の幹部または公務員であり、一般の国民は少ないことから、国民の代表という性格は限定的であるとのことである。なお、議員の任期は5年である。人民評議会では定例会が年2回開催され、必要に応じて臨時会が開催される。評議会議員の定数は「人民評議会選挙法」によって定められ、省レベルで50～85名、県レベルで30～40名、町村レベルで25～30名であり、議員には少数民族及び女性を含まなくてはならないとされている（財団法人自治体国際化法人「ASEAN諸国の地方行政」より抜粋）。

³⁰ 現在、ベトナムでは、いくつかのコミューンレベルの人民評議会を廃止して、地方行政がどのように遂行されるのかについて、試験的に実施しているようである。しかし、人民評議会を廃止することは憲法に反するのではないかと懸念する（司法省発行の新聞より情報収集したものであり、これを試験的に実施している理由は不明）。

院長官及び人民委員会に所属する各機関の長に対しての質問する権利を有する。³¹

③ 人民委員会 (123 条, 124 条)³²

³¹ 人民評議会は、憲法、法令及び上位レベルの国家機関の指示に基づいて、上位レベル機関から委任された責務と義務を履行し、地方における憲法・法律の施行に関する施策、経済・社会発展計画、予算執行計画、地方における国防・治安・住民生活の安定と向上について決議を行う。法律に定められた一定の事項に関する決議については、施行前に上位レベルの人民評議会の承認を得る必要がある。人民評議会は、人民評議会内に設置される常務委員会、人民委員会、人民裁判所、人民検察院を監督し、人民評議会の決議の執行状況についての監督を行う。また、地方における国家機関、社会経済組織、人民軍地方部、住民の法の遵守を監督する。

人民評議会は、その執行機関である人民委員会に対して、委員長を初めとする委員を選任する権限を持つほか、人民委員会の違法な決定を取り消す権限を持つ。また、下位レベルの人民評議会の指導・監督機関として、直近下位レベルの人民評議会の違法な決定を取り消すことができ、直近下位レベルの住民評議会が住民の利益に重大な損害をもたらした場合は、当該人民評議会の解散を決定する権限を持つ。さらに、その地方行政組織の司法機関である人民裁判所の人民参審員の選任を行う。2003 年改正の「人民評議会及び人民委員会組織法」により、人民評議会は、常務委員会・専門委員会、人民裁判所及び人民検察院に対して、報告書の提出を要求する権限を持つことになったほか、評議会議長・副議長、常務委員会委員、専門委員会委員、人民陪審員及び人民委員会の委員長以下の委員の罷免権を持つことになり、地方議会としての地位が向上した（前記「ASEAN 諸国の地方行政」より抜粋。）

³² 人民委員会の委員長・副委員長及びその他の委員は人民評議会において選出される。委員長は人民評議会議員から選出されるが、副委員長及び委員は人民評議会議員でなくてもよい。人民委員会委員の定数は、省レベルで 9～11 人（ハノイ市とホーチミン市は最大 13 人）、ディストリクトレベルで 7～9 人、コミューンレベルで 3～5 人である。副委員長の定数は政府が規定し、原則として 3 人であるが、ハノイ市、ホーチミン市のような大都市では 4 人とされている。人民委員会は毎月最低一回開催される。

人民委員会には、業務を補佐するために各種の専門機関が設置されており、実務上、人民委員会の各委員がいずれかの専門機関を担当している。専門機関では常勤の職員が行政事務を行っており、職員の採用や給与の支給等に関する事項は人民委員会が規定する。専門機関は人民委員会のほか、上位レベルの専門機関による指導を受ける。専門機関の長は人民委員会と上位レベルの専門機関に対して責任を負い、業務内容について報告を行う。専門機関とは、例えば、司法省傘下の司法局、商工傘下の商工局、建設省傘下の建設局などがあげられる。これらの局は、中央省庁からも管理を受けているが、その行政単位に属する人民委員会からも管理を受けており、いわゆる「二重の隸属」状態が生じており、これはベトナムの地方行政の特徴である。また、必要な場合、専門機関は、人民評議会に対しても業務報告を行うこととされている（前記「ASEAN 諸国の地方行政」より抜粋。）

人民評議会によって選出される人民評議会の（議決等の）執行機関であり、地方における国家行政機関である。

憲法、法律、上級の国家機関の各文書及び人民評議会の議決を執行する責任を負う。

法律の範囲内において決定・指示を出すことができる。

人民委員会の主席は、人民委員会が属する機関の違反文書、下級の人民委員会の違反文書の執行を停止し、あるいは廃棄する権利を有する。

④ ベトナム祖国戦線等の地方における立場 (125 条)

関連問題に関しては、ベトナム祖国戦線委員の議長及び地方における人民団体の指導者は、同等レベルの人民評議会の会議や人民委員会の会議に招待される上、人民評議会及び人民委員会は、祖国戦線と各人民団体に対し、地方のあらゆる面の状況を定期的に報告しなければならない。

7 最高人民裁判所及び最高人民検察院

① 人民裁判所³³

ア) 特徴 (127 条, 128～130 条)

人民裁判所は、通常の裁判機関³⁴である。

国会は、特別の場合、特別裁判所を設置できる。

裁判においては、人民参審員を伴っての審理合議体を形成する。

裁判官と人民参審員は独立³⁵が保障され

³³ ベトナムの裁判所機構は、ハノイにある最高人民裁判所を頂点とした 3 層構造である。つまり、最高人民裁判所の下に、省及び中央直轄都市の人民裁判所、さらにその下には、県及び区の人民裁判所がある。日本でいうところの高等裁判所のようなものはない。また二審制を採用している。

³⁴ 裁判所には法令解释权もなければ、違憲審査権もない。

³⁵ 裁判官及び参審員の独立とは、第 1 に判決が検察院の結論によって拘束されないこと、第 2 にいかなる機関、組織、個人であっても、裁判活動に対し、法律に反する干渉はできないこと、を意味する。また、共産党の関連では、共産党の裁判所に対する指導は存在するものの、それは一般的な路線、政策を通じてであって、具体的な裁判の方向性に意見を述べることは絶対に許されない、とされている。

ており、両者の権利は平等である。

裁判の公開が保障されているが、法律が規定する場合は非公開。

イ) 裁判所長官の責任 (128 条, 135 条)

最高人民裁判所長官³⁶の任期は国会と同じであり、国会に対して責任を負い、業務報告をする。

地方の裁判所長官は、人民評議機会に対して責任を負い、業務報告をする³⁷。

② 人民検察院³⁸

ア) 特徴 (137 条)

公訴権を行使し、各司法活動を検察 (監督・コントロール) し、法律が厳格かつ統一的に執行されることを確保することがその任務である³⁹。

イ) 検察院長官の責任 (140 条)

最高人民検察院長官の任期は国会と同じであり、国会に対して責任を負い、業務報告をする。

地方の検察院長官は、人民評議機会に対して責任を負い、業務報告をする。

第3 市民の権利及び義務

1 総論

ベトナム憲法第5章 49~82 条において、「市民

しかしながら、ベトナムにおいては、従来から、共産党による裁判の介入が存在してきたし、裁判官の大半が共産党員であるという現状 (検察官は全員共産党員)、1992 年憲法には「共産党の指導性」が規定されていることから、「裁判官の独立」の問題は非常に複雑である (ジェトロ「アジア諸国の憲法制度」第6章ベトナムの憲法制度 210 頁参照)。

³⁶ 現在の最高裁長官は国会議員でもあり、共産党中央委員会書記局員であり、共産党最高幹部の一人である。

³⁷ 地方の人民裁判所 (長官) は、人民評議会に責任を負うと同時に、中央からは最高人民裁判所 (長官) の管理も受けているので、地方における「二重の隷属」はここでも生じている。これは地方の人民検察院でも同じことである。

³⁸ ベトナムでは、人民検察院も裁判所と並ぶ司法機関の一つと位置づけられている。

³⁹ 検察院の任務が議論されており、公訴機関に特化させ、司法活動に対する検察活動機能を無くするという考えもある。

(cong dan)⁴⁰の基本的な権利及び義務」として各種市民の権利保護のための規定が設けられている。

まず、50 条は、「ベトナム社会主義共和国において、政治・民事・経済・文化・社会に関する人権 (quyen con nguoi) は尊重され、市民の権利 (quyen cong dan) として具体化され、憲法及び法律において規定されている。」と規定する。つまり、ベトナム憲法においては、人権という概念が存在し、その概念を個別具体化したものが各種市民の権利⁴¹となり、この市民の各種権利を憲法や法律によって保護しているというのである。また、ベトナムの市民の権利は、憲法や法律によって賦与された、いわゆる法律の留保付きの権利であり、**市民の義務と不可分 (51 条)** の関係になっているのがその特徴である。

2 各論

ベトナム憲法において、規定されている各種市民の権利は以下のとおりである。

一法の下での平等 (52 条)

⁴⁰ 第5章では、市民 (cong dan) という用語が使用されており、人民 (nhan dan) という言葉は使用されていない。

⁴¹ 「人権」は1992年憲法において初めて出てきた用語であり、1992年憲法において「人権」と「市民の権利」について、これら2つの概念をどのように考えるべきか議論されている。元来、社会主義憲法においては、前国家的な権利である「人権」概念は憲法上採用されず、それとは異なる後国家的な権利である「市民の権利」という概念が採用されてきた。1992年憲法を改正する際、改革派は、「人権」と「市民の権利」を別個の条文で規定しようとしたが、保守派との妥協により、現在の50条の規定ぶりとなった。つまり、「人権は各種市民の権利として具体化される」として、「人権」概念が「市民の権利」とし関係づけられることにより、「人権」の独自の意義を理論的に薄める結果となった。改革派にとって、このような規定ぶりには不満は残るものの、とにかく「人権」を憲法上の概念として取り入れることを最優先した。他方、保守派は「人権」を憲法上の概念として取り入れることに妥協した大きな理由はドイモイを進める上で対外関係上、かような規定が憲法上あった方が有利であると考えたためである (鮎京正訓著「法整備とは何か」211, 212 頁参照)。なお、改革派とは、ドイモイ政策後に出現した起業家の利益を代表する政治的潮流であり、とりわけ彼らの経済的利益を、経済的自由を少しでも得ようという方向で主張を掲げた者、保守派とは、伝統的な社会主義体制で利益を得てきた、軍、国営企業などの利益を優先した政治的潮流であり、1980年憲法に親近感を持つ者である。もっとも、改革派も保守派もベトナム共産党の一党体制を維持する点は共通していた (鮎京正訓著「法整備とは何か」195 頁参照)。

- 参政権 (53 条, 54 条) ⁴²
- 労働権 (55 条)
- 経営の自由 (57 条)
- 財産権 (58 条)
- 教育を受ける権利 (59 条)
- 研究の自由 (60 条)
- 社会保障を受ける権利 (61 条)
- 住宅建設の権利 (62 条)
- 両性の平等 (63 条)
- 子供の保護 (64 条)
- 負傷兵の保護 (65 条)
- 移転・居住の自由 (66 条)
- 言論・報道の自由 (67 条)
- 信仰・宗教の自由 (68 条)
- 精神・身体に対する自由 (69 条)
- 無罪推定の原則及び違法逮捕に対する保障 (70 条)
- 住居不可侵の権利及び通信の秘密の保護 (73 条)
- 請願権及び賠償請求権 (74 条)
- 国外に居住するベトナム人の権利保護 (75 条)

3 市民の義務

憲法で明記している市民の各種義務は以下のとおりである。

- 祖国忠誠 (76 条)
- 祖国保護及び軍事義務 (77 条)
- 国家財産及び公民の利益に対する尊重・保護義務 (78 条)
- 法規範遵守義務及び国家秘密守秘義務 (79 条)
- 納税・公益労働義務 (80 条) 及び通常労働の義務 (55 条)
- 訓練及び指導の義務 (59 条)

第4 その他の規定

1 総論

ベトナム憲法において、国家は、あらゆる面において、国家の全面的な発展に寄与しなければならない旨規定されている (3 条) こと、国家は、社会主義体制を強化し、法律によって社会を管理する旨規定されている (12 条) ことから、第2章 (15~29 条) において、経済分野における国家の役割を、第3章 (30~43 条) において、文化・教育・科学・技術分野における国家の役割をそれぞれ規定しているのも特徴である。

また、第4章 (44~48 条) においては、国防等に関する規定 (ベトナム社会主義祖国の保護) も設けられている。

2 各論

① 経済システム (15~29 条)

国家は、法律・計画・政策により、国家経済を統一的に管理する (26 条)。国家は、社会主義方針のもとで、市場経済の発展のため、国際経済参入のために、各種政策を実施する。全人民所有・集団所有・個人所有の各制度が保障されているが、全人民所有及び集団所有が、所有制度の基礎である (15 条)。

土地は、全人民所有であり、国家が統一的に管理する。個人や組織は、国家から土地を委任され、法律の規定に従って、委任された土地の使用権を譲渡することができる (17 条, 18 条)。

個人・組織は、法律で禁止されていない種々の職業において、生産・経営をすることが保障されている (16 条)。

個人及び組織の合法的な財産は国有化されない旨規定されているが、国防等国家利益のためには、市場価格に見合った賠償金額での収用・徴用が可能となる (23 条)。

② 文化・教育・科学・技術 (30~43 条)

国家による文化事業、教育組織、人民の健康保護事業及び体育・スポーツ事業の統一的管理の実施 (30 条, 36 条, 39 条, 41 条)。

特に、教育や健康保護事業に関しては、山間部や少数民族を優先保護するための各種プログラムを実

⁴² 選挙権は 18 歳以上で、被選挙権は 21 歳以上である。

施することは国家の責務である。

国家は、科学・技術と経済の発展を連携させるための各種政策を実施する（37条, 38条）。

③ ベトナム社会主義祖国の保護（44～48条）

ベトナム社会主義祖国の保護及び国家の堅固な安寧維持は、全人民の仕事である（44条）。

国防のための人民軍隊を、国内の秩序維持のための人民公安を、それぞれ編成する（46条, 47条）。

3 憲法改正手続き（147条）

国会のみが憲法を改正する権利を有しており、憲法の改正は、少なくとも、国会議員の3分の2の賛成の票決が必要となっている。

以 上

ベトナム社会主義共和国憲法¹（仮和訳）

法務省法務総合研究所国際協力部教官
西岡 剛（JICA 長期専門家）

（前文）

何千年もの歴史の間、国を建設・保護するために、勤勉かつ創造的に労働し、勇敢に闘争するベトナム人民は、民族の伝統的な団結力・仁義・強固でかつ不屈の精神を構築するとともに、ベトナム文明を作り上げた。1930年以來、ホーチミンによって創立・訓練されたベトナム共産党の指導の下、我々人民は長い革命闘争を遂行した。そして、多くの困難と犠牲が、8月革命を勝利に導いた。1945年9月2日、ホーチミン主席は、独立宣言を読み上げ、ベトナム民主共和国を誕生させた。その後、数十年間、我々の国の各民族の人民は、世界の友人からの貴重な援助を受けながら、絶え間なく戦闘を続けた。とりわけ、社会主義各国と近隣諸国は、華々しい戦功を挙げた。特に、植民地帝国主義からの2つの侵略戦争を打ち負かした歴史的なディエンビエンの戦役とホーチミン戦役を挙げることができる。これにより国土を解放し、祖国を統一し、人民民主民族革命を完遂した。1976年7月2日、統一ベトナム国会は、国名をベトナム社会主義共和国と変更することを決定した。国家は、社会主義への移行期に入り、国土建設や、しっかりと祖国保護に励むと同時に、国際義務も果たした。1986年から今日まで、第6回ベトナム共産党大会によって提唱された国土全体のドイモイ事業が、大変重要でかつ初期的な成果をあげた。

¹ 本憲法は、1992年に改正されたものであり、2001年にもその一部が改正された。

国会は、新しい状況と任務に対応するため、1980年憲法改正を決定した。本憲法は、政治・経済・文化・社会・国防・安寧制度や、市民の基本的な権利及び義務や、国家機関の組織及び活動の機構及び原則や、指導者としての党・主人としての人民・管理者としての国家の関係の新しい体制化を規定した。

マルクス・レーニン主義及びホーチミン思想の明かりのもと、国土建設綱領を実現し、社会主義移行期において、ベトナム人民は、伝統的な愛国精神を発揮し、団結して心を一つにすることを誓う。高い自力精神、自強な国家建設、対外独立の方針を実現するなら、すべての国との間で友好・協力自主、平和、友好、国際協力は、厳正に、憲法を施行し、ドイモイ、祖国保護及び建設作業において、より大きな勝利を勝ち取る。

第1章 政治システム

1条

ベトナム社会主義国は、一つの独立した主権のある統一された国であり、そしてその保全領域は、本土・海上諸島・領海及び領空である。

2条

ベトナム社会主義共和国は、人民の、人民による、人民のための社会主義的法治国家である。全ての国家権力は、人民に属しており、その礎となる人民は、労働者階級と農民階級及び知識人層の連合体である。

国家権力は統一しており、立法権・法執行権²・司法権は、各国家機関間で配分され、協同している。

3条

国家は、あらゆる面における人民の主人権を保障し、これを止めることなく促進し続け、民衆が富み、強力な国、公正な社会、民主、文明という目標を実現し、すべての者は、生活物資が十分に、自由で幸福な生活を享受し、全面的に発展する条件を創出する。祖国及び人民の利益を侵害する行動は厳罰に処せられる。

4条

ベトナム共産党は、ベトナム労働者階級の先導隊であり、マルクス・レーニン主義及びホーチミン思想に従って、労働者階級及び働く人民や、すべての民族の権利を忠実に代表する、国家と社会の指導勢力である。

党のすべての組織は、憲法と法律の範囲内で活動する。

5条

ベトナム社会主義国家は、ベトナム国土で共に生活する各民族の統一国家である。

国家は、各民族間における平等・団結・共助政策を実施し、民族を軽視し、分断する行為を厳格に禁ずる。

各民族は、自身の話し言葉、書き言葉を使用し、民族的特性を維持するとともに、風俗・習慣・伝統・文化をより発展させていく権利を有している。

国家は、同胞である少数民族の物質的及び精神的な生活を順次向上させていくためのあらゆる発展政策を実施する。

6条

人民は、国会及び人民評議会を通じて国家権力を行使する。これらは、人民によって選出され、

人民に対して責任を負っており、かつ人民の意思と希望を代表している機関である。国会・人民評議会及びすべての国家機関は、民主集中の原則に従って組織され、活動する。

7条

国会議員、人民評議会議員の選挙は、普通・平等・直接かつ秘密投票の原則に従って実施される。

人民からの信任が得られていない場合、国会議員は、有権者の選挙あるいは国会により罷免され、人民評議会議員は、有権者の選挙あるいは人民評議会により罷免される。

8条

各国家機関・幹部公務員・国家職員は、人民を尊重し、全身全霊で人民に奉仕し、人民と密接に連携し、人民の意見を聞き、人民からの監察を受ける。汚職・無駄及び官僚主義、権威主義に対しては断固闘う。

9条

ベトナム祖国戦線は、各階級・各階層・各民族・各宗教・国外に居住するベトナム人の、政治連合組織であり、政治組織・各政治—社会組織・社会及び各個人の象徴的な組織の自主的な連合体である。

ベトナム祖国戦線及びその構成組織は、人民政権の政治的基礎を構成している。戦線は、全人民団結の伝統を促進し、人民の政治的・精神的な一致を強化し、人民政権の建設、安定化に参加するとともに、国家と協力して、人民の正当な利益に配慮し、これを保護し、その主体的な権利を実現させるために人民を鼓舞し、憲法と法律を厳正に施行し、国家機関、人民から選出された代表者、幹部公務員・国家職員の活動を監査する。

国家は、祖国戦線とその構成組織が効果的に活動できるようにするための条件を整える。

10条

労働組合は、労働者階級及び労働者の政治—社会組織であり、国家機関・経済組織・社会組織と

² 原文は、quyen hanh phap である。

共同して、幹部、労働者、職員及びその他の勤労者の権利、利益に配慮して、これを保護する。国家と社会の管理に参加し、国家機関・経済組織の活動の検査・監察にも参加する。公務員幹部・労働者・職員・その他勤労者が祖国を建設、保護していく上での教育も実施する。

11条

市民は、国家や社会の事業に参加することを通じて、草の根レベルの自身の主人権を行使し、公共財産の保護・市民の合法的権利及び利益の保護・国家安寧及び社会・組織・公共生活の安全秩序を維持する責任を負う。

12条

国家は、社会主義的適法性を止めることなく強化し続け、法律によって社会を管理する。

各国家機関・経済組織・社会組織・人民武装部隊及びすべての市民は、憲法・法律を厳正に執行し、各種犯罪や、憲法や法律に違反する各種行為を予防するとともに、これらに対して闘争しなければならない。

国家の利益、集団及び市民の権利や利益を侵害するあらゆる行為は、すべて法律に従って処理されなければならない。

13条

ベトナム祖国は、神聖かつ不可侵である。

祖国の独立、主権、統一及び保全領土に抵抗したり、ベトナム社会主義祖国を建設・保護する事業に抵抗したりするような陰謀や行動は、法律に従って、厳重に処罰される。

14条

ベトナム社会主義共和国は、世界のすべての国との間で、相異なる政治・社会制度であってもそれを区別することなく、相互の独立・主権及び領土保全・内政不干渉・平等及び相互の利益を尊重することを基礎として、平和・友好、交流及び協力関係を拡大する政策を実施する。社会主義国家や近隣諸国との友好的な団結性、協力関係を強化す

る。平和・民族の独立・民主及び社会発展のための世界人民の共同闘争を積極的に支持し、貢献する。

第2章 経済システム

15条

国家は、国内の力を促進するという考えに基づき、自主・独立経済を構築し、国際経済参入を主導する。国土の工業化、現代化を実現する。

国家は、社会主義の方針のもと、市場経済を発展させる政策を一貫して実現させる。様々な生産・経営組織の各形態をもつ多様な構成要素の経済構造は、全人民所有、集団所有、個人所有の制度に基づくものであるが、そこにおいて、全人民所有と集団所有がその土台となる。

16条

国家経済政策の目的は、人民を豊かにし、国を強くし、ますます増加する人民からの物質的・精神的要望に応え、多様な形態の下での、国家経済・集団経済・個人や小規模会社の経済・個人資本経済・国家資本経済及び外国投資経済を含む各経済構成要素のあらゆる生産能力、あらゆる潜在能力を促進させるという考えに基づき、物質的—技術的基盤の建設や、世界経済との間での、経済・科学・技術協力及び交流の拡大を推進することである。

各経済構成要素は、社会主義方針に基づく市場経済の重要な構成部分である。経済構成要素に属する組織・個人は、法律で禁止されていない種々の職業において、生産・経営をすることができる。また、法律に従って、長期間にわたり、発展して協力し合い、平等な競争をしている。

国家は、社会主義方針に従った各種市場の形成・発展・順次改善を促進する。

17条

土地・山林・河川・湖沼（水源）・地下資源・領

海、大陸棚及び領空における利権のほか、国家が、経済・文化・社会・科学・技術・外交・国防・安寧に関する分野の事業及びプロジェクトに投資したことによる資本や財産と、法律が規定しているその他の財産は、全人民所有に属する。

18 条

国家は、計画と法律に従ってすべての土地を統一的に管理し、その使用が目的に適合し、一定の効果を上げることを確保する。

国家は、各組織や各個人に対して、安定して継続使用させるため、土地を委任する。

組織と個人は、土地を保護すること、豊かにすること、合理的に開発すること、経済的に使用することの責任を負い、法律の規定に従って、国家から委任された土地の使用権を譲渡することもできる。

19 条

国家経済は、統合・発展しており、とりわけ、主要な専門分野においては、日増しに国民経済の確実な土台となっている集団経済とともに、主導的な役割を果たしている。

20 条

市民が投資し、生産・経営に協力した集団経済部門は、任意的・民主的・相互利益という原則に基づき、多種多様な形態で、組織される。

国家は、協同組合（合作社）が効果的に活動していく上で、それを強化・拡大するための条件を創出する。

21 条

個人経済部門・個人資本経済部門は、生産・経営組織を選択でき、国家の福祉や人民の生活の利益となる職業分野においては、活動規模に関して制限されない企業を設立できる。

家族経済部門は、発展を奨励される。

22 条

すべての経済構成要素に属する各種生産・経営企業は、法律の下ではすべて平等であり、国家に

対して各種義務を十分に果たさなければならないが、合法的な資本と財産は国家によって保護される。

すべての構成要素に属する企業は、法律の規定に従って、国内外の個人及び経済組織と合併・統合することができる。

23 条

個人・組織の合法的財産は、国有化されない。

国防・安寧のため、かつ国家利益のために、真に必要な場合は、国家は、個人・組織の財産を、市場価格に従った賠償金額で、強制購入（収用）するか、徴用することができる。

収用・徴用の方式は法律の規定による。

24 条

国家は、対外的な経済活動を統一的に管理して拡大し、相互の独立・主権・相互利益を尊重するという原則に基づき、国内生産を保護・促進しつつ、すべての国家・組織との間で、各種経済関係を発展させる。

25 条

国家は、外国の各種組織及び個人が、ベトナムの法律・国際法及び国際通例に基づき、ベトナムに資本・工業技術を投資することを奨励する。外国の各種組織及び個人の資本・財産に対する合法的な所有権及び各種権利を保障する。外国に投資資本のある企業は国有化されない。

国家は、外国に定住するベトナム人が、国（ベトナム）に投資することを奨励し、そのための条件を創出する。

26 条

国家は、法律・計画・政策により、国家経済を統一的に管理する。責任を分割し、行政の各専門省庁（部門）及び各階級に、国家管理を割り当てる。個人及び集団の利益は国家の利益に結合させる。

27 条

あらゆる経済・社会及び国家管理活動は、経済

効果の高い政策を実施しなければならない。

28 条

あらゆる生産・経営活動は、合法的でなければならず、国家経済を破壊したり、国家利益や、集団及び市民の合法的な権利と利益に対して損害を及ぼすような、すべての行為は、法律に従って厳格に処理される。

国家は、生産者・消費者の権利を保護する政策を講じる。

29 条

国家機関・武装部隊・経済組織・社会組織・すべての個人は、天然資源の合法的利用及び環境保護に関する国家の各種規定を実行しなければならない。

資源を枯渇させる、あるいは環境を破壊するあらゆる行動は厳に禁止する。

第3章 文化・教育・科学・技術

30 条

国家及び社会は、先進的なベトナム文化や趣のある民族の特性を保存して発展させる。民族、現代、人文、ベトナムの各種伝統的文化の価値や、ホーチミンの思想・道徳・風格や品位を受け継いで発展させる。人類文化の真髄を承継する。人民における創造的な才能を開花させる。

国家は、文化事業を統一的に管理する。反動的・腐敗思想や文化の宣伝を厳に禁止する。迷信や有害慣習を排除する。

31 条

国家は、人民が全面発展するため条件を創出する。憲法や法律に従って生活して働くという人民意識を教育する。遵法美俗を維持する。文化的かつ幸福な、国や社会主義を愛する精神や、世界の各種民族との友好及び協力するという真の国際精神のある家庭を作る。

32 条

文学・芸術は、人格形成や、ベトナム人の崇高な精神形成に貢献するものである。

国家は、価値のある文化・文学・芸術発展に投資し、人民が、価値のある文学・芸術作品を享受できるための条件を創出する。文化・芸術の創造的な各種才能を発展させるための補助をする。

国家は、文学・芸術活動の多種多様な形態を発展させ、一般大衆の文化・芸術活動を奨励する。

33 条

国家は、情報業務・新聞報道・ラジオ・テレビ・映画・出版・図書館及びその他大衆情報伝達手段を発展させる。国家利益に損害を与えたり、ベトナム人の人格・道徳及び良好な生活様式を破壊するような文化活動や情報活動は厳に禁止する。

34 条

国家及び社会は、民族の文化遺産を保存し、発展させる。保存・保管・修復・維持・保護の業務に配慮し、各種歴史的遺産・革命遺品・各種文化遺産・各種芸術事業・各種名勝旧跡の保存・保管・修復・維持・保護に配慮し、それらから最善の効果を得られるようにする。

歴史的遺産・革命遺品・各種芸術事業及び名勝旧跡を侵害するような行動は厳に禁止する。

35 条

教育及び道徳は、第一の国策である。

国家及び社会は、人民の価値を高め、人民の力を養成し、人民の才能を育成するために教育を発展させる。

教育の目標は、市民の人格・資質・能力の形成と育成である。技能を身に付け、活動的かつ創造的で、民族の高い誇りを持ち、倫理観があり、国家の繁栄のために積極的に貢献しようとする意志があり、祖国建設・保護事業の要請にも応えることのできる労働者を養成する。

36 条

国家は、教育目標・プログラム・内容・計画・教員水準・試験規則及び学位・成績証明システム

に関しての教育組織を統一的に管理する。

国家は、バランスのとれた教育組織、例えば、入学前教育・普通教育・職業教育・大学教育・大学院教育を発展させる。基礎中学教育の普及を実現する。国立、私立の学校形態やその他の教育形態を発展させる。

国家は、教育に優先的に投資し、その他投資者を奨励する。

国家は、山間部・少数民族地域・特別な困難に直面している地域における教育発展のための優先保護政策を実施する。

各種人民団体、とりわけホーチミン共産青年団、各社会組織、各経済組織、同じ学校の家庭は、成人教育・少年教育・児童教育の責任を負う。

37 条

科学と技術の発展は第一の国策である。

国家は、国家の科学及び技術政策を策定し、実施する。先進的な科学・技術を建設する。方針・政策・法律を決定するための科学的論拠を設定すること、技術を刷新すること、生産量を増大させること、管理レベルを向上させること、経済発展の適正水準と成長率を保障することを目的として、専門科学分野を、共同歩調で発展させ、世界の科学技術の成果を研究して、これを吸収する。国防、国家安寧に貢献し、これを確保する。

38 条

国家は、様々な資本を通じて、科学に投資し、財政支援を行い、先進的な科学・技術を優先する。科学・技術系の幹部職員の養成や合理的な活用にも配慮する。とりわけ、高いレベルの者、熟練工、職人。創造的かつ献身的な科学者のために条件を創出する。科学研究の組織・活動のために多くの形態を考案し、科学研究と経済—社会発展の要請とを関連付ける。科学研究・養成と生産・経営をしっかりと結合させる。

39 条

国家は、人民の健康保護事業に投資し、これを

発展させ、統一的に管理し、遠大な方針（予防）に従い、ベトナム医学の建設・発展のために、あらゆる社会勢力を動員して組織化する。病気予防と病気治療を結合させる。伝統的に学ばれた医療と現代的に学ばれた医療とを結合させる。国家の医療発展と人民の医療発展を結合させる。保険医療を実現させ、すべての人民がヘルスケアを享受できるための条件を創出する。

国家は、山間部、少数民族の同胞のために、ヘルスケアプログラムを優先的に実施する。

組織及び個人が、人民の健康に被害を発生させるような違法な病気治療、違法な治療薬の生産・販売は厳に禁止する。

40 条

国家・社会・家庭・市民は、母子の保護・看護責任を負う。人口プログラム及び家族計画を実施する。

41 条

国家及び社会は、民族的・科学的・大衆的な体育・スポーツを発展させる。

国家は、体育・スポーツ発展事業を統一的に管理する。学校における強制的な身体教育制度を規定する。人民の自発的な体育・スポーツ組織の各形態を発展させることを奨励・援助し、大衆の体育・スポーツ活動拡大に歯止めをかけないための必要な各種条件を創出し、職業的スポーツ活動を重視し、スポーツの各種才能を育成する。

42 条

国家及び社会は、観光事業を促進し、国内外の観光事業を拡大させる。

43 条

国家は、文化・情報・文学・芸術・科学・技術・教育・医療・体育・スポーツの各分野において、国際交流及び協力を拡大する。

第4章 ベトナム社会主義祖国の保護

44 条

ベトナム社会主義祖国の保護及び国家の堅固な安寧維持は、全人民の仕事である。

国家は、全人民の国防及び人民の安寧を強化し、その中核となるのは、人民武装部隊である。しっかりと祖国を保護するために、国家の総合力を発展させる。

国家機関・経済組織・社会組織及び市民は、法律が規定する国防の任務を十分に果たさなければならぬ。

45 条

各人民武装勢力は、祖国及び人民に対して絶対的な忠誠を誓わなければならない。祖国の独立・主権・統一・領土保全、国家安寧及び社会の秩序・安全、社会主義制度及び革命の成果の保護に関して、戦闘する任務を有し、国土建設のために、全人民とともに戦闘する。

46 条

国家は、正規・精鋭、順次近代的となっていく、革命人民軍隊を編成し、予備動員勢力、全面的に強力な自己防衛民兵隊を編成する。祖国保護と祖国建設とを、人民武装勢力の力と全人民の力とを、外国からの侵害に対する伝統的な民族団結の力と社会主義制度の力とを、それぞれ全面的かつ強力に結合させた予備動員勢力や自衛民兵隊を編成する。

47 条

国家は、正規かつ精鋭で、順次近代的となっていく、人民を基礎とする革命人民公安（警察）を編成する。人民運動の中核となり、国家安寧、社会秩序・安全を保護したり、政治的安定及び市民の自由権・民主権を保障したり、生命を保護したり、人民の財産・社会主義財産を保護したりするため、各種犯罪と闘い、予防する。

48 条

国家は、愛国精神・人民の革命英雄主義・全人民のために国防及び安寧教育を促進し、軍事義務

制度・後方支援政策を実施し、武装勢力のために装備を確保するため、国防工業を起こし、国防と経済とを、経済と国防とを結合させるほか、幹部公務員及び戦闘員、国防作業員・職員の物質的及び精神的な生活条件を確保して強力な人民武装勢力を編成するとともに、止まることなく国土保護のための能力を強化し続ける。

第5章 市民の基本的な権利と義務

49 条

ベトナム社会主義共和国市民は、ベトナム国籍を有する者である。

50 条

ベトナム社会主義共和国において、政治的・市民的・経済的・文化的・社会的に関する人権は尊重され、市民権として具体化され、憲法及び法律において規定されている。

51 条

市民の市民権及び義務は不可分である。

国家は、市民の各種権利を保障する。市民は、国家及び社会に対して自身の義務を果たさなければならない。

市民の権利及び義務は、憲法や法律によって規定される。

52 条

すべての市民は、みな法律の下で平等である。

53 条

市民は、国家及び社会の運営・管理に参加する権利、国家及び地方における共通の各種問題について討論に参加する権利、国家機関に対して建議する権利、国家組織が住民投票を組織した際、投票する権利をそれぞれ有する。

54 条

市民は、民族、男女、社会的身分、信仰、宗教、文化レベル、職業、居住期間にかかわらず、法律の規定に従い、国会や人民評議会において、18歳

以上で選挙権を、21歳以上で被選挙権を有する。

55条

労働は、市民の権利であり、義務でもある。

国家及び社会は、労働者のために一層の雇用創出の計画を立案する。

56条

国家は、労働保護政策及び制度を創設する。

国家は、国家公務員や給与所得者のために、労働時間・給与制度・休暇制度・社会保険制度を規定する。労働者のための各種社会保険形態の開発を奨励する。

57条

市民は、法律の規定に従って、経営の自由権を有する。

58条

市民は、合法的な収入・貯蓄財産・住宅・生活物資・生産物資・企業あるいはその他経済組織における資本及びその他財産に関して所有権を有する。国家から使用を委任された土地に関しては、17条及び18条の規定による。

国家は、市民の合法的な所有権及び相続権を保護する。

59条

訓練と指導は、市民の権利と義務である。

小学校は、強制であり、学費を支払う必要はない。

市民は、多種多様な方法で、文化や技能を学ぶ権利を有する。

特技のある学生は、国家及び社会から、才能を伸ばすための訓練と指導を受けるための有利な条件を与えられる。

国家は、学費及び奨学金の政策を策定する。

国家は、弱点のある子供、困難な特別な境遇の子供のために、適切に文化及び技能を学ぶことのできる条件を創出する。

60条

市民は、科学・技術・発明・創案・技術改善の

創意工夫や生産の合理化のための研究をする権利、文学及び芸術の批評をする権利、その他各種文化活動に参加する権利を有する。

国家は、作家の権利・工業所有権を保護する。

61条

市民は、健康に関する保護制度を享受する権利を有する。

国家は、医療費制度・医療費の免除あるいは減額制度を規定する。

市民は、病室の衛生・公共の衛生に関する規定を実行する義務がある。

違法なアヘン、その他各種麻薬の生産・運送・販売・貯蔵・使用は厳に禁止する。国家は、強制的に麻薬中毒を断ち切るための制度や、社会に危険な疫病を治療するための制度を規定する。

62条

市民は、区画規則や法律に従って住宅を建設する権利を有する。住宅の賃借人及び住宅所有者である賃貸人の権利は、法律で保護される。

63条

男性及び女性市民は、政治・経済・文化・社会及び社会のあらゆる側面において、同一の権利を有する。

女性に対して区別して取り扱うこと、女性の品格を損ねることは厳に禁止する。

給料が同一である場合、男性も女性もその労働は同じである。女性の労働者は、出産制度の恩恵を享受できる。女性の国家公務員及び女性の給与所得者は、法律の規定に従い、給与や手当を受領した状態で、出産前後の休暇を取得する権利を有する。

国家及び社会は、社会におけるその役割を果たしたまま、女性があらゆる面でレベルアップするための条件を創出する。家事軽減のため、産婦人科・小児科・保育所その他基礎的な社会福祉施設の充実に配慮し、女性のために、生産・仕事・訓練・指導・病気治療・休暇に関してや、母親とし

ての本分を果たせるようにするための条件を創出する。

64 条

家庭は、社会の細胞である。

国家は、婚姻と家族を保護する。

婚姻は、自由意志の原則によってなされ、進歩的な結合であり、一人の妻、一人の夫、夫婦間は平等である。

父母は、子供を養育し、より良い市民に成長させる責任がある。子供の本分は、祖父母・両親を尊重し、世話をすることである。

国家及び社会は、子供を差別することは認めない。

65 条

子供は、家庭・国家及び社会によって保護・世話・教育されている。

66 条

成人は、家庭・国家及び社会によって、訓練と指導を受けたり、労働したり、娯楽を楽しんだりする条件を与えられており、体力・知恵・道徳に関する育成・民族伝統・市民意識及び社会主義理想を発達させ、創造的な労働事業においては先頭に立って祖国を守る。

67 条

負傷兵・病兵・戦争遺族は、国家の優待政策の恩恵を享受できる。負傷兵は、労働機能回復のための条件を与えられ、健康状態に見合った仕事を与えられ、安定生活も確保される。

国家から表彰された本人と家族は、報奨金を受領し、世話をされる。

その他、障害者、孤児でかつ頼るところがない者は、国家及び社会によって援助される。

68 条

市民は、法律の規定に従って、国内において自由に往来し、居住する権利を有し、出国する権利や国外から国内に戻る権利を有する。

69 条

市民は、法律の規定に従って、言論の自由・報道の自由を有する。情報を受領する権利・集合・結社・デモの権利を有する。

70 条

市民は、信仰の自由・宗教の自由、一つの宗教に従うか従わないかの自由を有する。

各種宗教は、法律の下では平等である。

各種信仰及び宗教の礼拝所は、法律によって保護される。

何人も、信仰・宗教の自由は侵害できないし、法律と国家の政策に反する目的で信仰・宗教を使用することはできない。

71 条

市民は、精神や身体に関して不可侵の権利を有し、法律によって、生命・健康・名誉・品格が保護されている。

何人も、人民裁判所の決定、人民検察院の決定あるいは承認がない限り、現行犯を除いて、逮捕されることはない。

逮捕・勾留は、法律を遵守しなければならない。

市民の名誉・品格を傷つけるような激しい追及、拷問は厳に禁止する。

72 条

裁判所の有罪判決が法的効力を有さない場合、何人も有罪とみなされないし、刑罰を受けることはない。

法律に反して、逮捕・勾留・公訴提起されて審判を受けた者は、物質的な損害賠償を受ける権利や、名誉回復の権利を有する。逮捕・勾留・公訴提起・審判の過程において、法律に違反して、他人に損害を与えた者は、厳正に処理されなければならない。

73 条

市民は、住居不可侵の権利を有する。

何人も、住人の同意がない限り、法律が許可する場合を除いて、勝手に他人の住居に入ることはできない。

市民の信書・電話・電信は安全かつ秘密が保障されている。

市民の住居の搜索，市民の信書・電信の開封・検閲・差押えは法律の規定に基づき権限のある者により実施されなければならない。

74 条

市民は，国家機関・経済組織・社会組織・人民武装部隊，あるいはあらゆる個人からの法律違反に関して，権限のある国家機関に対し，不服申立てをしたり，告訴・告発をしたりする権利を有する。

不服申立て，告訴・告発は，法律が規定する期限内に，国家機関によって審査されて解決される。

国家の利益や，集団及び個人の合法的権利及び利益を侵害するあらゆる行為は，厳正かつ適時に処理される。損害を被った者は，物質的な損害の賠償を受け，名誉を回復する権利を有する。

不服申立て，告訴・告発をした者に対して報復することや，他人を中傷し，罪に陥れるて損害を与えることを目的とした不服申立てや告訴・告発をすることは厳に禁止する。

75 条

外国に定住するベトナム人は，ベトナム民族の共同社会の一員である。国家は，外国に定住するベトナム人の正当な権利を保護する。

国家は，外国に定住するベトナム人が，ベトナム民族の特性を維持し，家族や故郷と親密な関係を維持し，故郷や国土建設に貢献することを奨励し，そのための条件を創出する。

76 条

市民は，祖国に忠誠を誓わなければならない。祖国に対する裏切りは，一番重大な罪である。

77 条

祖国保護は，市民の神聖な義務であり，高貴な権利でもある。

市民は，軍事義務を果たし，全人民による国家防衛に参加しなければならない。

78 条

市民には，国家の財産・市民の利益を尊重・保護する義務がある。

79 条

市民には，憲法・法律を遵守し，国家安寧や社会秩序・安全保護に参加し，国家秘密を守秘し，市民生活の各規則を実施する義務がある。

80 条

市民には，法律に従い，納税し，公益労働をする義務がある。

81 条

ベトナムに居住する外国人は，ベトナムの憲法や法律を遵守しなければならない。ベトナムの法律に従って，国家により，生命・財産・正当な権利は保護されている。

82 条

民族の自由・独立のため，社会主義・民主主義及び平和のために闘争している外国人，あるいは科学事業のために迫害されている外国人がいる場合には，ベトナム社会主義共和国国家は，一時的な居住地を与えることを検討する。

第6章 国会

83 条

国会は，人民の最高の代表機関であり，ベトナム社会主義共和国の最高の国家権力機関である。

国会は，唯一の憲法制定及び法律制定機関である。

国会は，対内的，対外的，経済—社会の任務，国防，国土の安寧に関する基本的な諸政策，国家機構の組織・活動や，市民の社会関係・活動に関する主な諸原則を規定する。

国会は，国家の活動全部に対して，最高の監察権を行使する。

84 条

国会の任務と権限は以下のとおりである。

- 1 憲法制定と憲法改正・法律制定と法律改正・法律や法令制定計画の決定
 - 2 憲法・法律及び国会議決を遵守しているか否かの最高の監察権を行使する。国家主席・国会常務委員会・政府・最高人民裁判所・最高人民検察院の報告を審査する。
 - 3 国土の経済—社会発展計画の決定
 - 4 国家の財政及び貨幣政策の決定
国家予算の概算・配分・決算の承認
各種手続きの規定・修正・破棄
 - 5 国家の民族政策・宗教政策の決定
 - 6 国会・国家主席・政府・人民裁判所・人民検察院・地方政権の組織や活動に関する決定
 - 7 国家主席・国家副主席・国会議長・各国会副議長・各国会常務委員会委員・政府首相・最高人民裁判所長官・最高人民検察院長官の選任・解任・罷免
副首相・大臣及びその他構成員（閣僚）に関する政府首相からの提案の承認
国防及び安寧評議会構成員名簿に関する国家主席からの提案の承認
国会により選出・承認された各職務に従事している者に対する信任投票の実施
 - 8 政府の各省庁及び省と同レベルの各機関の設立・廃止決定
省や中央直轄市の成立・合併・分割・土地境界の調整
特別行政経済部門の設立あるいは解体
 - 9 憲法・法律・国会議決と反する、国家主席・国会常務委員会・政府・政府首相・最高人民裁判所及び最高人民検察院の各種文書の廃棄
 - 10 恩赦の決定
 - 11 人民武装部隊の職位と階級・外交機関の職位と階級・その他国の職位と階級の決定
国家の勲章、徽章（メダル）、荣誉称号の決定
 - 12 戦争と平和問題の決定
緊急状態に関して、国防及び国家安寧を保障するための特別な施策の決定
 - 13 対外的な基本政策の決定
国家主席が署名した国際条約の承認と破棄
国家主席の提案に基づき締結あるいは加盟したその他国際条約の承認と破棄
 - 14 住民投票の実施決定
- 85 条**
毎回の国会の任期は5年である。
国会の任期が終了する2か月前、新国会の選挙が終了する。選挙手順と国会議員（代表）の数は法律の規定による。
特別な場合で、かつ、少なくとも国会議員（代表）の総数の3分の2の賛成が得られた場合、国会は、その任期を短縮あるいは延長の決定をする。
- 86 条**
国会は、国会常務委員会の招集により、毎年2回開催される。国家主席の要求、政府首相の要求、あるいは少なくとも国会議員の総数の3分の1の要求、あるいは国会自らの決定により、国会常務委員会は、臨時国会を召集する。
第1回目の新国会は、国会議員選挙日から遅くとも2か月で招集されるが、新国会議長が選出されるまでは、前の国会議長が国会を開幕し、議長を務める。
- 87 条**
国家主席・国会常務委員会・民族評議会及び国会の各種委員会・政府・最高人民裁判所・最高人民検察院・ベトナム祖国戦線及び戦線の各構成組織は、国会に対して法律案を提出する権利を有する。
国会議員は、国会に対して、法律や法律案に関して建議を提出する権利を有する。
法律案や法律に関する建議の提出手続きは、法律に規定されている。
- 88 条**

法律・国会議決は、国会議員の総数の半数以上の賛成の票決を得なければならない。ただし、7条に規定する国会議員罷免の場合、85条に規定する国会任期の短縮・延長の場合、147条に規定する憲法改正の場合を除く。このような場合、少なくとも、国会議員総数の3分の2の賛成の票決が必要となる。

89条

国会は、国会議員資格審査委員を選出し、委員会の報告を根拠として、国会議員の資格確認の決定をする。

90条

国会常務委員会は、国会の常任機関である。

国会常務委員会に含まれるのは

- 国会議長
- 各国会副議長
- 各委員

国会常務委員会の構成員数は、国会の決定による。国会常務委員会の構成員は、同時に政府の構成員（閣僚）とはなることはできない。

国会ごとの国会常務委員会は、新しい国会常務委員会が選出されるまで、その任務を果たし、権限を行使する。

91条

国会常務委員会の任務と権限は次のとおり

- 1 国会議員選挙の公布と主催
- 2 国会会期の準備・招集・主催
- 3 憲法・法律・法令の解釈
- 4 国会から委任された問題についての法令（国会常務委員会令）の発布
- 5 憲法・法律・国会議決、国会常務委員会の法令・議決の施行状況の監察

政府・最高人民裁判所・最高人民検察院の活動の監察

憲法・法律・国会議決に反する、政府・最高人民裁判所・最高人民検察院の各種文書の執行を停止し、国会に対して、その文書の廃

棄を決定するよう意見を述べる。

国会常務委員会の法令及び議決に反する、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院の各種文書の廃止

6 人民評議会の活動の監察・指導

省及び中央直轄市の人民評議機会の違法な議決の取消し

省、中央直轄市の人見評議会が、人民の利益に対して重大な被害を与えた場合、その人民評議会の解散

7 民族評議会及び各国会委員会の活動の指導・調整・協力

各国会議員の活動条件を指導し、保障する。

8 国会の非開催中に、副首相・大臣・その他政府構成員（閣僚）の任命・解任・罷免に關しての政府首相からの提案を承認し、その後直近の国会でこれを報告する。

9 国会が開催できない場合で、国家が侵略された際、戦争状態の宣言を決定し、その後の直近の国会で、審査・決定の報告をする。

10 総動員あるいは部分的な動員の決定 全土あるいは特定地域における緊急状態の宣告

11 国会の対外的関係の実施

12 国会の決定に従った住民投票の実施

92条

国会議長は、国会会議を主宰する。法律や国会議決の承認署名をする。国会常務委員会の業務を指導する。国会の対外関係を実施する。国会議員との関係を維持する。各国会副議長は、国会議長から割り当てられた任務を遂行する。

93条

国会常務委員会の法令及び議決は、国会常務委員会の半数以上の賛成の票決を得なければならない。国会常務委員会の法令及び議決は、通過した日から遅くとも15日以内に公布されなければならない。但し国家主席が国会に審査のやり直しを

意見した場合を除く。

94 条

民族評議会は、議長・副議長・民族評議会委員からなり、民族に関する諸問題を研究し、国会に建議する。民族政策、山間部や少数民族のいる地域の経済—社会発展プログラムや計画の実施状況を監察する権利を行使する。

民族政策に関する決定を公表する前、政府は、民族評議会委員会の意見を参考にしなければならない。

民族評議会は、95 条に規定する国会委員会のようなその他任務・権限を有している。

民族評議会には、専門制度に従って業務を遂行する構成員が一部いる。

95 条

国会は、国会委員会を選出する。

各国会委員会は、法律案を研究・審査する。法律・法令案その他のプロジェクトに関して建議をする。国会あるいは国会常務委員会から委任された諸報告をする。国会及び国会常務委員会に対して、法律・法令策定計画を提出する。法律によって規定された任務・権限の範囲内において監察権を行使する。委員の活動範囲内の諸問題について建議する。

各委員会には、専門規則 (che do chuyen trach) に従って業務を遂行する構成員が一部いる。

96 条

民族評議会及び国会委員会は、政府構成員 (閣僚)・最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官及びその他関係のある国家職員に対し必要な問題の説明や、あるいはこれに関する説明を求める権利を有する。要求された者は、その要求に応える責任を負う。

各国家機関は、民族評議会及び国会委員からの諸建議を研究し、これに応える責任を負う。

97 条

国会議員は、人民の意思・願望を代表する者であり、自身の選挙区の代表であるとともに、国全

体の人民の代表でもある。

国会議員は、有権者としっかりとした関係を築き、有権者からの監察を受ける義務を負う。国会及び関連する各国家機関に対して、忠実に、有権者の意思・願望を集めてこれらを反映する。定期的に有権者と接触するとともに、自身や国会の活動について、有権者に報告する。有権者からの要求や建議を聞く。市民からの不服申立て、告訴・告発の解決を審査し、督促し、これに気を配るとともに、これらの権利の行使において、市民を指導し、援助する。

国会議員は、人民に対して、憲法・法律・国会議決の実行を国民に普及し、促進する。

98 条

国会議員は、国会主席・国会議長・政府首相・大臣及び政府構成員 (閣僚)・最高人民裁判所長官・最高人民検察院長官に対し、(議会で) 質問をする権利を有する。

質問を受けた者は、その国会会期中に答えなければならない。調査が必要な場合は、国会は、国会常務委員会の前で答えること、あるいは、その国会会期の後、若しくは、文書で答えることの決定を出すことができる。

国会議員は、国家機関・社会組織・経済組織・武装部隊に対し、国会議員の関心事項に答えるよう、要求する権利を有する。

各国家機関・各組織・各部隊の担当者は、法律が規定する期限内に国会議員からの質問に答える責任を負う。

99 条

国会の同意がない場合や、国会の閉会期間中で、国会常務委員会の同意がない場合は、国会議員を逮捕・勾留・公訴提起できない。

国会議員が現行犯逮捕により、一時留置された場合、(国会議員を) 一時留置している機関は、国会あるいは国会常務委員会が審査・決定できるようにするため、即刻、報告しなければならない。

100 条

国会議員は、議員としての任務を果たすための時間を確保しなければならない。

国会常務委員会、政府首相・各大臣・政府構成員（閣僚）及びその他各国家機関は、国会議員が、要求した書類を提供する責任を負うとともに、国会議員がその任務遂行のための条件を創出する責任を負う。

国家は、国会議員の活動経費を保障する。

第7章 国家主席

101 条

国家主席は、国家元首であり、対内的・対外的にベトナム社会主義共和国を代表する者である。

102 条

国家主席は、国会議員の中から選出される。

国家主席は、国会に対して、自らの報告及び業務に関する責任を負う。

国家主席の任期は、国会の任期に従う。国会の任期が終了した場合、国家主席は、新国家主席が選出されるまでの間、その任務の遂行を続ける。

103 条

国家主席の任務及び権限は以下のとおりである。

- 1 憲法・法律・法令の公布
- 2 各人民武装勢力を統括し、国防・安寧評議会議長の職務に就く
- 3 国会に対して、国家副主席・政府首相・最高人民裁判所長官・最高人民検察院長官の任命・解任・罷免を提案する。
- 4 副首相・大臣その他政構成員（閣僚）の任命・解任・罷免は国会議決を根拠とする。
- 5 国会あるいは国会常務委員会の議決を根拠とした戦争状態宣言決定の公布及び恩赦の決定及び公布
- 6 総動員令あるいは部分的動員令の発令。国会常務委員会の議決を根拠とした緊急状態の

発令。国会常務委員会を開催することができない場合、国土全体あるいは特定地域における緊急状態を公布する。

7 法令が可決された日から 10 日の期限内に法令の再審査を国会常務委員会に提案する。仮に、その法令が、国会常務委員会により賛成多数で可決を維持され、国会主席との意見が未だ一致しない場合は、国会主席は、直近の国会会期において、国会に議決するよう具申する。

8 最高裁判所副長官・裁判官・最高人民検察院副長官・検察官の任命・解任・罷免

9 各人民武装勢力において、職位及び高級士官の称号を、大使に職位及び階級を、その他の分野における国家の階級を授与する。勲章、徽章（メダル）、国家報奨金及び国家荣誉称号の授与を決定する。

10 ベトナム特命全権大使の選出、帰国命令。外国特命全権大使の接遇。ベトナム社会主義共和国の名において、他国の元首との間で条約に関して、交渉を進め、締結する。直接署名した国際条約の承認を国会に具申する。国会に決定の具申を求めるものを除き、国際条約の承認あるいは加盟を決定する。

11 ベトナム国籍取得、離脱、剥奪の決定

12 恩赦決定

104 条

国防・安寧委員会は、議長・副議長、各委員からなる。

国家主席は、国防・安寧委員会の構成員名簿を提案し、国会承認を具申する。国防・安寧評議会は、必ず国会議員でなければならない。

国防・安寧評議会は、祖国保護のためにあらゆる勢力及び能力を動員する。

戦争の際、国会は、国防・安寧委員会に対し、特別の諸任務及び権限を委託する。

国防・安寧評議会は、集団システムで業務を行

い、多数決による。

105 条

国家主席は、国会常務委員会の各会議に参加する権利を有する。

審査の必要がある場合、国家主席は、政府の会議に参加する権利を有する。

106 条

国家主席は、自身の任務及び権限を遂行するための命令や決定を発行する。

107 条

国家副主席は、国会議員の中から選出される。

国家副主席は、国家主席が行う任務を補助し、その任務の一部を主席から委任を受け、主席に代わって行うことができる。

108 条

国家主席が、長期間業務を行うことができない場合、国家副主席は、主席の権限を行使する。

国家主席が不在の場合、国家副主席は、新国家主席が選出されまでの間、主席の権限を行使する。

第8章 政府

109 条

政府は、国会の実施機関であり、ベトナム社会主義共和国の最高の国家行政³機関である。

政府は、国家の政治・経済・文化・社会・国防・安寧及び外交の各任務を遂行するために統一的に管理する。中央から草の根レベルまでの国家機構の効力を確保する。憲法と法律を遵守して執行することを確保する。祖国建設及び保護事業において、人民の主人権を促進し、人民の物質的・文化的な生活を安定させて向上させることを確保する。

政府は、国会に対して責任を負い、国会・国会常務委員会・国家主席に業務報告する。

110 条

政府は、首相・各副首相・各大臣・その他構成員（閣僚）からなる。首相以外の政府の構成員は、必ずしも国会議員である必要はない。

政府首相は、国会に対して責任を負い、国会、国会常務委員会、国家主席に業務報告をする。

首相を補助する副首相は、首相からの割り当てに従って、任務を遂行する。

副首相が不在の場合、一人の副首相は、首相からの委任を受けて、その代わりに政府の業務を指導する。

111 条

中央ベトナム祖国戦線委員会の議長、ベトナム労働総連合の議長及び人民団体の各指導者は、関連する問題を取り扱う場合、政府の会議に招待される。

112 条

政府の任務と権限は以下のとおりである。

- 1 各省、省レベルと同一の国家機関、政府に属する各機関、各階級の人民委員会の業務を指導し、中央レベルから草の根レベルまでの国家行政機構の統一的組織を建設し、健全化する。上級の各国家機関の各文書を実施するため、人民評議会を指導し、検査する。人民評議会が、法律の規定に従って、その任務と権限を実行するための条件を創出する。国家職員を訓練、育成、配置、雇用する。
- 2 各国家機関・経済組織・社会組織・武装部隊及び市民において、憲法と法律の施行を確保する。人民における憲法と法律の宣伝、教育業務を組織し、指導する。
- 3 国会及び国会常務委員会に対して、法律案、法令案及びその他のプロジェクトを提出する。
- 4 国家経済の建設・発展を統一的に管理する。国家の財政・貨幣政策を実施する。全人民所有の財産の統一的な使用を管理・確保する。文化、教育、医療、科学及び技術を発展させ、

³ 原文は、hanh chinh となっている。

経済—社会発展を実現し、国家予算を執行する。

- 5 市民の各権利及び利益を保護するための諸方策を実行し、市民のために、その権利を行使するとともにその義務を果たすための条件を創出し、国家及び社会の財産、利益を保護する。環境を保護する。
- 6 全人民の国防、人民の安寧を確実に強化する。国家安寧及び社会の秩序・安全を確保する。人民武装勢力の創設。国土保護のため、動員令、緊急状態公布令、その他必要な方策を実行する。
- 7 国家の財産調査及び統計を指導する。国家機構における、官僚主義や汚職と闘い、国家審査を実行する。市民の不服申立て、告訴・告発の解決業務を行う。
- 8 対外的業務を統一的に管理する。103条10項に規定する場合を除き、ベトナム社会主義共和国の名において、国際条約の交渉を行い、締結する。政府の名において、国際条約の交渉を行い、決裁し、加入する。ベトナム社会主義共和国が締結あるいは加盟した国際条約の実行を指導する。国家の利益、外国におけるベトナムの組織及び市民の正当な利益を保護する。
- 9 社会政策・民族政策・宗教政策の実施
- 10 省や中央直轄市よりも下級の行政単位の境界調整に関する決定を行う。
- 11 自身の任務及び権限の実行において、ベトナム祖国戦線や各人民団体と協力する。これら各組織が効果的な活動ができるようにするための条件を創出する。

113条

政府の任期は、国会の任期に従う。国会の任期が終了した際、政府は、新しい政府が樹立するまでの間、引き続き任務を遂行する。

114条

政府首相の任務及び権限は以下のとおりである。

- 1 政府、その他各政府の構成員（閣僚）、各級の人民委員会の業務を指導する。政府会議の議長を務める。
- 2 国会に対して、省庁や省庁と同じクラスの機関の設立・廃止を提言する。国会に対し、副首相・大臣その他政府閣僚の任命・解任・罷免の提案を具申する。
- 3 次官及びそれと同クラスの職務の任命・解任・罷免。選挙の承認。省級や中央直轄市の人民委員会の主席、副主席の解任・配置換え・罷免
- 4 憲法や法律、上級の各国家機関の各文書に違反する、大臣及びその他政府構成員（閣僚）の決定、指示・通達や、人民委員会及び省級や中央直轄市の人民委員会の主席の決定、指示の執行を停止し、あるいはこれらを廃棄する。
- 5 憲法や法律、上級の各国家機関の文書に違反する、省級や中央直轄市の人民評議会の議決の執行を停止すると同時に、国会常務委員会に対して、その廃棄を提案する。
- 6 政府が解決しなければならない重大な問題について、マスメディアを通じて人民に対して定期的に報告する。

115条

憲法や法律、国会の議決・国会常務委員会の法令・議決、国家主席の命令、決定を根拠として、政府は、議決、議定を制定し、政府首相は、決定、指示を制定するとともに各文書の執行検査を実施する。

政府の権限内の重大な諸問題は、集団討論及び多数決により解決されなければならない。

116条

大臣及びその他政府構成員（閣僚）は、法律の規定に基づき、国家全体において、自身が担当している専門分野に関して国家管理の責任を負うと

ともに、各企業の生産・経営における自主権を保障する。

憲法や法律・国会議決・国会常務委員会の法令・議決、国家主席の命令・決定、政府及び政府首相の各種文書を根拠として、大臣その他構成員（閣僚）は、決定・指示、通達を制定し、全ての専門部門、地方、草の根レベルに対して、その文書の施行状況を検査する。

117 条

大臣及びその他政府の構成員（閣僚）は、自身が担当する専門分野に関して、政府首相及び国会に対して責任を負う。

第9章 人民評議会及び人民委員会

118 条

ベトナム社会主義共和国の各行政単位は、次のとおりである。

一 国は、省と中央直轄市に分割されている。

一 省は、県、省所属の市及び町に分割されている。中央直轄市は、区、県及び町に分割されている。

一 県は、社、小さな町に分割されている。省に所属する市、町は、街区及び社に分割される。区は街区に分割される。

一 各行政単位の人民評議会及び人民委員会の成立は、法律の規定による。

119 条

人民評議会は、地方における国家権力機関であり、人民の意思・願望・主人権を代表し、地方の人民の選挙によって選出され、地方の人民及び上級の国家機関に対して責任を負う。

120 条

憲法・法律及び上級の国家機関の文書を根拠として、人民評議会は地方における憲法や法律を厳格に施行するための議決を制定し、各種方策を実施する。経済—社会発展及び予算計画に関して(の

各種方策)。地方における国防・安寧に関して(の各種方策)。人民の生活安定及び向上方策に関して、上級機関から委任された任務や、国土全体に対しての任務を遂行する。

121 条

人民評議会議員は、地方における人民の意思・願望を代表する者である。有権者と強固な関係を保ち、自身や人民評議会の活動に関して、有権者からの監察を受け、定期的に有権者と接触を図り、有権者に報告をし、有権者からの建議や意見を聞く。不服申立て、告訴・告発の解決を審査し、これを督促する。

人民評議会議員は、人民に対して、法律・国家政策・人民評議会の議決の実行を促す任務や、人民を国家行政に参加するよう促す任務を有する。

122 条

人民評議会議員は、人民評議会議長、人民委員会の主席及び他の構成員、人民裁判所長官、人民検察院長官及び人民委員会に所属する各機関の長に対して(議会で)質問をする権利を有する。質問を受けた者は、法律が規定する期限内に人民評議会に対し、答えなければならない。

人民評議会議員は、地方における各国家機関に対して建議をする権利を有する。この機関における責任者は、議員に応対し、議員からの建議を審査して解決する責任を負う。

123 条

人民評議会による選出される人民委員会は、人民評議会の執行機関であり、地方における国家の行政機関であり、憲法、法律、上級の国家機関の各文書及び人民評議会の議決を執行する責任を負う。

124 条

法律が規定する任務・権限の範囲内において、人民委員会は、決定・指示を出し、その各文書の執行状況を検査する。

人民委員会の主席は、人民委員会の活動を指導

し、調整する。

地方の重要な問題を決定する際、人民委員会は、集団で討論し、多数決によって決定する。

人民委員会の主席は、人民委員会が属する機関の違反文書、下級の人民委員会の違反文書の執行を停止し、あるいは廃棄する権利を有する。下級の人民評議会の違反決議の執行を停止すると同時に、自身と同級の人民評議会に対し、その議決の廃止を提案する権利を有する。

125 条

関連する問題がある場合、ベトナム祖国戦線委員の議長及び地方における人民団体の指導者は、同等レベルの人民評議会の会議や人民委員会の会議に招待される。

人民評議会・人民委員会は、祖国戦線と各人民団体に対し、地方のあらゆる面の状況を定期的に報告し、これらの組織の意見や建議を聞くとともに、地方における政権を構築し、経済—社会を発展させる。祖国戦線及び各人民団体と協力し、人民を鼓舞する。国家もまた地方における経済—社会・国防・安寧の各任務を実施する。

第 10 章 人民裁判所及び人民検察院

126 条

ベトナム社会主義人民共和国の人民裁判所及び人民検察院は、それぞれの職務の範囲内において、社会主義的適法性・社会主義制度及び人民の主人権、国家・集団の財産、市民の生命・財産・自由・民主及び品格を、それぞれ保護する任務を有する。

人民裁判所

127 条

最高人民裁判所、地方の各人民裁判所、各軍事裁判所及びその他法律の規定による各裁判所は、ベトナム社会主義人民共和国の裁判（審理）機関であ

る。

特別な状態において、国会は特別の裁判所の成立を決定することができる。

草の根レベルにおいては、法律の規定に従って、法律違反や人民同士の小さな紛争を解決するための適切な人民組織を成立させる。

128 条

最高人民裁判所の長官は、国会の任期に従う。裁判官の任命・解任・免職及び任期のシステム、各階級の人民裁判所の人民参審員の選出及び任期は、法律の規定による。

129 条

法律の規定に従って、人民裁判所の裁判（審理）は、人民参審員を伴い、軍事裁判所の裁判（審理）は、軍人参審員を伴う。裁判（審理）の際、参審員と裁判官は同じ権限である。

130 条

裁判（審理）の際、裁判官と参審員は、独立であり、かつ法律にのみ従う。

131 条

人民裁判所の裁判（審理）は、法律が規定する場合を除き、公開される。

人民裁判所の裁判（審理）は、集団裁判（審理）あり、多数決によって決せられる。

132 条

被告人の弁護権は、保障される。被告人は、自身で弁護することも、他人に弁護を依頼することもできる。

弁護士組織は、被告人やその他当事者の合法的な権利や利益を保護するために設立され、社会主義的適法性保護に貢献する。

133 条

人民裁判所は、多民族国家であるベトナム社会主義共和国の市民のために、裁判では民族自身の話し言葉、書き言葉を使用することができる。

134 条

最高人民裁判所は、ベトナム社会主義共和国の

最高の裁判（審理）機関である。

最高人民裁判所は、地方の人民裁判所及び各軍事裁判所の裁判（審理）を監督する。

最高人民裁判所は、特別裁判所及びその他の裁判所の裁判（審理）を監督する。但し、国会がその裁判所の設立を規定している場合を除く。

135 条

最高人民裁判所の長官は、国会に対して責任を負い、業務報告をする。国会が開催されていない期間においては、国会常務委員会及び国家主席に対して責任を負い、業務報告をする。

地方の人民裁判所の長官は、人民評議会に対して責任を負い、業務報告をする。

136 条

法的効力のある人民裁判所の各判決及び各決定は、各国家機関・経済組織・社会組織・人民武装部隊及びすべての市民によって尊重される。関連のある者及び部門は、厳正に執行しなければならない。

人民検察院

137 条

最高人民検察院は、公訴権を行使し、各司法活動を検察（監督・コントロール）し、法律が厳格かつ統一的に執行されることを確保する。

地方における各検察院、各軍事検察院は、法律が規定する範囲内において、公訴権を行使し、各司法活動を検察する。

138 条

人民検察院は、長官に指導される。下級人民検察院の長官は、上級の検察院の長官の指導を受ける。各地方の人民検察院の長官・各階級の軍事検察院の長官は、最高人民検察院長官の統一的指導を受ける。

検察委員会の設立、人民検察院の長官が決定する問題、検察委員会が討論し、多数決によって決

定しなければならない重大な問題は、法律の規定による。

最高人民検察院長官の任期は、国会の任期に従う。

地方の人民検察院及び各軍事区及び地域の軍事検察院の長官・各副長官及び・検察官は、最高人民検察院の長官によって、任命・解任、罷免される。

139 条

最高人民検察院長官は、国会に対して責任を負い、業務報告をする。国会が開催されていない期間においては、国会常務委員会及び国家主席に対して責任を負い、業務報告をする。

140 条

地方の人民検察院長官は、人民評議会に対して責任を負い、業務報告をし、人民評議会からの質問に答える責任を負う。

第 11 章 国旗、国章、国家、首都、国慶日

141 条

ベトナム社会主義共和国の国旗は、長方形で、その幅は長さの3分の2と同じであり、真っ赤な背景の真ん中には5つの尖端をもつ金色の星がある。

142 条

ベトナム社会主義共和国の国章は、丸く、真っ赤な背景の真ん中には5つの尖端を持つ金色の星があり、周囲を稲穂で囲まれ、その下には半分の歯車があり「ベトナム社会主義共和」の文字が刻まれている。

143 条

ベトナム社会主義共和国国家は、「進軍歌」という歌の曲と詞である。

144 条

ベトナム社会主義共和国の首都はハノイである。

145 条

1945年9月2日の独立宣言日は国慶である。

第12章 憲法の効力及び憲法改正

146条

ベトナム社会主義共和国憲法は国家の基本であり、最高の法的効力を有する。その他あらゆる法律文書は、憲法に附合しなければならない。

147条

国会のみが憲法を改正する権利を有する。憲法の改正は、少なくとも、国会議員の3分の2の賛成の票決が必要である。

以 上

～ 外国法令紹介 ～

改正ベトナム民事訴訟法の概要

JICA ベトナム長期派遣専門家
多々良 周 作

第1 はじめに

2011年3月、成立から7年を経て民事訴訟法(2004年成立)が改正された。施行は2012年1月1日である。本報告は、改正・補充された条項についての概要を紹介するものである。今回の改正では、基本原則、管轄、証明及び証拠、第一審手続、控訴審手続、監督審手続、民事非訟事件に関する62の条項が修正・補充され、8の条項が削除された。これらの詳細については、改正民事訴訟法の仮訳¹及び第3以下の記載部分を参照されたい。

民事訴訟法の改正作業に尽力されたベトナム側関係者の方々、JICA法・司法制度改革支援プロジェクトにおいて裁判実務改善委員会の委員としてご支援いただいた先生方、元現地専門家の方々、法務総合研究所国際協力部の関係者の方々に改めて感謝申し上げる次第である。

第2 ベトナムの裁判所制度の概要

民事訴訟法の改正項目を理解する前提として、ベトナムの裁判所制度について簡単に説明する(以下、各法令の引用については、特に断らない限りベトナム法を指すものとし、人民裁判所組織法²を「裁」、各訴訟法については「民訴」、「行訟」、「刑訴」など

と略称する。)

1 裁判所の種類

ベトナムには、最高人民裁判所(以下「SPC」という。)、省・中央直轄市の裁判所(以下「省級裁判所」という。)、県・社・省直轄市の裁判所(以下「県級裁判所」)、被告人が現役の軍人である場合など定められた刑事事件のみを扱う軍事裁判所が存在する(裁2条)。SPCの中には審理機関として、SPC裁判官評議会、刑事法廷、民事法廷、経済法廷、労働法廷、行政法廷、控訴審法廷³があり(同18条2項)、省級裁判所には、裁判官委員会、刑事法廷、民事法廷、経済法廷、労働法廷、行政法廷がある(同27条1項)。これに対して、県級裁判所については上記のような組織分化はなされていない(同32条参照)

2 審級制度

(1) 二審制

ベトナムでは、二審制が採用されており(裁11条1項)、控訴審の判決・決定は言渡しの日⁴に法的効力を生じる(同11条2項、民訴279条6項、280条6項、行訟206条6項、207条5項、刑訴248条3項)。法的効力を生じるとこれに基づいて執行ができる(裁12条、民訴375条、行訟241条、刑訴255条)、また、民事訴訟・行政訴訟では、法的効力が生じた判決・決定の中で確定された事実関係については証明が不要になる(民訴80条1項b号、行訟73条1項b号)。

³ ハノイ市、ダナン市、ホーチミンシティ市の3か所に置かれている。

¹ 63頁以下の改正民事訴訟法の仮訳は、西村修・前現地専門家(現東京地裁判事)による最終草案の日本語訳を基に、当職において越語原文からの逐語訳を行った。

² 人民裁判所組織法については、当職において適宜英訳を参照しながら、越語原文からの逐語訳を試みた。本ICDnews80頁以下を参照されたい。

(2) 審級管轄

第一審をどの裁判所で行うかは、各訴訟法の定めに従うことになる（民訴 25 条ないし 38 条，行訴 29 条ないし 32 条，刑訴 170 条ないし 175 条）⁴。そして、第一審が県級裁判所であれば、その控訴審は、事件の類型に応じて省級裁判所の各専門法廷が担当し、第一審が省級裁判所であれば、その控訴審は、SPC の控訴審法廷が担当することになる（裁 20 条 2 項，28 条 2 項参照）。

(3) 監督審・再審

法的効力が生じた判決・決定に、法律違反や新しい事情が発見された場合、これを是正する手続として監督審・再審という制度が存在する（裁 11 条 2 項，民訴 282 条・304 条，行訴 209 条・232 条，刑訴 272 条・290 条）。監督審・再審の手続を行う裁判所は、①県級裁判所の判決・決定については省級裁判所の裁判官委員会，②省級裁判所の判決・決定については SPC の各専門法廷，③SPC 控訴審法廷及び各専門法廷の判決・決定については，SPC 裁判官評議会が，それぞれ担当する（民訴 291 条・310 条，行訴 219 条・238 条，刑訴 279 条・296 条）。

3 審理主体

裁判所の審理は集団で行うことになっており（憲法 131 条，裁 6 条），原則として，第一審では，裁判官 1 人，人民参審員 2 人から構成される合議体により審理が行われ（民訴 52 条，刑訴 185 条，行訴 128 条），控訴審では，裁判官 3 人による合議体による審理が行われる（民訴 53 条，刑訴 244 条，行訴 192 条）。監督審・再審においては，SPC の各専門法廷が担当する場合には 3 人の裁判官による合議体になるが，その他の場合は，合議体である省級裁判所の裁判官委員会ないし SPC 裁判官評議会が審理を行う（民訴 54 条，行訴 218 条・238 条，刑訴 281 条・297 条）。民事非訟事件については単独審理を認めるなど例外的な規定が置かれている（民訴 55 条）。

⁴ 各専門法廷への事件の割り振りについては，決議 1 号 5/1/2005. NQ-HDTP に規定が置かれている。

第 3 改正条項の概要

- 1 管轄
- 2 個別決定の破棄権限
- 3 検察官の手続関与
- 4 当事者の権利
- 5 当事者の適法な権利利益の保護人
- 6 証拠収集
- 7 提訴時効・要求時効
- 8 提訴状の返却
- 9 和解手続
- 10 一時停止決定，停止決定
- 11 公判期日の欠席
- 12 控訴審
- 13 監督審
- 14 特別手続
- 15 非訟事件の手続

1 管轄

(1) 裁判所の管轄に属する民事訴訟・非訟事件⁵の追加

ベトナムの民事訴訟法における管轄の規定は，列記主義がとられており，「法律に規定のあるその他の・・・」という包括規定によって新しい類型の事件の管轄を認める余地を残している。そして，現実に民事訴訟法以外において当事者に対して裁判所に解決を求めることを認める規定があり，それらの事件が上記包括規定に取り込まれるものと考えられる

⁵ 民事非訟事件【việc dân sự】とは，裁判所に解決を請求できる事件の中で紛争性を有しないものであり（民訴 311 条），民事訴訟事件【vụ án dân sự】と対比されるものである。日本における訴訟・非訟の区別とは意味合いが異なることに注意が必要である。民事非訟事件の手続は，例えば，単独裁判官による審理を認めていること（55 条），申立書の審理期間や期日の準備期間が短いこと（320 条，331 条等），検察官の出席が必要的であること（21 条）など，簡易・迅速性，あるいは公益性に基づく違いが見られるが，民事訴訟事件の規定もこれらの性質に反しない限り適用される（311 条）。

ものの、裁判所ごとに当該事件が訴訟事件なのか非訴訟事件なのかについての見解が統一されておらず、場合によってはそもそも管轄自体を認めないという理由で提訴状や申立状を返却する例が見られた(168条1項e号, 311条参照)。

そこで、裁判所の管轄に関する統一的理解・運用を確保するため、民事訴訟法以外に裁判所の権限を認めている公証法 45 条⁶ (公証文書⁷の無効宣言)、民事判決執行法 74 条 1 項 (共有財産の持分の確定)⁸、同法 102 条 1 項⁹ (財産競売の結果に関する紛争)、の各規定と合わせる形で管轄の規定が補充された (公証法 45 条関係につき 25 条 9 項, 26 条 6 項, 民事判決執行法 74 条関係につき 25 条 10 項, 26 条 7 号, 同法 102 条 1 項関係につき 25 条 11 項)。

これに応じて、土地管轄 (35 条 2 項) の規定、選

⁶ 公証法 45 条 公証文書の無効の宣告を提議する権利を有する者

公証官、公証を要求した者、証人、関連する権利義務を有する者、権限のある国家機関は、公証に法律違反があるとの根拠があるときは、裁判所に対して、公証文書の無効を宣告することを提議する権利を有する。

⁷ 公証文書に記載された事実は不要証事実とされている (民訴 80 条 1 項 c 号)。

⁸ 民事判決執行法 74 条 1 項 共同所有財産に対する強制執行

執行官は、判決執行債務者その他の者が共同して所有する財産 (土地使用権を含む) に対する強制執行をする前に、共同所有者に対し、強制執行について通知しなければならない。

共同所有者は、訴えを提起して、裁判所に対し、その共有財産に対するその者の所有持分を確定するよう要求する権利がある。共同所有者が上記の通知を受けてから 30 日の期限内に訴えを提起しない場合は、判決執行債権者又は執行官は、裁判所に対し、その共有財産のうちの判決執行債務者の所有持分を確定するよう要求する権利がある。

夫婦の共同所有権に属する財産について、執行官は婚姻及び家庭に関する法律の規定に従い、夫、妻の所有持ち分を確定し、夫、妻に対して通知する。妻又は夫が同意しない場合は、持分が執行官により確定された日から 30 日の期限内に、裁判所に対して、訴えを提起して、共有財産の分割を要求する権利がある。上記期限が過ぎて、当事者が訴えを提起しないときは、執行官は財産の処理を進行し、判決執行債務者の夫、妻に対してその者の所有権に属する財産部分の価値を清算しなければならない。

⁹ 民事判決執行法 102 条 財産競売の結果の破棄 1 項

当事者、執行官は、裁判所に対して、訴えを提起して、財産競売の結果についての紛争を解決するよう要求する権利がある。

択による管轄 (36 条 2 項) の規定が整理・補充され、公証文書の無効宣言要求に関する事件手続についての規定も補充された (339 条 a~c の補充)。

(2) 県級人民裁判所の管轄の拡大

県級裁判所の管轄を拡大していくという司法改革の方針に従った改正である¹⁰。紛争の複雑性や困難性に関わらず、原則的には県級裁判所がすべての事件について第一審裁判所としての管轄を有することになった (詳細は別紙を参照)。

なお、ベトナムでは、法律を根拠としてある事件の管轄権を与えられた裁判所のみがその事件の管轄権を有するという考え方を取っているため、法律上の管轄裁判所と異なる当事者間の管轄の合意については、審級管轄の場合はもちろんのこと、土地管轄に関する合意についても無効となる。また、土地管轄に関する民事訴訟法 35 条 1 項は、被告の普通裁判籍 (a 号)、当事者間の書面による合意がある場合には原告の普通裁判籍 (b 号)、不動産に関する紛争については不動産の所在地 (c 号)、をそれぞれ管轄する裁判所の管轄に属することが定めているところ、明文の規定はないが、c 号が適用される場合には、a 号及び b 号の適用が排除され、b 号が適用される場合には a 号が排除されると理解されている¹¹。

(3) その他

民事訴訟法 31 条を改正して、1 項において、調停が成立した後に債務者が履行しない場合や本旨に従った履行をしない場合にも裁判所への訴え提起を認めることとし、また、2 項においては、労働法の規定に合わせて規定を改正した。

¹⁰ 現在、第一審事件のうち、県級人民裁判所が担当しているのは 90% から 92%、省級裁判所が担当しているのは 8% から 10% 程度とのことである。

¹¹ なお、バクニン省民事訴訟 Q&A 問 4 において、被告の住所地 (35 条 1 項 a) と義務履行地 (36 条 g 号) の両方に管轄がある場合には原告が選択できる旨の説明があるので、35 条の土地管轄と 36 条の選択管轄の関係は併存すると理解しているように思われる。

2 個別決定の破棄権限

(1) 改正の趣旨

1989年11月29日の民事訴訟解決手続に関する政令12条は、「他の機関又は組織の決定に関する裁判所の権限」として、「民事訴訟事案について審判を行う場合、裁判所は、関係裁判所の管轄権に属する事案において、他の機関又は組織が当事者の法的権利を侵害して行った、明らかに違法な決定については、これを取り消す権限を有する。」と定めていた。2004年民事訴訟法でこれを廃止した後は、裁判所は上記のような決定を発見したとしても、これを取り消す権限がなかったため、その決定を発布した機関が自ら取り消すよう促すことできるとどまっていた。当事者が行政訴訟を提起しようにも提訴時効が経過していることも多く、また、仮に行政訴訟によったとしても、判決に行政機関が従わないという問題も生じていた。そこで、32条aとして上記政令の規定に相当する規定を補充した。

(2) 取消の対象となる決定

取消となる対象となる決定について、上記政令では、単に「決定」としていたところ、補充された規定によれば「個別決定」としている。この趣旨は、法規範文書公布法における決定(国家主席・首相等々によるもの)は排除するところにある。個別決定にあたるものとしては、特定の者を対象とする報償や懲戒の決定、一定の地位への任命決定などである。

(3) 管轄の特則

取消の対象となる個別決定が、取消訴訟の対象となる行政決定であることが想定されていることから、行政訴訟法との整合性を確保するために、管轄裁判所については行政訴訟法29条、30条に従うこととされている。

県級裁判所の管轄とされている民事訴訟・非訟事件において、問題となっている決定を仮に行政訴訟上の取消訴訟によって取り消す場合の管轄裁判所が省級裁判所となる場合には、事件全体が省級裁判所の管轄に属することになる。

(4) 裁判所の裁量による取消しの可否

32条a1項には、当事者による要求の有無を要件としていないことから、当事者の要求がなくとも裁判所が職権により取消が可能かどうか問題となる。起草担当者の見解によれば、32条a2項において「破棄を要求された」と規定していることを理由に、当事者の要求を要件とするべきであるという説明がされている。

3 検察官の手続関与

(1) 改正の趣旨

2004年民事訴訟法21条は、「人民検察院は、民事訴訟・非訟事件が適時、適法に解決されることを保障するために、民事訴訟における法遵守を検察し、法律の規定に従い、要求、建議、異議申立ての権利を行使する。」(1項)、「人民検察院は、裁判所が証拠を収集し当事者が不服を申立てた事件、裁判所の管轄に属する民事非訟事件、裁判所の判決、決定に対して検察院が異議申立てをした事件について、公判期日に参加する。」(2項)としていた。これに対しては、「当事者が裁判所の証拠収集に不服申立てをしていないため、当事者が検察院の関与を要望しているにもかかわらず検察院が関与できない。多くの手続上の違法が存在するにもかかわらず、異議申立期限内にこれらを見出すことができず、民事訴訟・非訟事件の解決が客観性を欠く結果を招いている。特に国家の財産に関する事件や、当事者が社会的に弱い立場にある者である事件では問題は大きい。」旨の指摘がされていた。今回の改正では、このような考えを背景に、法遵守の検察の実効性を高めるとともに、客観性を確保し、法律違反を低減させるという趣旨に基づき、検察院の事件の立会を拡大するとともに、さらにその趣旨に沿うものとして、各手続段階における検察官の関与の機会を増やすなどの改正を行った。

(2) 改正の内容

ア 立会対象事件の拡大

上記の改正趣旨に基づき、民事訴訟事件については、裁判所が証拠収集を行った事件については当事者からの不服申立の有無を問わず検察官の立会が義務化された（これに伴い検察院の立会の要件となっていた裁判所の証拠収集に対する不服申立に関する規定（85条3項2文、58条1項c）が削除された。）。その他、紛争の対象が公用財産、公共の利益、土地使用権、住宅である事件、当事者の一方に未成年、心身に障害のある者がいる事件について検察官の立会が義務となった。

従前、控訴審の公判期日の立会については、検察院が異議申立てをした事件、第一審で立会った事件のみが立会義務があったところ、全事件を対象を拡大した（264条2項参照。なお監督審・再審についてはもとより立会義務がある。292条1項・310条）。これは控訴審の判決・決定も、再審・監督審の決定と同様に即時に法的効力が生じるため（控訴審判決につき279条6項、控訴審決定につき280条6項、監督審決定につき302条、再審決定につき301条・302条）、その更正・回復が困難となるとの考えからである。

検察官が立ち会う事件では、検察官は、第一審においては、事件解決過程における裁判官、審理合議体の法律遵守、事件受理から審理合議体の評議時点までの訴訟参加人の活動について意見を公表し（234条1項）、控訴審においては、控訴審段階における民事事件の解決過程における法律遵守に関する検察院の意見を公表することになる（273条a）¹²。

イ 各手続段階における関与

2004年民訴法においても、事件の受理通知（174条1項）、事件の分離・併合決定の通知（38条3項）、緊急保全処分に関する決定の通知（123条2項）、当事者の合意の承認決定の通知（187条1項）、事件の停止決定・一時停止決定の通知（194条2項）、事件

を公判に付する決定の通知（195条2項）、公判期日の延期決定の通知（208条3項）、判決書の交付（241条）など、重要な手続上の行為ないし決定については、裁判所から検察院への通知等が義務づけられていた。今回の改正では、新たに、受理後に別の裁判所へ移送した場合の通知（37条1項）、提訴状の返却の場合の通知（168条2項）を義務付けることになった。

また、裁判所は、検察院立会事件の場合には、事件を公判に付する決定を出した後、検察院に対して、記録を送付して記録を検討する機会を与えなければならないことになっている（195条3項）¹³。これに対して、控訴審に関しては、従前、行政訴訟の場合と同様（行訴法200条）、控訴審の事件の受理後に、記録を送付することになっていたが、第一審と同様に、事件を公判に付する決定を発した後に記録を送付することになった（262条）。

ウ 証拠収集に関する権限

証拠収集に関しては、第一審判決に対する異議申立て、監督審・再審手続に従った異議申立てを十分に行うために、当事者のみならず関係者・機関・組織に対して証拠提出を要求することができるものとし（85条4項）、さらに、事件解決を目的とした証拠提出要求権を与えた（94条2項）。これに伴い、資料・証拠提出責任に関する一般規定においても、義務履行の名宛人として検察院の文言が加わった。

4 当事者の権利

(1) 自己決定権の明記

当事者の自己決定権に関する規定については、5条に一般規定が存在し、具体的な規定として、合意成立後の審理の不継続要求（192条1項d）、訴えの取下げ（217条）、訴えの変更（218条）などの規定

¹² 行政訴訟における第一審・控訴審の各公判期日で行う検察官の意見陳述と同様である（行政訴訟法160条、204条3項）

¹³ 行政訴訟法では、裁判所は、検察院に対して事件を公判に付する決定の送付とともに記録を送付するものとされているところ（行訴124条）、民事訴訟法には、検察官への記録の送付時期について明確にした規定がない。

が置かれていたが、当事者の権利として明確な根拠を与えるのが望ましいという考慮から、当事者の権利を列挙した58条2項のa号に明記した。

(2) 論争権の保障

共産党政治局決議8号決議は「裁判所の判決は証拠、検察官、弁護士、被告人、証人、原告、及び利害関係人の意見を十分かつ全面的に考慮した上で公判における弁論結果を主に根拠にしなければならぬ。」として、これを司法活動の重要な任務の1つとして挙げており、2004年民事訴訟法においても、これに沿う各種規定(6条、9条、58条、62条等)が置かれていたが、今回の改正では23条aを補充して直接的に論争を保障する規定を置いた。この規定は、訴え提起から事件解決に至るまでの当事者の各権利の基となる手続保障に関する原則規定として理解されている。

また、同決議49号は「民事訴訟手続を引き続き整備する。各当事者が、主体的に証明する根拠を収集し、自分の合法的な権利と利益を保護することができるための条件を整える」との目標を掲げており、これに沿うものとして、今回の改正において、裁判所の許可を受けて、事件に関連する問題について他の者に質問し、また対質を実施することを権利として認めることになった(58条2項o)。

(3) その他の当事者の権利の拡充

事件の解決は関連する権利義務を有する者にも影響を与えるため、それらの者が事件の解決手続に参加することを保障する必要があるとの考え方から、原告に限らず被告を含めた当事者の権利として、関連する権利義務を有する者を訴訟に参加させるよう裁判所に提議する権利を認めた(58条2項n)。

一時停止決定¹⁴に関して、決定の効果を直接受ける立場にある当事者の利益に配慮して、原告のみならず被告を含めた当事者の権利として、裁判所に対して事件の解決の一時停止を提議する権利を認める

¹⁴ 理論上は、当事者の申立の有無を問わず裁判所の裁量により行うことができる。

ことになった(58条2項x)。

被告が、関連する権利義務を有する者に対する反訴要求を立てることを認めた(176条)。これに関連して、被告の反訴要求及び関連する権利義務を有する者の独立要求については、公判に付する決定が出るまでにする必要があることが明記された(176条、177条)

なお、監督審・再審手続に従った異議申立てについての提議権(58条2項t)については監督審手続の改正の箇所を参照されたい。

5 当事者の適法な権利利益の保護人

ベトナム民事訴訟法には、代理人(73条)とは別に当事者の適法な権利利益の保護人(63条)という者が存在し、弁護士などが保護人になることができる¹⁵。今回の改正は、ベトナム法律扶助法(69/2006/QH11)20条1項が、「法律扶助を提供する者は、法律扶助官及び法律扶助の参加者である。」と定め、21条¹⁶3

¹⁵ 63条2項a号において保護人の資格として弁護士が第1に挙げられていることからすると、主として弁護士が保護人として活動することが想定されていると思われる。しかし、その権利・義務を定めた64条を見ると、手続の参加、証拠収集、裁判官や人民参審員等の手続進行者の変更要求などができるものの、代理人(74条参照)と異なり、当事者の権利義務を代理して行使するものではない。代理人には、法定代理人と委任による代理人が存在することから(73条1項)、弁護士が委任による代理人になることには問題はないと考えられる。なお、行政訴訟法も同様に代理人と保護人の区別がある(同法54条、55条参照)。

¹⁶ 法律扶助法21条 法律扶助官

1. 法律扶助官は、ベトナムに永住しているベトナム国民であって以下の条件を十分に満たす者である。

a) 完全な民事行為能力があり、良い品質、道徳を備えていること

b) 法学士を取得していること

c) 法律扶助業務の訓練を受けたことの証書があること

d) 2年以上法律活動に従事した時間があること

d) 任された業務の完遂を保障する健康状態であること

2. 法律扶助官は国家公務員であって、国家法律扶助センターに勤務し、省・中央直轄市の司法局長の提議に基づき、省・中央直轄市の人民委員会主席により、法律扶助官カードを授与される。

3. 法律扶助官は以下の法律扶助を行う。

a) 法律相談

b) (上記引用のとおり)

c) 法律に関連する職務を行うために法律扶助を受ける者のために訴訟外で代理すること

項 b 号は、法律扶助の 1 つとして「訴訟手続に、被疑者、被告人を弁護するために適法な代理人の資格で参加する。刑事事件の当事者の権利利益の保護人として参加する。当事者の代理人又は適法な権利利益の保護人として、民事訴訟・非訟事件、行政事件に参加する。」と定めていることを受けて、63 条 2 項 b 号をもって、法律扶助官及び法律扶助の参加者に対しても、当事者の適法な権利利益の保護人となる資格を与えたものである。一方、公安関係者を欠格事由として追加した（63 条 2 項 c 号の改正）。

6 提訴時効・要求時効

民事訴訟事件の提訴時効、民事非訟事件の要求時効の適用に関しては、第一次的に法律の定めに従うことを前提¹⁷に、法律の定めがない場合の処理として、時効が適用されない類型¹⁸を規定し、それ以外についての時効期間を定めるという形式に規定を修正した（159 条 3 項、4 項）。

(1) 時効が適用されない民事訴訟事件

提訴時効が適用されない類型としては、①財産の所有権に関する紛争、②別の者が管理、占有する財産の取戻しに関する紛争、③土地法の規定に従った土地使用権に関する紛争という 3 つの類型¹⁹が挙げ

d) その他の方法による法律扶助を行うこと

¹⁷ SPC 理論研究所の説明によれば、複数の異なる法規範文書に規定されている民事訴訟事件の提訴時効については、ある専門分野に関連する紛争が生じている場合には、民事訴訟事件の時効は、その専門分野の法律の規定に従って確定することになるとのことである。例えば、保険契約に関する紛争は、契約に関するものであっても民法 427 条（2 年）ではなく、保険営業法 30 条の規定に従い 3 年となる。また、労働に関する紛争は、労働法 167 条の区分に従い、6 か月、1 年、3 年となる。

¹⁸ 民法 160 条には、提訴時効の適用がない民事訴訟・非訟事件として、「国家所有形態に属する財産の返還要求」（1 項）、「侵犯された人格権の保護に対する要求」（2 項）が掲げられており、改正はこの規定を意識したものと理解される。

¹⁹ SPC 理論研究所が示した例としては、財産の所有権の帰属に関する紛争、夫婦共有の財産分割に関する紛争、離婚後の共有財産分割に関する紛争、多数人が共同所有に属する財産に関する紛争、土地又は住宅に固着して作られた工作物に関する紛争、土地の使用権の帰属に関する紛争、土地使用権の境界に関する紛争がある。

られている。この点について、SPC 理論研究所は以下の説明を加えている。

ア 時効取得が適用される場合

所有権に関する紛争の場合は、提訴時効が適用されない場合（例えば上記②に該当する不動産の取戻しに関する紛争）であっても、時効取得に関する民法 247 条（動産につき 10 年、不動産につき 30 年）が適用される²⁰。

イ 知的所有権に関する紛争

知的所有法には提訴時効の規定はないが、知的所有法 27 条に定める各権利の保護期限に従って提訴時効を適用する。

ウ 民事取引が存在する場合

上記①、②に該当する紛争が民事取引によって発生している場合（売買、贈与、交換、貸借のように財産の移転があるもの）、民法に個別に提訴時効の規定があればその規定が適用される²¹。

財産の保管契約、財産の賃貸借契約、請負契約、加工契約、運送契約のような民事取引については、契約に関する紛争として訴えを提起した場合には、民法 427 条に規定する提訴時効（2 年）及び専門分野の法律に規定されている提訴時効を適用するが、当事者が財産の取戻しとして訴えを提起した場合には、仮に上記各時効期間が過ぎていたとしても、裁判所は事件を受理して解決することになる²²。

(2) 時効が適用されない民事非訟事件

個人の人格に関する民事権²³に関連する民事非訟

²⁰ 取得時効の規定を適用する前提として、被告の主張（すなわち時効の援用）が必要なかどうかは不明である。

²¹ 民事取引が無効となる場合に関する規定（無効事由、提訴時効、効果等）について定めた民法 128 条ないし 138 条を想定した説明と思われる。

²² この説明によれば、同じ物に対する契約上の返還請求権と、所有権等に基づく返還請求権は、別個のものとして併存すると考えているようである。

²³ ベトナム民法では「民事権」（quyền dân sự）という言葉がよく使用されている。民事権の内容として、「quyền nhân thân」（人格権）、「quyền sở hữu」（所有権）、「quyền thừa kế」（相続権）、「các quyền khác đối với tài sản」（その他の財産に関する権利）含まれること（ベトナム民法 15 条）からすると、民事上主張することができる権利一般であると理解するのが妥当であろう。

事件についての時効が適用されないことを規定した。例えば、人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣言要求（321条）、人の民事行為能力喪失の宣言決定又は民事行為能力制限の宣言決定の取消しの要求（322条）、人の失踪宣言の要求（330条）、人の失踪宣言決定の取消しの要求（333条）、人の死亡宣言（335条）、人の死亡宣言決定の取消しの要求（338条）、未成年者の子に対する父親、母親の一部の権利の制限についての要求（婚姻家庭法41条）などである。

7 提訴状の返却

ベトナムでは、訴えの提起があった後、一定の事由がある場合（168条1項各号）、提訴状を返却して、事件を受理（171条）しない、あるいは受理した後であっても事件を停止する決定を出した上で提訴状を返却するものとされている（168条、192条参照）。主な事由としては管轄²⁴や訴訟能力の有無、提訴の条件が十分か²⁵どうかなどである。従前、168条1項a号において、提訴状の返却事由の1つとして「提訴時効が満了した。」ことが列記されていたため、提訴時効の期間が過ぎていけば、提訴状審査の段階で被告の主張を待たずに提訴状を返却するという制度となっていた。提訴時効に関しては審理の中で証拠に基づいて判断する必要があるとの考えから、旧a号を削除し、裁判所は提訴時効が満了していることを理由として訴状を受理しないということは許されなくなった。公判準備期限内に提訴時効が完了して

²⁴ 提訴状を受け取った裁判所に当該事件の管轄がなくても他の裁判所の管轄に属する場合には、提訴状を当該管轄裁判所に送付するが（167条2項）、そもそも裁判所の管轄外の事件であれば、提訴状を返却することになる（同3項、168条1項e号）。受理後の場合は、上記の区別に従い、管轄裁判所へ事件の移送する決定をする（37条）か、事件の停止決定をして提訴状を返却することになる（192条）。

²⁵ 「提訴の条件」というのは、164条に規定されている提訴状の形式・内容を意味するようである。「提訴状には提訴の要求に根拠がありかつ適法であることを証明する資料、証拠を添付」（164条3項）していることも提訴の条件となるため、一定程度の証拠・資料の添付がなければ提訴状が返却されることになる。

いることがわかった場合には、192条1項h号に基づき事件を停止した上、提訴状を返却することになる（192条2項）。

その他、訴訟費用を納付しない場合にも提訴状を返却することを明らかにするほか（168条1項c号）、提訴状の返却がされた場合に再度の提訴を認める場合（168条3項）、提訴状の返却に対する不服申立の手続に関する規定（170条）が整備された。

8 証拠収集

(1) 2004年民事訴訟法の証拠収集に関する規定の概観

ア 証拠提出責任・証明責任

民事訴訟法6条1項は、一般的な当事者の証拠提出義務・証明義務を規定し、2項は、裁判所はこの法律が定める場合にのみ証拠を確認し、又は収集する旨を定めている。58条は当事者の義務として証明義務等に関し各論的な権利義務を列記しているところ、c号（改正前）において「自分自身ができない事件の資料、証拠の確認、収集を裁判所に提議し又は証人の召喚、鑑定意見徴求、査定を裁判所に提議する。」旨定めている。79条には当事者の立証義務の規定があり、同条4項は証明不能の場合にはその責任を負うと規定している。84条でも証拠の提出義務が規定され、85条1項に裁判官による当事者への追加証拠提出を求める場合、同条2項で当事者の申立による裁判所の証拠収集方法が規定されている。173条には裁判官の任務が規定されている。

イ 個人・機関・組織（以下「個人等」という。）

に対する証拠提出要求

文言上明らかではないものの相手方当事者も適用対象になると考えられている。7条が、一般的な提出責任を定め、85条2項は裁判所の証拠収集方法の1つとして規定し、94条2項において当事者の申立権を定め、389条に罰則が規定されている。94条2項によれば、個人等に対する証拠提出要求は、「証拠収集のために必要な措置を執ったにもかかわらず自

分自身で証拠を収集できない場合」に申し立てることができることになっている。

ウ 裁判所による証拠収集方法

上記イを含めて裁判所の証拠収集方法として改正前の85条2項に列挙されているのは、当事者・証人からの供述聴取、鑑定意見徴求、財産査定、現場検討・検証である。そのほかに対質(88条)、証拠収集の委託(93条)の規定もある。各証拠収集方法については、86条以下にそれぞれの手続等が規定されている²⁶。

エ 証拠提出・証拠収集の時期

「提訴状には提訴の要求に根拠がありかつ適法であることを証明する資料、証拠を添付」することになっており(改正前164条2項i号、改正後164条3項)、訴えの提起時において一定の証拠を提出する義務がある。提訴状の受理後は主に公判準備期限内(179条)において当事者の証拠提出・裁判所による証拠収集が行われる。証拠提出の期限を定めた規定はない。

(2) 改正の内容

ア 裁判所による証拠収集

改正前の85条2項は、裁判所が証拠収集を行うことができる場合について、「当事者が自分自身で証拠を収集できず、証拠収集の申立てをした場合」としていたところ、改正により「本法典の規定する各場合」に変更した。この改正については、当事者の証拠収集の申立がなくとも裁判官が積極的に証拠収集を行うことを認めるものと理解する立場もある。しかし、そもそも本法典(民事訴訟法)に規定する場合としている以上、86条以下に定める各証拠収集方法を行う要件を満たしていることが前提である上、当事者に対して証拠提出義務や証明義務を課した6条、79条、84条1項の趣旨も考慮すると、原則として、当事者の申立があったときに裁判所は証拠収集

方法を採用することができる、とするのがSPCの立法担当者の見解である。

イ 財産査定

財産査定は、金融機関から構成員を得て査定評議会を設立して、議長以下の全構成員が参加して財産の査定を行うという制度である(92条)。ベトナムでは、財産評価における専門性・客観性を保つという趣旨から、財産の評価が必要な場合には、査定評議会による査定を経なければならないと考えられている。ところが、実務上、構成員の派遣を要請された金融機関が協力的でないとか、査定評議会の議長になることを拒否するなどの事例が多く、査定評議会による査定実施に困難を生じさせており、場合によっては当事者が裁判所に対して、自ら依頼した評価機関の評価額を認めるよう求めることもあった。そこで、当事者に対して財産の価格を査定する組織の選択について合意する権利を認め、また、価格査定評議会の構成員に関する資格や構成員の派遣を求められた関係機関の責任について補充した。さらに、当事者の申立を要件として、査定評議会の査定に対する審査制度を新しく設けた。これらの改正に対応して、16条(「査定評議会の構成員」の追加)、82条8項及び85条2項c号(「財産査定審査」の追加)において若干の補充が行われた。

ウ その他

再鑑定を行う場合の鑑定人の資格について原鑑定人を排除するなどの整備を行った(90条4項)。85条2項に列記されていなかった対質、証拠収集の委託について、裁判所を行う証拠収集方法に加えた。

9 和解手続

民事訴訟法10条は、「裁判所は、この法律の規定に従って和解を行い、当事者が互いに民事訴訟・非訟事件の解決の合意に達することができる状況を作る責任を負う。」と規定し、180条は「裁判所は、事件の第一審の準備期間中に当事者が事件の解決に関する合意に達するよう和解を行わなければならない

²⁶ 法文上、当事者の申立を必要としているのは、鑑定(90条1項)、当事者等に対する証拠提出要求(94条)のみである。

い。」として、裁判所は、提訴状の受理後に始まる公判準備期限内において、和解ができない事件（180条、181条）を除き、和解を行うことが義務付けられている。当事者間で合意が成立した場合、7日間の再考期間を経た後に裁判所が和解を承認する決定を出す（187条）。この決定に対しては、当事者は控訴・検察院は異議申立てができる（188条）。

これまでの民事訴訟法には、和解の方法と手続に関する規定がなく、和解の原則として若干の指針が示されていたにすぎなかったため（180条2項）、和解を担当する裁判官が、和解を行うことを躊躇したり、場合によっては裁判官ではなく書記官が和解手続を行うことがあったようである。そこで、統一的な運用を確保して和解の成立を高めるという趣旨に基づき、和解の方法・手続について184条を改正するとともに、185条aを補充した。

10 一時停止決定、停止決定

(1) 制度の概要

裁判所は、事件を受理した後、公判準備期限内における当事者・裁判所による証拠収集、和解の結果を踏まえて、当事者間の合意を承認する決定、事件の解決を一時停止する決定、事件の解決を停止する決定、事件を公判に付する決定、のいずれかを発する（179条2項）。189条に列記されている事由（当事者の死亡等）に該当する場合に事件が一時停止されるが、その事由がなくなれば事件は再開する（191条。例えば相続人が事件を承継した場合。）。一方、事件の停止事由がある場合には、提訴状が返却されることになり（192条）、事件は終了する。これらの規定は、概ね控訴審でも適用される（259条、260条1項）。

(2) 改正の内容

これらの制度に関連して、今回の改正では、既に述べたとおり、当事者の権利として、一時停止を求める権利を明記するとともに（58条2項x号）、一時停止事由を追加（司法委託の結果を待っている間

に解決期限が満了した場合）し、提訴時効の満了を提訴状の却下事由から除外したこと及び欠席に関する規定を改正したことに合わせた停止事由の整理（192条1項e号、h号）を行った。また、事件を停止した場合に、訴訟費用の予納金の返還をするのは、従前、提訴状の返却事由がある場合のみであったところ、訴えの取下げの場合及び当事者の破産開始決定がある場合にもこれを認めることになった（193条3項参照）。

控訴審における事件の停止に関しては、当事者の控訴・検察官の異議申立ての一部取下げの処理及び停止決定の主体について明記した（260条1項c号、2項、3項）。

11 公判期日の欠席

(1) 改正の背景

2004年民事訴訟法199条1項、200条1項、201条1項、203条については、原告、被告、関連する権利義務を有する者、権利義務の保護人（以上4者について「当事者等」と総称する。）について別個に欠席についての取扱を定めていたことから、それぞれ1回までは欠席が可能であって、その都度公判期日が延期されるという理解を前提に、当事者が、順番に欠席して公判期日を延期させ、引き延ばしや公判での困難を生じさせることを可能にさせており、関係当事者の正当な権利利益を侵害するものと指摘されていた。特に当事者が複数の事件の場合にその弊害の大きさが問題となっていた。

(2) 改正の内容

そこで、当事者等の欠席に関する規定を整理して199条に一本化し、欠席の回数を当事者等全体として把握するものとし、当事者等が最初の期日に欠席した場合には公判期日を延期するが、2回目の召喚にかかる期日に不可抗力によらないで欠席した場合には、原告の要求や関連する権利義務を有する者の独立要求といった事件毎に、裁判所は、その者の欠

席で審理を進めるか、原告の要求や独立要求²⁷について放棄と見なして事件の停止決定を出すこととした。これによって、手続上の権利を保護する一方で、裁判を引き延ばして他方当事者や裁判所を困らせるために欠席という手段を利用することを防止するためである。また、控訴審においても同様の改正が行われた(266条参照)。

この改正により、200条、201条、203条の全体、59条(原告の権利・義務)、60条(被告の権利義務)における欠席に関する規定が削除されることになった。

12 控訴審

これまで触れた改正点(検察官の関与に関連する257条、262条、264条、273条a、停止に関する260条、欠席に関する266条)のほか、控訴審において原判決の一部破棄ができることを明らかにし、これに併せた補充を行った(275条3項、277条)。

また、271条1項の「当事者が事件の処理について相互の合意に達することができず、当事者がその控訴を維持し又は検察院がその異議申立てを維持する場合」という文言のうち前段を削除した²⁸。

13 監督審

(1) 制度の概要

監督審手続は、既に述べたとおり、法的効力を有する判決・決定に、法律違反がある場合に異議申立てに基づきこれを是正する手続である。具体的な異議事由は①判決、決定中の決定部分が、事件の客観的事情と合致していない²⁹、②訴訟手続の重大な違

反がある、③法律の適用について重大な誤りがある、場合である。監督審による審理は、異議申立権者が異議申立てを行うことによって開始される(282条、283条)。異議申立権者は、最高人民裁判所裁判官評議会の決定以外の判決・決定については、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官であり、県級裁判所の判決・決定については、さらに省級裁判所の長官、省級検察院の長官が加わる(285条)。監督審決定では、原審の判断を支持する、原審の判断を破棄して原々審の判断を支持する、原審の判断を破棄して審理を差し戻す又は事件の停止決定をすることになる(297条)³⁰。

2004年民事訴訟法においては、事件の当事者は、法律違反を見つけた場合、上記異議申立権者に対して書面でその旨通知することができるとされていた(284条1項)。

(2) 改正の内容

監督審手続に基づく異議申立権者に対する通知に関してはその文面・要式を規定していなかったため、求める内容を明記しない恣意的なものや法的効力が生じた判決・決定の執行を遅延させる目的による理由のない不服申立が多数あり、これによる業務の負担の解消が課題となっていた。一方、当事者が、不当な裁判所の判断に対して、異議申立権者への通知をすることしかできないというのは当事者の権利保障の観点から問題があると言われていた。そこで、当事者に対しては、異議申立権者に対して、異議申立をするよう提議する権利を付与するとともに(58条1項t号)、当事者の不服申立に関する責任を一定程度持たせるという趣旨に基づき、文書の提出及び添付資料の提出に関する具体的規定を補充することになった(284条a、b)。また、当事者による提議の

例として「貸した金は弁済されたとの事実を認定しながら、被告に貸金返還を命じた場合」が挙げられていること(ICDNews21号81頁参照)からすると、法律の適用の誤りの一類型とも考えられる。

³⁰ したがって、既に存在する実体判断を変更して新しい判断を示すことはできない。

²⁷ 被告の反訴要求がどのように扱われるかについて明文の規定がない。

²⁸ この改正については「理解を容易にするため」と説明されている。控訴審では、第一審と異なり和解手続を行うことは義務とされていないところ、改正前の文言は、公判審理の条件として和解手続が前置されていることが公判審理の条件とも読めることから生じる誤解を解消しようとしたものではないかと推測される。

²⁹ 事実誤認のようにも見えるが、監督審が法律違反を是正することを目的とするものであること、これにあたる具体

期限（1年。284条1項）が定められた。また、異議申立権者による異議申立期限については、原則3年としつつ、異議申立の期限を過ぎた後に判決・決定に誤りが見つかった場合の救済として、2年の延長があり得ることが定められた（288条2項）。

監督審決定において一部破棄ができる旨明記するとともにそれに伴う規定の整理を行った（297条、299条）。

14 最高人民裁判所裁判官評議会の決定を再検討する特別な手続（16章a）

この特別手続は、最高人民裁判所裁判官評議会の決定³¹に、法律の重大な違反を確認できる根拠がある又は決定時に知り得なかった決定を基本的に変更させる重要な新しい事情が発見された場合に、①国会常務委員会の要求、②国会司法委員会の建議、③最高人民検察院長官の建議、④最高人民裁判所長官の提議、がある場合に、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を、最高人民裁判所裁判官評議会自身が再検討する手続であり、新たに新設された（310条a）。最高人民裁判所裁判官評議会は、検討の結果、理由があると認めた場合には、自身の監督審ないし再審決定を破棄した上、法的効力を有する下級裁判所の判決・決定を取り消して、自判又は差し戻した上、最高人民裁判所自身の損害賠償責任を確定することになる（同b3項a～c）。

15 民事非訟事件の手続

民事非訟事件の手続における訴訟進行人の変更決定（313条a）についての規定など若干の修正・補充がされている。

以 上

³¹ 監督審・再審決定が含まれるとして、特別手続による決定が含まれるかどうかは不明である。

ベトナム民事訴訟における管轄裁判所

* 太字・下線部分が改正箇所である。審理主体の根拠条文は54条・55条である。

条文		項号	民事訴訟事件・非訟事件の種類	管轄裁判所			審理主体
				改正前	改正後	条文	
25	1		ベトナム国籍に関する個人間の紛争	県	県	33条1項a	裁1+参2
	2		財産の所有権に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	3		民事契約に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	4		本法典29条2項に規定する場合を除く、知的財産権、技術移転に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	5		財産の相続に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	6		契約外の損害賠償に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	7		土地に関する法律の規定に従った土地使用権、土地に固着する財産に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	8		法律の規定に基づく情報媒体にかかる専門職活動に関連する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	9		公証文書の無効宣言要求に関連する紛争	-	県	同上	裁1+参2
	10		民事判決執行法の規定に従った判決執行をするために強制執行の対象となっている財産に関連する紛争	-	県	同上	裁1+参2
	11		民事判決執行法の規定に従った財産競売の結果、競売財産の購入登録にかかる出費の清算についての紛争	-	県	同上	裁1+参2
	12		法律に規定のあるその他の民事に関する紛争	?	?	?	裁1+参2
26	1		人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣言、人の民事行為能力喪失の宣言決定又は民事行為能力制限の宣言決定の取消しの要求	県	県	33条2項a	単独
	2		住居を去った者の搜索通告及びその者の財産管理の要求	県	県	同上	単独
	3		人の失踪宣言、人の失踪宣言決定の取消しの要求	県	県	同上	単独
	4		人の死亡宣言、人の死亡宣言決定の取消しの要求	県	県	同上	単独
	5		外国裁判所の民事に関する判決、決定、刑事、行政の判決、決定の中の財産に関する決定の公認及びベトナムにおける執行、又は、ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事に関する判決、決定、刑事、行政の判決、決定の中の財産に関する決定の非公認の要求	省	省	34条1項b	裁3
	6		公証文書の無効宣言の要求	-	県	33条2項a	単独
	7		財産の所有権、使用権の確定、民事判決執行法の規定に従った判決執行のための共同財産の分配の要求	-	県	同上	単独
	8		法律に規定がある民事についてのその他の要求	?	?	?	?
27	1		離婚及び離婚後の子供の扶養又は財産分割に関する紛争	県	県	33条1項a	裁1+参2
	2		婚姻継続中の夫婦共有財産の分割に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	3		離婚後の子の親権者変更に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	4		親子関係の確定に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	5		扶養に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	6		法令が定めるその他の婚姻家族関係の紛争	?	?	?	裁1+参2
28	1		違法な婚姻の取消申立て	県	県	33条2項b	単独

	2	協議離婚，離婚後の子の監護又は財産分割の承認申立て	県	県	同上	単独
	3	離婚後の子の親権者変更に関する合意の承認申立て	県	県	同上	単独
	4	未成年の子に対する父親若しくは母親の権利の制限又は離婚後の親の子に対する面会権の制限申立て	県	県	同上	単独
	5	養子縁組解消申立て	県	県	同上	単独
	6	外国裁判所の婚姻家族に関する判決若しくは決定の承認及びベトナムでの執行の申立て又はベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の婚姻家族に関する判決若しくは決定の不承認の申立て	省	省	34条1項b	単独
	7	法令が定めるその他の婚姻家族関係の申立て	?	?	?	?
29	1	営業登録を有する個人及び組織の間の利潤目的の次のような営業又は取引行為から生じた紛争				
	a	物品の売買	県	県	33条1項b	裁1+参2
	b	サービスの提供	県	県	同上	裁1+参2
	c	流通	県	県	同上	裁1+参2
	d	販売代理	県	県	同上	裁1+参2
	d	委託	県	県	同上	裁1+参2
	e	賃貸，リース，リース後購入	県	県	同上	裁1+参2
	g	建設	県	県	同上	裁1+参2
	h	相談，技術	県	県	同上	裁1+参2
	i	鉄道，陸路，内水路による貨物乗客輸送	県	県	同上	裁1+参2
	k	空路，水路による貨物乗客輸送	省	県	同上	裁1+参2
	l	株，債券その他有価証券の売買	省	県	同上	裁1+参2
	m	投資，金融，銀行業務	省	県	同上	裁1+参2
	n	保険	省	県	同上	裁1+参2
	o	調査開発	省	県	同上	裁1+参2
	2	個人又は組織間の利潤目的の知的財産権又は技術移転に関する紛争	省	省	34条1項a	裁1+参2
	3	会社の設立，経営，解散，合併，統合，分割，分離，組織変更に関する，会社とその構成員，又は会社の構成員間の紛争	省	省	同上	裁1+参2
	4	法令が定めるその他の営業，取引紛争	?	?	?	裁1+参2
30	1	商事仲裁に関する法律に基づくベトナム商事仲裁人の紛争解決に関する申立て	省	省	34条1項b	単独
	2	営業若しくは商事事件に関する外国裁判所の判決若しくは決定の承認及びベトナムにおける執行の申立て，又はベトナムにおいて執行が要求されていない営業若しくは商事事件に関する外国裁判所の判決若しくは決定の不承認申立て	省	省	同上	裁3
	3	営業又は商事事件に関する外国仲裁人の仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行の申立て	省	省	同上	裁3
	4	法令が定めるその他の営業又は商事に関する申立て	?	?	?	?
31	1	労働者及び使用者間の個人的労働紛争であって，末端レベルの労働調停委員会，県，区，社，省直轄都市の国家労働管理機関の労働調停員において，調停が成立したものの当事者が実現しない又は正しく実現しないもの，調停が成立しないもの，又は，法律の規定による期限内に調停ができなかったもの。ただし，必ずしも末端レベルの調停が必要ではない以下の紛争を除く。				
	a	免職形式の労働懲戒処理又は労働契約の一方的な解消に関する紛争	県	県	33条1項c	裁1+参2

	b	労働者及び使用者間の損害賠償又は労働契約解消時の財政支援に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	c	家事使用人及び労働使用者間の紛争	県	県	同上	裁1+参2
	d	労働に関する法律の規定に従った社会保障に関する紛争	県	県	同上	裁1+参2
	d	労働者及び契約に従って労働者を海外に派遣している商業事業組織間の損害賠償に関するもの	県	県	同上	裁1+参2
	2	労働団体及び労働使用者間の権利に関する集団労働紛争であって、 <u>県、区、社、省直轄都市の人民委員会主席により解決されたにもかかわらず、労働集団又は労働使用者が県、区、社、省直轄都市の人民委員会主席の決定に同意しない紛争、又は、期限が過ぎたが県、区、社、省直轄都市の人民委員会主席が解決しない紛争</u>	省	省	34条1項a	裁1+参2
	3	法律に規定のあるその他の労働に関する紛争	?	?	?	裁1+参2
32	1	外国裁判所の労働判決若しくは決定の承認及びベトナムにおける執行の申立て、又はベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の労働判決若しくは決定の不承認申立て	省	省	34条1項b	裁3
	2	外国仲裁人の労働仲裁判断の承認及びベトナムでの執行申立て	省	省	同上	裁3
	3	法令が定めるその他の労働関係の非訟事件申立て	?	?	?	?
33	3	当事者又は財産が外国にあるもの、外国にあるベトナム社会主義共和国代表機関、外国裁判所に対して司法委託が必要なもの	省	省	34条1項c	—

民事訴訟法の一部の条項を修正、補充する法律（仮和訳）

決議番号 51/2001/QH10 に従い一部若干の条項を修正、補充された 1992 年のベトナム社会主義共和国憲法をもとに、国会は、番号 24/2004/QH11 民事訴訟法の一部の条項を修正、補充する法律を公布する。

第 1 条

民事訴訟法を修正、補充する。

(1) 7 条は以下のように修正、補充された。

7 条 権限のある個人、機関、組織の資料、証拠提出責任

個人、機関、組織は、当事者、裁判所、検察院の要求がある時は、自己の任務、権限の範囲内において、充分に、かつ、期限内に、当事者、裁判所、検察院に対して、現に自己が保管し、管理している資料、証拠を提出する責任があり、その資料、証拠を提供することについて法律の前において責任を引き受けなければならない。提出できない場合は、当事者、裁判所、検察院に対して、その旨を文書によって通知し、資料、証拠を提出できないことについての理由を明記しなければならない。

(2) 16 条は以下のように修正、補充された。

16 条 民事訴訟を進行する者又は参加する者の公平性の保障

裁判所の長官、裁判官、人民参審員、裁判所書記官、検察院の長官、検察官、通訳人、鑑定人、査定評議会の構成員は、自己の任務、権限を実行するに当たり、公平ではないであろうと認める正当な理由があるときは、訴訟を進行し又は訴訟に参加することができない。

(3) 21 条は以下のように修正、補充された。

21 条 民事訴訟における法遵守の検察

- 人民検察院は、適時、適法な民事訴訟・非訟事件の解決を保障する目的として、法律の規定に従い、民事訴訟における法遵守を検査し、要求、建議、異議を行う権利を行使する。
- 人民検察院は、民事非訟事件の第一審の会議期日、

訴訟事件の第一審のうち、裁判所が証拠収集を行った事件、紛争の対象が公用財産、公共の利益、土地使用権又は住宅である事件、当事者の一方に未成年、心身に障害のある者がいる事件の公判期日に参加する。

3. 人民検察院は、控訴審、監督審、再審の会議期日、公判期日に参加する。

4. 最高人民検察院は最高人民裁判所と協調して本条の施行を指導する主たる責任を負う。

(4) 23 条 a を以下のとおり補充する。

23 条 a. 民事訴訟における論争権の保障

民事訴訟事件の解決過程において、裁判所は、当事者の適法な権利利益を保護するために、当事者、当事者の適法な権利利益の保護人が論争権を行使することを保障する。

(5) 25 条は以下のように修正、補充された。

25 条 裁判所の管轄権に属する民事に関する紛争

- ベトナム国籍に関する個人間の紛争
- 財産の所有権に関する紛争
- 民事契約に関する紛争
- 本法典 29 条 2 項に規定する場合を除く、知的財産権、技術移転に関する紛争
- 財産の相続に関する紛争
- 契約外の損害賠償に関する紛争
- 土地に関する法律の規定に従った土地使用権、土地に固着する財産に関する紛争
- 法律の規定に基づく情報媒体にかかる専門職活動に関連する紛争
- 公証文書の無効宣言要求に関連する紛争
- 民事判決執行法の規定に従った判決執行をするために強制執行の対象となっている財産に関連する紛争

11. 民事判決執行法の規定に従った財産競売の結果、競売財産の購入登録にかかる出費の清算についての紛争

12. 法律に規定のあるその他の民事に関する紛争

(6) 26条は以下のように修正、補充された。

26条. 裁判所の管轄権に属する民事に関する要求

1. 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣言、人の民事行為能力喪失の宣言決定又は民事行為能力制限の宣言決定の取消しの要求
2. 住居を去った者の搜索通告及びその者の財産管理の要求
3. 人の失踪宣言、人の失踪宣言決定の取消しの要求
4. 人の死亡宣言、人の死亡宣言決定の取消しの要求
5. 外国裁判所の民事に関する判決、決定、刑事、行政の判決、決定の中の財産に関する決定の公認及びベトナムにおける執行、又は、ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事に関する判決、決定、刑事、行政の判決、決定の中の財産に関する決定の非公認の要求
6. 公証文書の無効宣言の要求
7. 財産の所有権、使用権の確定、民事判決執行法の規定に従った判決執行のための共同財産の分割の要求
8. 法律に規定がある民事についてのその他の要求

(7) 31条は以下のように修正、補充された。

31条. 裁判所の管轄権に属する労働に関する紛争

1. 労働者及び使用者間の個人的労働紛争であって、末端レベルの労働調停委員会、県、区、社、省直轄都市の国家労働管理機関の労働調停員において、調停が成立したものの当事者が実現しない又は正しく実現しないもの、調停が成立しないもの、又は、法律の規定による期限内に調停ができなかったもの。ただし、必ずしも末端レベルの調停が必要ではない以下の紛争を除く。
 - a) 免職形式の労働懲戒処理又は労働契約の一方的な解消に関する紛争
 - b) 労働者及び使用者間の損害賠償又は労働契約解消時の財政支援に関する紛争
 - c) 家事使用人及び労働使用者間の紛争
 - d) 労働に関する法律の規定に従った社会保障に関する紛争
 - d) 労働者及び契約に従って労働者を海外に派遣している商業事業組織間の損害賠償に関するもの
2. 労働団体及び労働使用者間の権利に関する集団労働紛争であって、県、区、社、省直轄都市の人民委員

会主席により解決されたにもかかわらず、労働集団又は労働使用者が県、区、社、省直轄都市の人民委員会主席の決定に同意しない紛争、又は、期限が過ぎたが県、区、社、省直轄都市の人民委員会主席が解決しない紛争

3. 法律に規定のあるその他の労働に関する紛争

(8) 32条aを以下のように補充する。

32条 a. 機関、組織の個別決定に関する裁判所の管轄権

1. 裁判所は、民事訴訟・非訟事件を解決するにあたり、機関、組織、その機関、組織において権限を有する個人がした個別決定が、明確に法律に違反しており、裁判所が解決しなければならない民事事件における当事者の適法な権利利益を侵害する場合、これを破棄する権限を有する。この場合、機関、組織、その機関、組織において権限を有する個人は訴訟に参加する権利及び義務を有する。
2. 民事訴訟・非訟事件が、本条1項に規定する破棄を要求された個別決定に関連する場合、裁判所は、民事訴訟・非訟事件とともに、その個別決定を検討する。その民事訴訟・非訟事件を解決する管轄を有する裁判所の階級は、行政訴訟法29条及び30条の規定に従う。
3. 最高人民裁判所は、最高人民検察院及び司法省と協調して本条の施行を指導する主たる責任を負う。

(9) 33条は以下のように修正、補充された。

33条. 県、区、社、省直轄都市の人民裁判所の管轄権

1. 県、区、社、省直轄都市の人民裁判所（以下まとめて「県級人民裁判所」という。）は、第一審手続に従い、以下の紛争について管轄権を有する。
 - a) 本法典25条及び27条において規定する民事、婚姻及び家庭に関する紛争
 - b) 本法典29条1項において規定する営業、商取引に関する紛争
 - c) 本法典31条1項において規定する労働に関する紛争。
2. 県級人民裁判所は、以下の要求に対する管轄権を有する。
 - a) 本法典26条1, 2, 3, 4, 6, 7項において規定する民事に関する要求;
 - b) 本法典28条1, 2, 3, 4, 5項において規定する婚姻及び家庭に関する要求
3. 本条1項及び2項において規定する紛争、要求であって、当事者又は財産が外国にあるもの、外国にあるベトナム社会主義共和国代表機関、外国裁判所に対して司法委託が必要なもの、については県級人民

裁判所の管轄権に属しない。

(10) 35条は以下のように修正、補充された。

35条 領土に従った裁判所の管轄

1. 領土に従った裁判所の民事訴訟事件の管轄権は、以下のように確定される。
 - a) 被告が個人である場合は被告が居住、就業している場所の裁判所、被告が機関、組織である場合は被告の本店が所在する場所にある裁判所は、第一審手続に従い、本法典25条、27条、29条、31条において規定する民事、婚姻及び家庭、営業、商取引、労働に関する紛争について管轄権を有する。
 - b) 当事者は、文書による合意により、原告が個人である場合は原告が居住、就業している場所の裁判所、原告が機関、組織の場合は原告の本店が所在する場所にある裁判所に対し、本法典25条、27条、29条、31条において規定する民事、婚姻及び家庭、営業、商取引、労働に関する紛争を解決するよう要求する権利を有する。
 - c) 不動産のある場所の裁判所は不動産に関する紛争について管轄権を有する。
2. 領土に従った裁判所の民事非訟事件の管轄権は、以下のように確定される。
 - a) 民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣言を要求された者が居住、就業している場所の裁判所は、民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣言を要求に対する管轄権を有する。
 - b) 住居を去り搜索通告の要求を受けた者、失踪又は死亡宣言の要求を受けた者が最後に居住していた場所の裁判所は、住居を去った者の搜索通告及びその者の財産管理の要求、失踪又は死亡宣言の要求について管轄権を有する。
 - c) 失踪又は死亡宣言を発した裁判所は、失踪又は死亡宣言の決定の取消しの要求について管轄権を有する。
 - d) 外国の裁判所の民事、婚姻及び家庭、営業、商取引、労働に関する判決、決定の執行債務者について、裁判執行債務者が個人の場合にはその者が居住、就業している裁判所、裁判執行債務者が機関、個人の場合にはその本店が所在する場所の裁判所、外国の裁判所の判決、決定の執行に関連する財産のある場所の裁判所が、外国の裁判所の民事、婚姻及び家

庭、営業、商取引、労働に関する判決、決定の公認及びベトナムにおける執行の要求について管轄権を有する。

- d) 申立人が個人の場合にはその者が居住、就業する場所の裁判所、申立人が機関、組織の場合にはその本店が所在する場所の裁判所は、ベトナムにおける執行の要求がない外国の裁判所の民事、婚姻及び家庭、営業、商取引、労働に関する判決、決定に対する不承認の要求についての管轄権を有する。
- e) 外国仲裁の決定執行債務者について、執行債務者が個人の場合にはその者が居住、就業している場所の裁判所、執行債務者が機関、個人の場合にはその本店が所在する場所の裁判所、外国仲裁の決定執行に関連する財産のある場所の裁判所は、外国仲裁の決定の公認及びベトナムにおける執行の要求について管轄権を有する。
- g) 法律に違反する結婚登記がなされている場所の裁判所は、法律に違反する結婚の破棄要求について管轄権を有する。
- h) 協議離婚、離婚後の子の養育、財産分割における一方当事者が居住、就業している場所の裁判所は、協議離婚、離婚後の子の養育、財産分割の公認の要求について管轄権を有する。
- i) 離婚後の直接子の養育を行う者に関する合意における一方当事者が居住、就業している場所の裁判所は、離婚後の直接子の養育を行う者の変更に関する同意の公認の要求について管轄権を有する。
- k) 未成年者の父又は母が居住、就業している場所の裁判所は、離婚後の未成年者の子に対する父母の権利の権利、子との面会権の制限の要求について管轄権を有する。
- l) 養父母又は養子が居住し、就業している場所の裁判所は、養子の養育の解消の要求について管轄権を有する。
- m) 公証を行った公証室、公証事務局がある場所の裁判所は、公正証書の無効宣言の要求について管轄権を有する。
- n) 裁判執行機関のある場所の裁判所、裁判執行に関連する財産のある場所の裁判所が、財産の所有権、使用权の確定、法律の規定に従った裁判執行のための共同財産の分配の要求について管轄権を有する。
- o) ベトナム商事仲裁の紛争解決に関連する要

求についての領土に従った裁判所の管轄権は、商事仲裁に関する法律の規定に従い実現される。

(11) 36条は以下のように修正、補充された。

36条. 原告、要求人の選択に従った裁判所の管轄

1. 原告は、以下の場合において、民事、婚姻及び家庭、営業、商取引に関する紛争解決のための裁判所を選択する権利を有する。

- a) 被告の居住地、就業地、本店所在地を知らない場合、原告は、被告の最終居住地、就業地、本店所在地にある裁判所又は被告の財産がある場所の裁判所に事件の解決を要求することができる。
- b) 組織の支店活動から紛争が生じた場合、原告は、組織の本店所在地又は組織の支店がある場所の裁判所に事件の解決を要求することができる。
- c) 被告の居住地、就業地、本店所在地がベトナムにない場合又は扶養についての紛争に関する事件である場合、原告は、自己の居住、就業する場所の裁判所に解決を要求することができる。
- d) 契約外の損害賠償に関する紛争である場合、原告は、自身が居住、就業する場所、本店が所在する場所の裁判所又は損害が発生した場所の裁判所に解決を要求することができる。
- d) 労働契約解消後の損害賠償、手当、社会保険、勤務に関連する権利利益、給料、収入その他労働者に関する労働条件に関する紛争の場合、労働者である原告は、自身が居住、就業する場所の裁判所に解決を要求することができる。
- e) 下請人又は仲介人の労働の使用により発生した紛争の場合、原告は、労働使用人が実際に居住、就業している場所、労働使用人の本店がある場所の裁判所、下請人、仲介人が居住、就業している場所の裁判所に解決を要求することができる。
- g) 契約関係により発生した紛争の場合、原告は、契約が実現される場所の裁判所に解決を要求することができる。
- h) 複数の被告が互いに異なる場所に居住、就業し、本店を有している場合、原告は、1人の被告が住居、就業している場所、本店を有している場所の裁判所に解決を要求すること

ができる。

- i) 互いに異なる地方に不動産が所在している不動産紛争の場合、原告は、1つの不動産がある場所の裁判所に解決を要求することができる。

2. 要求人は、以下の場合において、民事、婚姻及び家庭に関する民事非訟事件解決のための裁判所を選択する権利を有する。

- a) 本法典 26 条 1, 2, 3, 4, 6, 7 項において規定する民事に関する要求について、要求人は自己の居住、就業する場所の裁判所、被要求人の財産がある場所の裁判所に解決を要求することができる。
- b) 本法典 28 条 1 項において規定する法律に違反する結婚の破棄要求について、要求人は、法律に違反する結婚が登記されている当事者の一方が居住する場所の裁判所に解決を要求することができる。
- c) 離婚後の未成年者の子に対する父母の権利の権利、子との面会権の制限の要求について、要求人は、子の居住する場所の裁判所に解決を要求することができる。

(12) 37条は以下のように修正、補充された。

37条. 民事訴訟・非訟事件の他の裁判所への移送、管轄に関する紛争の解決

1. 受理した裁判所の管轄に属しないにもかかわらず受理された民事訴訟・非訟事件については、その裁判所は、管轄のある裁判所に民事訴訟・非訟事件の記録を移送する決定を発し、受理簿中のその事件名を削除する。この決定は、直ちに同級の検察院、当事者、関連する個人、機関、組織に送付しなければならない。

この決定に対しては、決定を受け取った日から3営業日の期限内に、当事者、関連する個人、機関、組織は、不服申立てをする権利を有し、検察院は、異議申立てをする権利を有する。民事訴訟・非訟事件の移送決定を出した裁判所の長官は、不服申立て、異議申立てを受け取った日から3営業日の期限内に、不服申立て、異議申立てを解決しなければならない。裁判所の長官の決定は最終の決定である。

2. 同一省、中央直轄都市内の県級人民裁判所間の管轄に関する紛争は、省級人民裁判所の長官が解決する。
3. 異なった省、中央直轄都市の県級人民裁判所間又は省級人民裁判所間の管轄に関する紛争は、最高人民裁判所長官が解決する。
4. 最高人民裁判所は本条の施行を指導する。

(13) 58条は以下のように修正、補充された。

58条 当事者の権利、義務

1. 当事者は、訴訟に参加する場合において、互いに等しく権利義務を有する。
2. 訴訟に参加する場合、当事者は、以下の権利義務を有する。
 - a) 本法典の規定に従い、要求を、維持、変更、補充又は取り下げる。
 - b) 自己の正当な権利利益を保護するために資料、証拠を提出し、証明する。
 - c) 資料、証拠を保有し、管理している個人、機関、組織に対し、その資料、証拠を裁判所に提出するため自己に提供するよう要求する。
 - d) 自分自身ではできない事件の資料、証拠の確証、収集を裁判所に提議し又は証人の召喚、鑑定意見の徴求、査定、査定審査を裁判所に提議する。
 - d) 他の当事者が提供し又は裁判所が収集した資料、証拠を知り、筆写し、複写する。
 - e) 緊急保全処分の適用、変更、取消しを裁判所に提議する。
 - g) 事件の解決について互いに自ら合意する。裁判所が進行する和解に参加する。
 - h) 自己の権利義務を実現するための適式な通知を受け取る。
 - i) 自己の適法な権利利益を自ら保護し又は他人に保護を依頼する。
 - k) 公判期日に参加する。
 - l) 本法典の規定に従い、訴訟進行人、訴訟参加人の変更を要求する。
 - m) 公判期日において論争する。
 - n) 関連する権利義務を有する者を訴訟に参加させるよう裁判所に提議する。
 - o) 裁判所の許可を受けて、事件に関連する問題について他の者に質問を提出し、又は他の者に質問する事項を裁判所に提出する。互いに、又は証人と対質する。
 - p) 裁判所の判決、決定の抜粋の提供を受ける。
 - q) 裁判所の召喚状に従って出頭しなければならず、事件解決を行っている時には裁判所の決定を履行しなければならない。
 - r) 裁判所を尊重し、公判期日の規則に厳粛に履行しなければならない。
 - s) 本法典の規定に従い、裁判所の判決、決定に対し、控訴、不服申立てをする。
 - t) 法的効力を有する裁判所の判決、決定につい

て、権限のある者に対して、監督審、再審の
手続に従った異議申立てをするよう提議す
る。

- u) 法律の規定に従い、訴訟費用の予納金、手数料の予納金、訴訟費用、手数料及び費用を納付する。
- v) 法的効力を有する裁判所の判決、決定を厳粛に履行する。
- x) 本法典の規定に従い、裁判所に対して事件の解決を一時停止するよう提議する。
- y) 法律が規定する他の権利義務

(14) 59条は以下のように修正、補充された。

59条 原告の権利義務

1. 本法典 58条に規定する当事者の権利義務
2. 提訴要求の一部又は全部の取下げ、提訴要求の内容の変更

(15) 60条は以下のように修正、補充された。

60条 被告の権利義務

1. 本法典 58条に規定する当事者の権利義務
2. 提訴されたことを裁判所から報告を受ける
3. 原告の要求の一部又は全部を承認し又は争う。
4. 原告に対して反訴要求を立てる又は原告の義務との相殺を提議する。

(16) 63条は以下のように修正、補充された。

63条 当事者の適法な権利利益の保護人

1. 当事者の適法な権利利益の保護人とは、当事者の適法な権利利益を保護するため、訴訟に参加することを当事者に依頼され、裁判所により承認された者である。
2. 以下の者は、当事者の適法な権利利益の保護人となることを裁判所によって承認を受けるものとする。
 - a) 弁護士法の規定に従って訴訟に参加する弁護士
 - b) 法律扶助法の規定による法律扶助官又は法律扶助の参加者
 - c) 完全な民事行為能力を有するベトナム公民であり、有罪判決を受けたことがない又は有罪判決を受けた後に前科を抹消された者で、医療施設又は教育施設に送致する行政処理措置の適用を受けておらず、裁判所、検察院の幹部、公務員ではなく、公安の公務員、士官、下級士官ではない者
3. 当事者の適法な権利利益の保護人は、同一事件の複数名の当事者の適法な権利利益が互いに対立しない

場合に、それらの当事者を保護することができる。複数の当事者の適法な権利利益の保護人は、事件の当事者1名の適法な権利利益を共に保護することができる。

(17) 82条は以下のように修正、補充された。

82条 証拠源

証拠は以下の源から収集される。

1. 可読、可聴及び可視の資料
2. 物証
3. 当事者の供述
4. 証人の証言
5. 鑑定の結論
6. 現場検証の結果を記載した調査書
7. 習慣
8. 財産査定、**財産査定審査**の結果
9. 法律に規定するその他の源

(18) 85条は以下のように修正、補充された。

85条 証拠の収集

1. 民事訴訟・非訟事件の記録中の資料、証拠が解決のためにはまだ十分な根拠にならないと認められる場合には、裁判官は、当事者に対して、補充の資料、証拠を提出するよう要求する。
2. **本法典の規定する各場合において**、裁判官は、資料、証拠の収集のために、以下の1つ又は若干の方法を執り行うことができる
 - a) 当事者、証人の供述聴取
 - b) **当事者相互間、当事者証人間の対質**
 - c) 鑑定意見徴求
 - d) 財産の査定決定、**財産査定審査要求**
 - d) 現場での検討、検証
 - e) **資料、証拠の収集、確認の委託**
 - g) 個人、機関、組織に対する、民事訴訟・非訟事件の解決に関連する可読、可聴、可視資料その他現物の提出の要求
3. 本条2項b, c, d, d, e, g号に規定する方法を執り行う時は、裁判官は、理由及び裁判所の要求を明記した決定を発しなければならない。
4. **検察院は、控訴審、監督審、再審の手續に従った異議申立権限の実現を保障するために**、当事者、個人、機関、組織に対して、記録書類、資料、物証の提出を要求する権利を有する。

(19) 90条は以下のように修正、補充された。

90条 鑑定意見徴求

1. 当事者が選任に同意した場合又は1名以上の当事者

が要求した場合、裁判官は、鑑定意見を求める決定を出す。鑑定意見を求める決定には、鑑定人の名前、住所、鑑定を必要とする対象、鑑定を必要とする問題、鑑定人の結論を必要とする具体的な要求を明記しなければならない。

2. 鑑定意見を求める決定を受け取った鑑定人は、法律の規定に従い、鑑定を進行しなければならない。
3. 鑑定の結論が不十分、不明確である又は法律に違反すると認められる場合には、1名以上の当事者の要求に従い、裁判官は、補充鑑定決定又は再鑑定決定をする。
4. **それ以前に鑑定を行った者は再鑑定を行うことはできない。その事件の訴訟進行人であった者、本法典46条1, 2, 3項の各規定に該当する者は鑑定をすることはできない。**

(20) 92条は以下のように改正された：

92条 財産査定、財産査定審査

1. **当事者は財産価格を確定し、財産査定審査組織を選択することについて、合意する権利を有する。**
裁判所は、次の場合に、争いのある財産を査定する決定を出す。
 - a) 1名以上の当事者の要求がある場合
 - b) 国家に対する義務を免れる目的で、当事者が、互いに又は査定審査組織との間で、低価格で同意した場合
2. 裁判所によって設立される査定評議会は、**金融機関の代表者である議長**、関連する各専門機関の代表者である構成員から構成される。**その事件の訴訟進行人であった者、本法典46条1, 2, 3項の各規定に該当する者は、評議会に参加することはできない。**
評議会は、評議会の構成員全員が出席したときのみ査定を行う。必要な場合には、査定を受ける財産のある場所の社級の人民委員会の代表が、査定の立会人として招待される。各当事者は、あらかじめ査定が行われる時間、地点について通知を受け、査定に参加し、意見を述べる権利を有する。査定財産の価格決定権は、査定評議会にある。
3. 金融機関及び関連する専門機関は、査定評議会に参加する人を派遣し、彼らが任務を行うための条件を整える義務を負う。査定評議会の構成員として派遣された者は、査定に全面的に参加する責任がある。**金融機関、各専門機関が査定評議会に参加する者を派遣しない場合、あるいは、査定評議会に参加するために派遣された者が正当な理由なく参加しない場合には、その違反の程度に応じて、法律の規定に従い処理される。**

4. 査定は、調書に誠実に記録し、その中で、各構成員、当事者が参加した場合にはそれらの者の意見を明確に記載する。評議会の決定は構成員の過半数の投票が必要である。価格評議会の各構成員、当事者、立会人は調書に署名する。
5. 1名以上の当事者の要求に従って、裁判所は、財産査定審査組織に対して査定審査を行うことを要求する。財産査定審査は財産査定審査に関する法律の規定に従って行われる。財産査定審査の結果は、査定審査が法律の規定に従って正しく行われた場合には、それが証拠となる。
6. 政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、その任務、権限の範囲内で、本条を施行する細則及び指導を規定する。

(21) 94条は以下のように修正、補充された。

94条 個人、機関、組織に対する証拠提出要求

1. 当事者が証拠収集のために必要な措置を適用したにもかかわらず自分自身で証拠を収集できない場合は、民事訴訟・非訟事件の適切な解決を保障する目的で、証拠収集を行うよう裁判所に対し要求することができる。

裁判所に証拠収集を要求する当事者は、証明すべき問題、収集すべき証拠、自ら証拠を収集できない理由、収集が必要な証拠を管理、占有している個人、機関、組織の氏名、住所を明記した申立書を提出しなければならない。

2. 裁判所、検察院は、証拠を管理、占有している個人、機関、組織に対して、直接又は文書により、証拠を提出するよう要求することができる。
証拠を管理、占有している個人、機関、組織は、要求を受け取った日から15日の期限内に、裁判所、検察院の要求に従って、十分に適時に証拠を提出する責任を負う。裁判所、検察院の要求に従って、十分に適時に十分に適時に証拠を提出しない場合は、違反の程度により法律の規定に従って処分される可能性がある。

(22) 159条は以下のように修正、補充された。

159条 提訴時効、要求時効

1. 民事訴訟事件の提訴時効は、侵害された適法な権利利益を保護するよう民事訴訟事件の解決を裁判所に要求するために、提訴権を享受している期限である。この期限が満了したときは、提訴権を喪失する。法律に別の規定がある場合を除く。
2. 民事非訟事件の要求時効は、個人、機関、組織の適法な権利利益、公共の利益、国家の利益を保護する

よう民事非訟事件の解決を裁判所に要求するために、要求権を享受している期限である。この期限が満了したときは、要求権を喪失する。法律に別の規定がある場合を除く。

3. 民事訴訟事件の提訴時効は、法律の規定に従って実現される。民事訴訟事件の提訴時効について法律に規定がない場合には、以下のように実現される。
 - a) 財産の所有権に関する紛争、別の者が管理、占有する財産の取戻しに関する紛争、土地法の規定に従った土地使用権に関する紛争については提訴時効を適用しない。
 - b) 本項a号に規定する場合に当たらない紛争の場合、民事訴訟事件の提訴時効は、個人、機関、組織が自己の適法な権利利益が侵害されたことを知った日から2年である。
4. 民事非訟事件の解決要求時効は、法律の規定に従って実現される。要求時効について法律に規定がない場合には、民事非訟事件の裁判所の解決に関する要求時効は、要求権発生の日から1年である。ただし、個人の人格に関する民事権に関連する民事非訟事件については要求時効を適用しない。

(23) 164条は以下のように修正、補充された。

164条 提訴状の形式、内容

1. 提訴をする個人、機関、組織は提訴状を作成しなければならない。
2. 提訴状は、以下の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 提訴状の作成年月日
 - b) 提訴状を受け取る裁判所名
 - c) 提訴人の名、住所
 - d) 保護される権利利益を有する者がいれば、その名、住所
 - d) 被提訴人の名、住所
 - e) 関連する権利義務を有する者がいれば、その名、住所
 - g) 被提訴人、関連する権利義務を有する者に対して、裁判所による解決を要求する具体的な問題
 - h) 証人がいる場合には、その氏名、住所
3. 提訴人が個人であるときは、署名又は指印しなければならない。提訴人が機関、組織であるときは、その機関、組織の法定代理人が提訴状末尾に署名及び押印しなければならない。未成年者又は民事行為能力喪失者の適法な権利利益を保護するために提訴するときは、その提訴状には、これらの者の法定代理人が署名又は指印する。提訴状には、提訴人の要求

に根拠がありかつ適法であることを証明する資料、
証拠を添付しなければならない。

提訴人が、字が読めず、目が見えず、自ら署名又は指印ができない場合には、証人が必要であり、証人は、社級の人民委員会の実証権限のある者の前で確認署名しなければならない。社級の人民委員会の実証権限のある者は、提訴人及び証人の前で実証する。

(24) 168 条は以下のように修正、補充された。

168 条 提訴状の返却、提訴状返却の効果

1. 裁判所は、以下の場合に提訴状を返却する。
 - a) 提訴人が提訴権を有していない又は完全な民事訴訟行為能力を有していない。
 - b) 法的効力を有する裁判所の判決、決定又は権限のある国家機関の国力が生じた決定により既に解決されている。ただし、離婚の求め、子の養育者の変更、扶養程度の変更、損害賠償程度の変更の求め、財産管理人の変更、遺産管理人の変更の求め、又は財産の返還、賃貸用、無償貸与用財産の返還、住宅の返還、賃貸用、無償貸与用、住宅用の土地所有権の返還に関するもので、裁判所が、提訴条件が十分ではないという理由で要求を承認せず、申立書を裁判所が却下した事件を除く。
 - c) 客観的な障害又は不可抗力がある場合を除き、本法典 171 条 2 項に規定する通知期限を過ぎても、提訴人が、裁判所に対して訴訟費用の予納金を納付した領収書を提出しない場合。
 - d) 提訴の条件が十分ではない。
 - d) 事件が裁判所の管轄権に属しない。
2. 提訴状及び添付資料、証拠を提訴人に返却するとき、裁判所は提訴状を返却する理由を明記した文書を含めなければならない、同時に同級の検察院に送付しなければならない。
3. 当事者は、以下の場合に再び提訴状を提出する権利がある。
 - a) 提訴人が提訴権を有している又は完全な民事訴訟行為能力を有していた。
 - b) 離婚の求め、子の養育者の変更、扶養程度の変更、損害賠償程度の変更の求め、財産管理人の変更、遺産管理人の変更の求め、又は財産の返還、賃貸用、無償貸与用財産の返還、住宅の返還、賃貸用、無償貸与用、住宅用の土地所有権の返還に関するものであって、以前に、裁判所が、提訴条件が十分ではないと

いう理由で要求を承認しなかった事件

c) 提訴の条件が十分であった。

d) 法律の規定に従ったその他の場合

4. 最高人民裁判所は本条 1 項及び 3 項の施行を指導する。

(25) 170 条は以下のように修正、補充された。

170 条 提訴状の返却に対する不服申立て、建議及び不服申立て、建議の解決

1. 裁判所から返却された提訴状及び添付書類、証拠を受け取った日から 3 営業日の期限内に、提訴人は、提訴状を返却した裁判所の長官に不服申立てをする権利がある。
裁判所の提訴状返却書を受け取った日から 3 営業日の期限内に、同級の検察院は、提訴状を返却した裁判所の長官に建議をする権利がある。
2. 提訴状の返却に関する不服申立て、建議を受け取った日から 3 営業日の期限内に、裁判所の長官は、次の決定の 1 つを発しなければならない。
 - a) 提訴状の返却を維持する。
 - b) 事件受理を進めるために提訴状及び添付資料、証拠を再度受け取る。
3. 裁判所の長官の不服申立書、建議書を返却する決定を受け取った日から 7 営業日の期限内に、直近上級の裁判所の長官に対して審理、解決するよう、提訴人は不服申立てをする権利を、検察院は建議をする権利を有する。
4. 提訴状返却に関する不服申立て、建議を受け取った日から 10 営業日の期限内に、直近上級の裁判所の長官は、次の決定の 1 つを発しなければならない。
 - a) 提訴状の返却を維持する。
 - b) 事件受理を進めるために提訴状及び添付資料、証拠を再度受け取るよう第一審裁判所に要求する。

直近上級の裁判所の長官の不服申立て、建議の解決決定は、最終の決定である。直近上級の裁判所の長官の決定は、直ちに、提訴人、同級の検察院、建議をした検察院及び提訴状の返却決定を發した裁判所に対して送付されなければならない。

(26) 176 条は以下のように修正、補充された。

176 条 被告の反訴要求権

1. 提訴人の要求に対する自己の意見を記載した文書を裁判所に提出しなければならないとともに、被告は、原告、独立した要求のある関連する権利義務を有する者に対して、反訴要求をする権利がある。
2. 原告、独立した要求のある関連する権利義務を有す

る者に対する被告の反訴要求は、以下の場合の1つに該当する場合に承認される。

- a) 原告、独立した要求のある関連する権利義務を有する者の要求を排除するための反訴要求
 - b) 反訴要求が承認されれば、原告、独立した要求のある関連する権利義務を有する者の要求の一部又は全部の承認を排斥することになる場合
 - c) 原告、独立した要求のある関連する権利義務を有する者の要求と反訴要求との間に互いに関連があり、1つの事件の中で解決されることが、事件がより正確かつ迅速に解決されることになる場合
3. 被告は、裁判所が事件を第一審の審理に付す決定を発するまで反訴要求を立てる権利を有する。

(27) 177条は以下のように修正、補充された。

177条 関連する権利義務を有する者の独立した要求をする権利

1. 関連する権利義務を有する者が、原告側又は被告側について訴訟に参加しない場合、以下の条件があるときは、その者は独立した要求をする権利を有する。
 - a) 事件の解決が、その者の権利義務に関連する。
 - b) その者の独立した要求が、解決中の事件に関連する。
 - c) その者の独立した要求が同一事件で処理されることにより、事件がより正確かつ迅速に解決される。
2. 関連する権利義務を有する者は、裁判所が事件を第一審の審理に付す決定を発するまで独立した要求を立てる権利を有する。

(28) 184条は以下のように修正、補充された。

184条 和解期日の構成

1. 和解期日を主宰する裁判官
 2. 和解調書を作成する裁判所書記官
 3. 各当事者又は各当事者の適法な代理人
- 当事者が多数いる事件において、欠席する当事者がいるが、出席した当事者が和解を進行することに同意し、その和解が欠席した当事者の権利義務に影響しない場合、裁判官は出席した当事者の間で和解を進行する。当事者が、事件の当事者全員の出席を求めて和解期日の延期を提議した場合は、裁判官は和解期日を延期しなければならない。裁判官は、当事者に対して、和解期日を延期したこと及び和解期日を再び開くことを通知する。

4. 必要な場合には、裁判官は、関連する個人、機関、組織に和解期日に参加するよう要求することができ

5. 当事者がベトナム語を解さない場合は、通訳人

(29) 185条aを以下のように補充する。

185条 a. 和解順序

1. 和解を進行する前に、裁判所書記官は、既に裁判所から通知を受けている和解期日参加者の出席、欠席について裁判官に報告する。和解期日を主宰する裁判官は、和解期日参加者の出席及び身分証の再検査をする。
2. 和解期日を主宰する裁判官は、本法典185条において規定する和解内容に従う。
3. 当事者又は当事者の適法な代理人は、紛争の内容について自己の意見を陳述し、和解が必要な問題を提出する。
4. 裁判官は、既に統一した問題、まだ統一していない問題を確定し、当事者に対して、まだ明らかになっておらず、まだ統一していない内容について補充の陳述をするよう要求する。
5. 裁判官は、当事者が和解できた問題、統一できていない問題について結論を出す。

(30) 189条は以下のように修正、補充された。

189条 民事訴訟事件解決の一時停止

1. 当事者である個人が死亡し、機関、組織が合併、分割、分離、解体したが、その個人、機関、組織の訴訟上の権利義務を承継する個人、機関、組織がまだない。
2. 民事行為能力喪失者が当事者であって法定代理人がまだ確定していない。
3. 当事者の適法な代理が終了したが、交替する者がまだいない。
4. 事件を解決する前に、法律の規定により、他の機関、組織によって解決されるものとされている関連する他の事件又は非訟事件の解決結果を待つ必要がある。
5. 司法委託の実現結果又は事件の解決のために裁判所の要求に従った機関、組織による資料、証拠の提出を待つ必要があったが、解決期限が満了した。
6. 法律の規定に従ったその他の場合

(31) 192条は以下のように修正、補充された。

192条 民事訴訟事件解決の停止

1. 自己の管轄に属する事件を受理した後、裁判所は、以下の場合において、民事事件の解決を停止する決定を出す。

- a) 個人である原告又は被告が死亡し、その者の権利義務が承継されない。
 - b) 機関、組織が解体され又は破産宣言を受けたが、その機関、組織の訴訟上の権利義務を承継する個人、機関、組織がない。
 - c) 提訴人が提訴状を取り下げ、裁判所によって承認された又は提訴人に提訴権がない。
 - d) 原告又は申立人が事件解決の不継続を要求した場合において、機関、組織が提訴文書を取り下げた。
 - d) 当事者が自ら同意して裁判所の事件解決の不継続を要求した。
 - e) 原告が適式に2回目まで召喚されたがなお欠席した。その者が欠席の下で解決を行うよう提案状を出している場合又は欠席が不可抗力の事件による場合を除く。
 - g) 事件の解決が会社、協同組合の義務、財産に関連する場合に、当事者である会社、協同組合に関して破産手続を開始する裁判所の決定がある。
 - h) 提訴時効が満了した。
 - i) 本法典168条1項に規定する各場合であるのに裁判所が受理した。
 - k) 法律の規定に従ったその他の場合
2. 裁判所は、民事事件の解決を停止する決定を発し、受理簿から事件名を削除し、要求があるときは、当事者に対し、提訴状及び添付資料、証拠を返却する。

(32) 193条は以下のように修正、補充された。

193条. 民事事件の解決の停止の効果

1. 民事事件の解決の停止決定があるときは、後の事件の提訴が前の事件と原告、被告及び紛争のある法律関係に関して何ら違いがない場合、当事者は裁判所に再度その民事事件を解決するよう裁判所に対して提訴要求をする権利を有しない。本法典168条3項、192条1項c, e, g項において規定する場合及び法律の規定に従った別の場合を除く。
2. 裁判所が、本法典192条1項a, b, d, d.e, k項の規定に従い民事事件の解決を停止する決定を出した場合、当事者が納付した訴訟費用の前払金は公的資金のために国家が没収する。
3. 裁判所が、本法典192条1項c, g, h, i項の規定に従い民事事件の解決を停止する決定を出した場合、当事者が納付した訴訟費用の前払金はその者に返却される。
4. 民事事件の解決を停止する決定は、控訴審の手續に従って控訴、異議申立てをされることができる。

(33) 195条は以下のように修正、補充された。

195条. 事件を公判に付する決定

1. 事件を公判に付する決定は、以下の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 決定を発した年月日
 - b) 決定を発した裁判所名
 - c) 公判に付された事件
 - d) 原告、被告又は事件の解決を裁判所に要求するために提訴したその他の者、関連する権利義務を有する者の氏名、住所
 - d) 裁判官、人民参審員、裁判所書記官の氏名及び補充の裁判官、人民参審員（ある場合）の氏名
 - e) 公判期日に参加した検察官の名前及び補充の検察官（ある場合）の氏名
 - g) 公判期日を開く時間、年月日、地点
 - h) 審理が公開とされるか非公開とされるか
 - i) 公判期日に参加するよう召喚された者の氏名
2. 事件を公判に付する決定は、決定の発布後直ちに、当事者、同級の検察院に送付しなければならない。
3. 本法典21条2項の規定に従い公判期日に検察院が参加する場合、裁判所は、事件記録を同級の検察院に送付しなければならない。事件記録を受領した日から15日の期限内に、検察院は、事件記録を研究し、裁判所に返却しなければならない。

(34) 199条は以下のように修正、補充された。

199条. 当事者、当事者の代理人、適法な権利利益の保護人の出席

1. 裁判所に1回目に適式な召喚を受けた当事者又はその代理人、当事者の適法な権利利益の保護人は出席しなければならない。欠席する者がいる場合は、審理合議体は公判期日を延期する。ただし、その者が欠席審理の提案状を提出している場合を除く。裁判所は、当事者、代理人、当事者の適法な権利利益の保護人に対して公判期日の延期を通知する。
2. 裁判所に2回目に適式な召喚を受けた当事者又はその代理人、当事者の適法な権利利益の保護人は公判期日に出席しなければならない。不可抗力の事件によらずに欠席した場合は、以下のように処理する。
 - a) 原告、法定代理人が欠席し、公判期日に参加する代理人がいなかった場合には、提訴の放棄を見なし、裁判所は、その者の提訴要求についての事件解決を停止する決定を出す。ただし、その者が欠席審理の提案状を提出している

- 場合を除く。原告は、提訴時効がまだ存している限り、再度の提訴権を有する。
- b) 被告、関連する権利義務を有する者で独立の要求をしていない者が欠席し、公判期日に参加する代理人がない場合には、裁判所は、それらの者の欠席の下で審理を進行する。
- c) 関連する権利義務を有する者で独立の要求をしている者が欠席し、公判期日に参加する代理人がない場合には、自己の独立の要求を放棄したものとみなし、裁判所は、その者の独立の要求に対する事件解決を停止する決定を出す。ただし、その者が欠席審理の提案状を提出している場合は除く。独立の要求をした関連する権利義務を有する者は、提訴時効がまだ存している限り、その独立の要求について再度の提訴権を有する。
- d) 当事者の適法な権利利益の保護人が欠席する場合は、裁判所はその欠席の下で審理を進行する。

(35) 202 条は以下のように修正、補充された。

202 条 公判期日に当事者、当事者の適法な権利義務の保護人が欠席している場合の審理

以下の場合において、裁判所は、事件の審理をなお進行する。

1. 原告、被告、関連する権利義務を有する者及びそれらの者の代理人が、公判期日に欠席したが、欠席の下で審理を行うよう裁判所に対して提案状を提出している。
2. 原告、被告、関連する権利義務を有する者が公判期日に欠席したが、公判期日に参加する代理人がいる。
3. **本法典 199 条 2 項 b, d** に規定する場合。

(36) 208 条は以下のように修正、補充された。

208 条 公判期日の延期期限及び公判期日の延期決定

1. 審理合議体が、本法典 51 条 2 項、72 条 2 項、199 条、204 条、205 条、206 条、207 条、215 条、230 条 4 項及び本法典が規定するその他の場合に従い、公判期日を延期する決定をする場合、第一審の公判期日の延期期限は、公判期日の延期決定を発した日から 30 日を超えない。
2. 公判期日の延期決定は以下の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 決定を発した年月日
 - b) 裁判所名及び訴訟進行人の氏名
 - c) 公判に付された事件
 - d) 公判期日延期の理由

- d) 公判期日再開の時間、地点
3. 公判期日の延期決定は、審理合議体を代表して公判期日の裁判長が署名し、訴訟参加人に対し公開に通知しなければならない。欠席者に対しては、裁判所は、直ちにその決定を送付し、同時に同級の検察院にも送付する。
 4. 公判期日を延期した後に、裁判所が公判期日の延期決定に記載した時間、地点で正しく公判期日を再開できない場合は、裁判所は、直ちに同級の検察院及び訴訟参加人に対して公判期日の再開時間、場所を通知しなければならない。

(37) 234 条は以下のように修正、補充された。

234 条 検察院の発表

1. 訴訟参加人が論争の発表と返答を終えた後、検察官は、事件解決の過程における裁判官、審理合議体の法律順守、事件受理から審理合議体の評議時点までの民事訴訟参加人の法律執行について意見を発表する。
2. **最高人民検察院は最高人民裁判所と協調して、本条の施行を指導する主たる責任を負う。**

(38) 257 条は以下のように修正、補充された。

257 条 控訴審の事件受理

1. 控訴審裁判所は、事件記録、控訴、異議申立て及び添付資料、証拠を受領した後直ちに、受理簿に記録しなければならない。
事件を受理した日から 3 営業日の期限内に、裁判所は、文書により、当事者及び同級の検察院に対して、裁判所が事件を受理したことについて通知しなければならない。
2. 控訴審裁判所の長官又は最高裁判所の控訴審裁判長は、控訴審合議体を設立し、公判期日における裁判長を務める裁判官を割り当てる。

(39) 260 条は以下のように修正、補充された。

260 条 事件の控訴審の停止

1. 控訴審裁判所は、以下の場合に事件の控訴審又は事件の一部を停止する決定を発する。
 - a) 本法典 192 条 1 項 a, b 項において規定する場合
 - b) 控訴人が控訴の全部を取り下げ又は検察院が異議申立ての全部を取り下げる場合
 - c) 控訴人が控訴の一部を取り下げ又は検察院が異議申立ての一部を取り下げる場合
 - d) 法律の規定に従った他の場合
2. **控訴審裁判所が、事件を控訴審公判に付する決定を**

発する前に、控訴人が控訴の全部を取り下げ又は検察院が異議申立ての全部を取り下げる場合、公判期日において裁判長を務めるよう割り当てられた裁判官は、控訴審を停止する決定を発する。控訴審裁判所が事件を控訴審公判に付する決定を発した後に、控訴人が控訴を全部取り下げ、検察院が異議申立てを全部取り下げた場合、控訴審審理合議体が控訴審を停止する決定を発する。

この場合、第一審の判決、決定は、控訴審裁判所が控訴審を停止する決定を発した日から法的効力を有する。

3. 控訴人が控訴の一部を取り下げ又は検察院が異議申立ての一部を取り下げた場合、控訴審審理合議体は、控訴人の控訴の一部取下げ又は検察院の異議申立ての一部取下げを認定し、控訴審の判決の中で、その控訴、異議申立部分の控訴審の停止を決定する。

(40) 262 条は以下のように修正、補充された。

262 条. 事件記録の研究のための検察院への送付

1. 事件を公判に付する決定を発した後、控訴審裁判所は、事件記録を同級の検察院に研究のために送付しなければならない。
2. 同級の検察院の事件記録の研究期限は、事件記録を受領した日から 15 日である。その期限が過ぎたら、裁判所に事件記録を返却しなければならない。

(41) 264 条は、以下のように修正、補充された。

264 条. 控訴審の公判期日の参加人

1. 控訴人、当事者、控訴、異議申立ての解決に関連する個人、機関、組織及び当事者の適法な権利利益の保護人は、公判期日に参加するよう召喚されなければならない。控訴、異議申立ての解決のために必要と認める場合には、裁判所は、その他の訴訟参加人を公判期日に参加するよう召喚することができる。
2. 同級の検察院の検察官は、控訴審の公判期日に参加しなければならない。

(42) 266 条は以下のように修正、補充された。

266 条. 控訴審の公判期日の延期

1. 公判期日に参加する検察官が欠席した場合は、控訴審の公判期日は延期しなければならない。
2. 控訴人、異議申立てをしていないが控訴、異議申立てに関連する権利義務を有する者、それらの者の適法な権利利益の保護人が、適式に 1 回目に裁判所から召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合、公判期日を延期しなければならない。その者が欠席審理の提案状を提出している場合、裁判所は、その者の

欠席の下で控訴審の公判期日の審理を進行する。

3. 控訴人、控訴人ではないその他の訴訟参加人、それらの者の適法な権利利益の保護人が、適式に 2 回目に裁判所から召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合、公判期日を延期するか、控訴審審理を停止するか、なお控訴審審理を進行するかについては、本法典 199 条、202 条、204 条、205 条、206 条に規定に従い実現される。
4. 控訴審の公判期日の延期期限及び延期決定は、本法典 208 条の規定に従い実現される。

(43) 271 条は以下のように修正、補充された。

271 条. 控訴審の公判期日における当事者、検察官の陳述聴取

1. 当事者がその控訴を維持し又は検察院がその異議申立を維持する場合は、控訴審審理合議体は、次の順番で当事者、検察官の陳述を聴取することにより事件の審理を開始する。
 - a) 控訴人の適法な権利利益の保護人が控訴の内容及び控訴をしたことの根拠について陳述する。控訴人は、補充の意見を述べることができる。
当事者全員が控訴する場合は、その陳述は、原告である控訴人の適法な権利利益の保護人及び原告、被告である控訴人の適法な権利利益の保護人及び被告、関連する権利義務を有する者である控訴人及び関連する権利義務を有する者、の順序に従って実現される。検察院のみが異議申立てをしている場合は、検察官が異議申立ての内容及び異議申立てをしたことの根拠について陳述する。控訴及び異議申立ての両方がある場合は、当事者が控訴の内容及び控訴をしたことの根拠について陳述し、その後検察官が異議申立ての内容及び異議申立てをしたことの根拠を陳述する。
 - b) 控訴、異議申立てに関連するその他の当事者の適法な権利利益の保護人は、控訴、異議申立ての内容に関する意見を陳述する。当事者は、補充の意見を述べることができる。
2. 当事者が自己の適法な権利利益の保護人を持たない場合は、その者は自分自身で控訴、異議申立て及び提議の内容に関する自己の意見を陳述する。
3. 控訴審の公判期日において、当事者、検察官は、補充の証拠を提出することができる。

(44) 273 条 a を以下のように補充する。

273 条 a. 控訴審の公判期日における検察官の発表

訴訟参加人が論争及び返答の発表をした後、検察官は、控訴審段階における民事事件の解決過程における法律遵守に関する検察院の意見を発表する。

(45) 275 条は以下のように修正、補充された。

275 条. 控訴審審理合議体の権限

控訴審審理合議体は以下の権限を有する。

1. 第一審判決を維持する。
2. 第一審判決を修正する。
3. 第一審判決の全部又は一部を破棄し、事件を再度解決するために第一審級の裁判所に事件記録を送付する。
4. 第一審の判決を破棄し、事件の解決を停止する。

(46) 277 条は以下のように修正、補充された。

277 条. 第一審判決の全部又は一部の破棄、事件の再度解決のための第一審級裁判所への事件記録の送付

控訴審審理合議体は、次の1つに該当する場合に、第一審判決の全部又は一部を破棄し、事件を再度解決するために第一審級の裁判所に事件記録を送付する。

1. 証明及び証拠収集が本法典 7 章の規定に正しく従わず又は十分に実現されず、控訴審の公判期日においても補充することができない場合
2. 第一審の審理合議体の構成が本法典の規定に従わない又は訴訟手続に関しその他の重大な違反がある場合

(47) 284 条は以下のように修正、補充された。

284 条. 監督審の手続に従って再検討する必要がある裁判所の法的効力を有する判決、決定の発見

1. 裁判所の判決、決定が法的効力を有する日から 1 年の期限内に、その判決、決定の中に法律違反を発見した場合は、当事者は、本法典 285 条に規定する異議申立権を有する者に対して、文書により、監督審手続による異議申立てを検討するように提議することができる。
2. 裁判所、検察院又はその他の個人、機関、組織は、法的効力を有する裁判所の判決、決定の中に法律違反を発見した場合は、本法典 285 条に規定する異議申立権を有する者に対して、文書で通知しなければならない。

(48) 284 条 a 及び 284 条 b を以下のように補充する。

284 条 a. 監督審手続に従った裁判所の法的効力を有する判決、決定の検討の提議書

1. 提議書は以下の主要な内容を含まなければならない。

- a) 提議書の年月日
- b) 提議人の氏名、住所
- c) 監督審手続に従った検討の提議をされる裁判所の法的効力を有する判決、決定の名前
- d) 提議の理由、提議人の要求
- d) 提議人が個人であるときは、署名又は指印をしなければならない。提議人が機関、組織であるときは、その機関、組織の法定代理人が、提訴状末尾に、署名及び押印しなければならない。

2. 提議人は、提議書に添付して、裁判所の法的効力を有する判決、決定、自己の要求に根拠があることを証明するための資料、証拠を提出しなければならない。

3. 提議書及び資料、証拠は、本法典 285 条に規定する監督審手続に従った異議申立権を有する者に提出する。

284 条 b. 監督審手続に従った裁判所の法的効力を有する判決、決定の検討の提議書の受領及び検討手続

1. 裁判所、検察院は、当事者から提議書を、裁判所、検察院における直接交付又は郵便送付により受領し、受領簿に記入しなければならない。提議書を提出した日は、当事者が裁判所、検察院において交付した日又は送付場所の郵便局の消印の日とする。
2. 提議書を受領した裁判所、検察院は、当事者に対して、受領済確認書を発行しなければならない。
3. 監督審手続に従った異議申立権を有する者は、提訴状、事件記録の研究を行い、異議申立権を有する者の検討、決定のための報告をする幹部を割り当てる責任を有する。異議申立てをしない場合、当事者に対して文書で通知する。
4. 最高人民裁判所、最高人民検察院は、監督審手続に従った裁判所の法的効力を有する判決、決定の検討の提議書の受領、処置手続を指導する。

(49) 288 条は以下のように修正、補充された。

288 条. 監督審手続に従った異議申立期限

1. 監督審手続に従った異議申立権を有する者は、本条 2 項に規定する場合を除き、裁判所の判決、決定が法的効力を有した日から 3 年の期限内に、異議申立権を有する。
2. 本条 1 項の規定に従った異議申立期限が満了したが、以下の条件がある場合は、異議申立期限は、異議申立期限が満了した日から、さらに 2 年間伸長する。
 - a) 本法典 284 条 1 項の規定に従い当事者が提議書を提出しており、本条 1 項に規定する異議

申立期限が満了後にさらに提議書を提出した場合

- b) 裁判所の法的効力を有する判決、決定に本法典283条に規定する法律違反がある、当事者、第三者の権利利益に対する重大な侵害がある、又は国家の利益を侵害するものであって、その法的効力を有する判決、決定の中の誤りを克服するために異議申立をしなければならない場合

(50) 297条は以下のように修正、補充された。

297条 監督審合議体の権限

監督審合議体は、以下の権限を有する。

1. 異議申立を承認せず、裁判所の法的効力を有する判決、決定を維持する。
2. 裁判所の法的効力を有する判決、決定を破棄し、破棄され又は修正された下級裁判所の適法な判決、決定を維持する。
3. 第一審又は控訴審での再審理のために、裁判所の法的効力を有する判決、決定の一部又は全部を破棄する。
4. 事件を審理した裁判所の判決、決定を破棄し、事件の解決を停止する。

(51) 299条は以下のように修正、補充された。

299条 第一審の再審理又は控訴審の再審理のための異議申立てのあった裁判所の法的効力を有する判決、決定の一部又は全部の破棄

監督審合議体は、以下の場合に、第一審の再審理又は控訴審の再審理のために異議申立てのあった裁判所の法的効力を有する判決、決定の一部又は全部を破棄する決定を発する。

1. 証拠収集及び証明が十分に行われず又は本法典7章の規定に従わなかった場合
2. 判決、決定の結論が事件の客観的な事実に合致しない又は法律の適用に重大な誤りがある場合
3. 第一審又は控訴審の審理合議体の構成が本法典の規定に従わない又は訴訟手続に関しその他の重大な違反がある場合

(52) 16章aを以下のように補充する。

16章a

最高人民裁判所裁判官評議会の決定を再検討する特別な手続

310条 a. 最高人民裁判所裁判官評議会の決定の再検討の要求、建議、提議

1. 最高人民裁判所裁判官評議会の決定に、法律の重大な違反を確認できる根拠があるとき、又はその決定を発したときに最高人民裁判所裁判官評議会、当事者が知り得なかった決定の基本的な内容を変更する可能性のある重要な新しい事情を発見したときは、国会常務委員会の要求、国会司法委員会の建議、最高人民検察院長官の建議、最高人民裁判所長官の提議がある場合には、最高人民裁判所裁判官評議会はその決定を再検討する。
2. 国会常務委員会が要求した場合は、最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を再検討するように最高人民裁判所裁判官評議会に報告する責任を負う。
3. 国会司法委員会が建議した、最高人民検察院長官が建議した又は最高人民裁判所長官が違反、新しい事情を発見した場合は、最高人民裁判所長官はその建議、提議を検討するよう最高人民裁判所裁判官評議会に報告する義務を負う。
国会司法委員会の建議、最高人民検察院長官の建議又は最高人民裁判所長官の提議に同意する場合は、最高人民裁判所裁判官評議会は、最高人民裁判所長官に事件記録を研究させて、最高人民裁判所裁判官評議会の検討、決定のために報告させる。最高人民裁判所裁判官評議会が建議、提議に同意しない場合は、文書により通知し、その理由を明示しなければならない。
4. 本条第3項に掲げた提議、建議の検討をする最高人民裁判所裁判官評議会の会議期日には、最高人民検察院長官が参加しなければならない。

310条 b. 最高人民裁判所裁判官評議会の決定の再検討の手続及び管轄権

1. 最高人民裁判所長官は、本法典第310条a第2項に規定する国会常務委員会の要求を受領した日又は本法典第310条a第3項に規定する最高人民裁判所裁判官評議会の決定があった日から4か月の期限内に、事件記録の検討、資料、証拠の確証、収集をし、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を再検討するために最高人民裁判所裁判官評議会に報告をする責任を負う。
2. 最高人民裁判所裁判官評議会の会議期日には、最高人民検察院長官が参加しなければならない。必要と認める場合は、最高人民裁判所は関連する個人、組織、機関を会議期日に参加させるために招待することができる。
3. 最高人民裁判所長官の報告、最高人民検察院長官の意見、招待された関連する個人、組織、機関の意見

(ある場合)を聞いた後、最高人民裁判所裁判官評議会は、重大な法律違反がある又は最高人民裁判所裁判官評議会の決定の内容を基本的に変更させる重要な新しい事情がある最高人民裁判所裁判官評議会の決定を破棄する決定を発す。重大な法律違反がある又は判決、決定の内容を基本的に変更させる重要な新たな事情がある下級裁判所の法的効力を有する判決、決定を破棄し、個別の場合に従って以下のように決定する。

- a) 最高人民裁判所裁判官評議会の決定を破棄し、既に法的効力を有する判決、決定を破棄し、事件の内容について決定する。
 - b) 最高人民裁判所裁判官評議会の決定を破棄し、既に法的効力を有する法律違反のある判決、決定を破棄し、当事者に損害を与えた最高人民裁判所の損害賠償責任を確定し又は法律の規定に従った財産価値の補償責任を確定する。
 - c) 最高人民裁判所裁判官評議会の決定を破棄し、既に法的効力を有する法律違反のある判決、決定を破棄し、法律の規定に従い解決するよう下級裁判所に対して事件記録を渡す。
4. 最高人民裁判所裁判官評議会の決定は、少なくとも最高人民裁判所裁判官評議会の構成員の4分の3の賛成が投票されなければならない。
5. 最高人民裁判所は、最高人民検察院と協力して本条の規定の施行を指導する。

(53) 311条は以下のように修正、補充された。

311条 適用範囲

裁判所は、本法典26条1, 2, 3, 4, 6, 7, 8項, 28条1, 2, 3, 4, 5, 7項, 30条1, 4項, 32条3項に規定する民事非訟事件の解決にあたり、この章の規定を適用するとともに、この章の規定に反しない本法典の別の規定を適用する。

民事非訟事件とは、個人、機関、組織が紛争を有していないが、自己の又は他の個人、機関、組織の民事、婚姻及び家庭、営業、商事、労働に関する権利義務の発生根拠となる法律事実の公認又は非公認を裁判所に要求することであり、民事、婚姻及び家庭、営業、商事、労働に関する自己の権利を公認するよう裁判所に要求することである。

(54) 313条aを以下のように補充する。

313条 a. 民事非訟事件を解決する際の訴訟進行人の変更決定

1. 会議期日開始前における裁判官、裁判所書記官の変

更及び選任は、その民事非訟事件を解決している裁判所の長官が決定する。その民事非訟事件を解決している裁判所の長官が変更される裁判官であるときは、変更は直近上級裁判所の長官が決定する。

2. 民事非訟事件を解決する会議期日における裁判官の変更は以下のように実現される。
 - a) 1名の裁判官によって解決される民事非訟事件の場合は、裁判官の変更は、その民事非訟事件を解決している裁判所の長官が決定する。その民事訴訟事件を解決している裁判所の長官が変更される裁判官であるときは、変更は直近上級裁判所の長官が決定する。
 - b) 3名の裁判官を含む民事非訟事件解決合議体によって解決される民事非訟事件の場合は、合議体の構成員の変更は、民事非訟事件解決合議体が決定する。
3. 会議期日開始前及び会議期日における検察官の変更及び選任は、同級の検察院の長官が決定する。検察院の長官が変更される検察官であるときは、変更は直近上級検察院の長官が決定する。

(55) 314条は以下のように修正、補充された。

314条 民事非訟事件を解決する会議期日の進行手続

1. 民事非訟事件を解決する会議期日は以下の順序に従い進行される。
 - a) 裁判所書記官が会議期日参加者の出席、欠席について報告する。
 - b) 裁判官が会議期日を開始し、会議期日に参加するよう召喚された者の出欠及び身分証を検査し、会議期日に参加する者の権利義務を説明する。
 - c) 要求人の適法な権利利益の保護人、要求人又はその適法な代理人は、裁判所に解決を要求する問題、その民事非訟事件の解決を裁判所に要求する理由、目的、根拠について陳述する。
 - d) 関連する権利義務を有する者の適法な権利利益の保護人、関連する権利義務を有する者又はその適法な代理人は、民事非訟事件の解決の中で関連する権利義務を有する者の権利義務に関連する問題について自己の意見を陳述する。
 - d) 証人が意見を陳述する。鑑定人が鑑定の結果を陳述し、まだ明らかになっていない又は矛盾のある問題について説明する。
 - e) 裁判官が資料、証拠を検討する。
 - g) 検察官が民事非訟事件の解決について検察

院の意見を発表する。

- h) 裁判官が、民事非訟事件の解決の要求を承認又は不承認を検討し、決定する。

2. 欠席する者がいる場合は、裁判官は、その者が裁判所に提出し又は開示した供述、資料、証拠を公開する。

(56) 339 条 a, 339 条 b, 339 条 c を以下のように補充する。

339 条 a. 公証文書の無効宣言要求書

1. 公証を実現した公証官、公証を要求した者、証人、関連する権利義務を有する者、権限のある国家機関は、公証に関する法律の規定に従い法律違反があるとの根拠があるときは、裁判所に対して公証文書の無効を宣言するよう要求する権利がある。
2. 裁判所に対する公証文書の無効宣言要求書は、本法典 312 条 2 項の規定する内容を有していなければならない。
3. 裁判所に対する公証文書の無効宣言要求書は、公証文書の無効宣言の要求に根拠があり、適法であることを証明する資料、証拠を添付して提出する。

339 条 b. 公証文書の無効宣言要求書の審査準備

1. 公証文書の無効宣言要求書の審査準備期限は、裁判所が要求書を受理した日から、30 日である。その期限が満了したときは、裁判所は、要求書を審査するための会議期日を開く決定を発しなければならない。
2. 公証文書の無効宣言要求書を受理した後、管轄裁判所は直ちに、公証を実現した公証室、公証事務所、公証官、公証を要求した者、関連する権利利益を有する者、権限のある国家機関、同級の検察院に対してその旨通知する。
3. 要求書の審査期限内、要求人が要求書を取り下げたときは、裁判所は、要求書の審査を停止する決定を発する。
4. 会議期日を開く決定を発した日から 15 日の期限内に、裁判所は要求書を審査するために会議期日を開かななければならない。

339 条 c. 公証文書の無効宣言決定

1. 裁判所は、公証文書の無効宣言要求書を承認し又は承認しないことができる。
2. 要求書を承認する場合は、裁判所は、公証文書の無効宣言決定を発する。その決定の中で、裁判所は、法律の規定に従って、公証文書の無効宣言の法律効果について決定しなければならない。

(57) 340 条は以下のように修正、補充された。

340 条 裁判所の管轄権に属するベトナム商事仲裁活動に関連する民事非訟事件

1. 仲裁官の指定、変更。
2. 緊急保全処分 of 適用、変更、取消
3. 仲裁決定の破棄
4. 無効又は実現することが不可能な仲裁合意に関する仲裁合議体の決定、仲裁合議体の権限に関する不服申立ての解決
5. 証拠収集
6. 証人の召喚
7. 仲裁判決の登記
8. ベトナム商事仲裁に関する法律に規定があるその他の民事非訟事件

(58) 375 条は以下のように修正、補充された。

375 条 執行される裁判所の判決、決定

1. 執行される裁判所の民事判決、決定は、法的効力を有する判決、決定であって、以下のものを含む。
 - a) 控訴審手続に従って控訴、異議申立てがされていない第一審級の裁判所の判決、決定又は判決、決定の一部
 - b) 控訴審級の裁判所の判決、決定
 - c) 裁判所の監督審又は再審の決定。本法典 310 条 b に規定する最高人民裁判所評議会の特別手続に従った決定。
 - d) ベトナムの裁判所の法的効力を有する決定により承認されベトナムにおける執行を許可された外国の裁判所の民事判決、決定、外国仲裁決定
2. 第一審級の裁判所の次の判決、決定は、控訴、異議申立てが可能であっても直ちに執行される。
 - a) 扶養料支払、報酬支払、労働者の再雇用、給与支払、退職手当支払、社会保障、生命、健康、精神的損失に関する損害賠償に関する判決、決定
 - b) 緊急保全処分の適用決定

(59) 200 条, 201 条, 203 条, 376 条, 377 条, 378 条, 379 条, 383 条を削除する。

第 2 条

1. この法律は、2012 年 1 月 1 日から施行の効力を生じる。
2. 政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、自己の任務権限において、本法の施行を指導する。

この法律は、2011年3月29日にベトナム社会主義共和国第12会期、第9会議において承認された。

国会議長

グエン フー チョン

国会
番号: 33/2002/QH10

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福
2002年4月2日, ハノイ

人民裁判所組織法 (仮和訳)

決議 51/2001/QH10 号に基づいて一部改正されたベトナム社会主義共和国の1992年憲法に基づき、
この法律は、人民裁判所の組織及び活動について規定する。

第1章 一般規定

第1条

最高人民裁判所、各地方人民裁判所、各軍事裁判所及びその他の法律の規定に基づく裁判所は、ベトナム社会主義共和国の審理機関である。

裁判所は、刑事、民事、婚姻及び家庭、労働、経済、行政事件を審理し、法律の規定に従いその他の事件を解決する。

その機能の範囲内において、裁判所は、社会主義法制を防御し、社会主義体制及び人民の主導権を防御し、国家、集団の財産を防御し、公民の生命、財産、自由、名誉及び人品を防御する。

その活動を通じて、裁判所は、公民が、祖国に対して忠誠心を持ち、法律を厳正に執行し、社会生活の規則を尊重し、犯罪その他の法律違反に対する闘争・予防・撲滅の意識するように教育することに貢献する。

第2条

ベトナム社会主義共和国において、以下の各裁判所がある。

1. 最高人民裁判所
2. 省、中央直轄市の裁判所
3. 県、社、省直轄市の裁判所
4. 軍事裁判所
5. 法律に定めによるその他の裁判所

第3条

裁判官の任命制度は各級の各裁判所について実現される。

人民参審員の任命制度は各地方人民裁判所について実現される。軍人参審員の指名制度は、軍区及び同等の軍事裁判所、区域の軍事裁判所について実現される。

第4条

訴訟法の規定に従い、人民裁判所の審理は人民参審員が参加し、軍事裁判所の審理は軍人参審員が参加する。審理の時、参審員は裁判官と同等である。

第5条

審理の時、裁判官と参審員は独立し法律のみに従う。

第6条

裁判所は集団で審理し多数決により決定する。

各級における審理を行う審理合議体の構成は、訴訟法の規定に基づく。

第7条

裁判所は、審理を公開する。国家秘密、民族の美徳を維持し又は当事者の秘密をその者の正当な要求により保持するために審理を非公開とする必要がある場合を除く。

第8条

裁判所は、公民は、男女、民族、信仰、宗教、社会身分、社会地位の区別なく法律の前に平等であるという原則に従い審理する。個人、機関、組織、人民武装単位、すべての経済成分に属

する生産、経営組織は、法律の前に平等である。

第9条

裁判所は、被告人の弁護権、当事者の正当な権利利益を防御する権利を保証する。

第10条

裁判所は、訴訟参加人が、裁判所の前で自身の民族の話し言葉、書き言葉を使用する権利を保証する。

第11条

1. 裁判所は、二階級審理制度を実現する。
訴訟法の規定に基づく期限内に控訴、異議申立てがなかった第一審の判決、決定は、法的効力を有する。控訴、異議申立てがあった第一審の判決、決定については、事件は控訴審の審理を受ける。控訴審の判決、決定は法的効力を有する。
2. 法的効力が生じたが、法律違反又は新しい事情があることが発見された裁判所の判決、決定は、訴訟法の規定に基づく監督審又は再審の順序に従い再び審理される。

第12条

法的効力が生じた裁判所の判決、決定は、国家機関、政治組織、政治社会組織、社会組織、社会職業組織、経済組織、人民武装単位及びすべての者から尊重されなければならない。

裁判所の判決、決定を執行する義務のある個人、機関、組織は、厳正に執行しなければならない。

その機能の範囲内において、裁判所の判決、決定の執行の任務を委託された人民裁判所及び機関、組織は、厳正に執行し、その任務の実現することについて法律の前に責任を引き受けなければならない。

第13条

必要な場合には、判決、決定を出すとともに、裁判所は、関連する機関、組織に対して、その機関、組織における犯罪、法律違反を発生させている原因、条件を克服する措置を適用するよう要求する建議をする。建議を受けた機関、組織は実現を研究する責任があり、建議を受けた日から30日の期限内に、そのことについて裁判所に対して報告しなければならない。

第14条

裁判所は、公判期日において教育効果を発揮し、裁判所の判決、決定の執行について有利な条件を作る中で、国家機関、祖国戦線委員会及び戦線の成員組織、その他の社会組織、経済組織、

人民武装単位と調整する。

第15条

裁判所は、検察院、公安、探査、司法機関その他の関連機関、祖国戦線委員会及び戦線の成員組織、人民戦線単位とともに政策、犯罪及びその他の法律違反の予防及び対抗するための政策及び措置を研究し実現する。

第16条

最高人民裁判所長官は、国会の前に責任を引き受け、仕事の報告をする。国会が開られない時間中は、国会常務委員会及び国家主席の前に責任を引き受け、仕事の報告をする。国会代表の質問に返答する。

地方人民裁判所長官は、同級の人民評議会の前に責任を引き受け、仕事の報告をする。人民評議会代表の質問に返答する。

第17条

1. 最高人民裁判所は、地方人民裁判所を、地方の人民評議会と密接に調整する組織となるよう管理する。
2. 最高人民裁判所は、軍事裁判所を、国防省と密接に調整する組織となるよう管理する。
3. 最高人民裁判所と地方の人民評議会との間の調整、最高人民裁判所及び国防省の間の地方人民裁判所の管理、軍事裁判所の組織について調整する規制は、国会常務委員会の規定に基づく。

第2章

最高人民裁判所

第18条

1. 最高人民裁判所は、ベトナム社会主義共和国の最高の審理機関である。
2. 最高人民裁判所の組織構造は以下のものを含む。
 - a) 最高人民裁判所裁判官評議会
 - b) 中央軍事裁判所、刑事法廷、民事法廷、経済法廷、労働法廷、行政法廷及び最高人民裁判所控訴審法廷；必要な場合には国会常務委員会が、最高人民裁判所長官の提議に従いその他の専門法廷の設立を決定する。
 - c) 事務を補佐する機構¹
3. 最高人民裁判所には、長官、副長官、裁判官、裁判所書記官を置く。

¹SPC内に置かれている国際協力部といった部局や裁判理論研究所などの機関を指す。

第19条

最高人民裁判所は以下の任務と権限を有する。

1. 裁判所が法律を統一的に適用するための指導を行い、裁判所の審理の経験を総括する。
2. 各級の裁判所の審理を監督する。特別裁判所及びその他の裁判所の審理を監督する。その裁判所の設立時に別に規定している場合を除く。
3. 法律の規定に従い、国会に法律草案を提出し、国会常務委員会に法令草案を提出する。

第20条

最高人民裁判所は以下の審理の管轄権を有する。

1. 法的効力が生じた判決、決定であって訴訟法の規定に従い異議申立てがあった事件の監督審、再審
2. 法的効力がまだ生じていない直近下級裁判所の第一審の判決、決定であって、訴訟法の規定に従い控訴、異議申立てがあった事件の控訴審

第21条

1. 最高人民裁判所裁判官評議会は監督審、再審手続に従った最高の審理機関かつ裁判所が法律を統一的に適用するための指導を行う機関である。
2. 最高人民裁判所裁判官評議会は以下のものを含む。
 - a) 最高人民裁判所長官、副長官
 - b) 最高人民裁判所長官の提議に従った国会常務委員会の決定に基づく最高人民裁判所裁判官の一部
3. 最高人民裁判所裁判官評議会の構成員の総数は17人を超えることはできない。

第22条

1. 最高人民裁判所裁判官評議会は以下の任務と権限を有する。
 - a) 法的効力が生じた判決、決定であって訴訟法の規定に従い異議申立てがあった事件の監督審、再審
 - b) 裁判所が法律を統一的に適用するための指導
 - c) 審理の経験の総括
 - d) 国会、国会常務委員及び国家主席に提出する裁判所の活動に関する最高人民裁判所長官の報告の承認
 - e) 国会に提出する法律草案、国会常務委員会に提出する法令草案の準備
2. 最高人民裁判所裁判官評議会の会議期日には、少なくとも総数の3分の2が参加しなければならない。最高人民裁判所裁判官評議会の決定は、構成員総数の過半数の賛成の投

票がなければならない。

最高検察院院長、司法省大臣は、最高人民裁判所裁判官評議会の会議期日において、法律の適用の指導に関する討論をするときには、これに参加する責任がある。

第23条

1. 最高人民裁判所の刑事法廷、民事法廷、経済法廷、労働法廷及び行政法廷には、裁判長、副裁判長、裁判官、裁判所書記官を置く。
2. 最高人民裁判所の刑事法廷、民事法廷、経済法廷、労働法廷及び行政法廷は、法的効力が生じた判決、決定であって訴訟法の規定に従い異議申立てがあった事件の監督審、再審を行う。

第24条

1. 最高人民裁判所控訴審法廷には、裁判長、副長官、裁判官、裁判所書記官を置く。
2. 最高人民裁判所控訴審法廷は以下の任務と権限を有する。
 - a) 法的効力がまだ生じていない直近下級裁判所の第一審の判決、決定であって、訴訟法の規定に従い控訴、異議申立てがあった事件の控訴審
 - b) 省、中央直轄市の人民裁判所の法律の規定に従った破産宣告に関する決定に対する不服申立ての解決
 - c) 省、中央直轄市の人民裁判所の法律の規定に従った労働争議の解決に関する決定に対する不服申立ての解決

第25条

最高人民裁判所長官は以下の任務と権限を有する。

1. 最高人民裁判所の審理活動の組織
2. 最高人民裁判所裁判官評議会の会議期日の主催
3. 訴訟法の規定に従った各級裁判所の法的効力が生じた判決、決定に対する監督審、再審手続に従った異議申立て
4. 死刑判決を言い渡された者が減刑を求めた場合の国家主席への意見の提出
5. 専門法廷の裁判長、副裁判長、最高人民裁判所の部長、副部長その他の職務の任命、免任、罷免。最高人民裁判所の副長官、裁判官を除く。
6. 裁判官指名評議会の提議に従った地方人民裁判所、軍区及び同等の軍事裁判所、区域の軍事裁判所の裁判官の選任、免任、罷免。
7. 地方の人民評議会当番の合意を得た後に地方人民裁判所の長官、副長官を選任、免任、罷免する。国防省大臣の合意を得た後に軍区及び同等の軍事裁判所、区域の軍事裁判

- 所の長官、副長官を選任、免任、罷免する。
8. 裁判所の裁判官、参審員及び役人のための専門的な訓練の組織
 9. 国会、国会常務委員及び国家主席の前での裁判所の活動についての報告
 10. 最高人民裁判所が国会及び国会常務委員会に提出することになる法律、法令草案の起草の指示
 11. 最高人民裁判所、地方人民裁判所の事務を補佐する機構を規定し、国会常務委員会の承諾を得るために提出する。国防省大臣の合意を得た後に軍事裁判所の事務を補佐する機構を規定し、国会常務委員会の承諾を得るために提出する。
 12. 予算に関する法律の規定を正しく保証し、法律の規定に従ったその他の活動を実現するために裁判所の責任の範囲内で経費の管理及び使用の検査を組織する。

第26条

最高人民裁判所副長官は、長官の仕事の割り当てに従い長官の任務遂行を助ける。長官が欠席の時、長官から委任を受けた副長官は代表して裁判所の活動を指導する。副長官は与えられた任務について長官の前に責任を引き受ける。

第3章 地方人民裁判所

A項 省、中央直轄市の人民裁判所

第27条

1. 省、中央直轄市の人民裁判所の組織構造は以下のものを含む。
 - a) 裁判官委員会
 - b) 刑事法廷、民事法廷、経済法廷、労働法廷、行政法廷；必要な場合には国会常務委員会が、最高人民裁判所長官の提議に従いその他の専門法廷の設立を決定する。
 - c) 事務を補佐する機構
2. 省、中央直轄市の人民裁判所には、長官、副長官、裁判官、人民参審員、裁判所書記官を置く。

第28条

省、中央直轄市の人民裁判所は以下の管轄権を有する。

1. 訴訟法の規定に従った事件の第一審
2. 法的効力がまだ生じていない直近下級裁判所の第一審の

判決、決定であって訴訟法の規定に従い控訴、異議申立てがあった事件の控訴審

3. 法的効力が生じた直近下級裁判所の判決、決定であって訴訟法の規定に従い異議申立てがあった事件の監督審、再審
4. 法律に従ったその他の事件の解決

第29条

1. 省、中央直轄市の人民裁判所の裁判官委員会は以下のものを含む。
 - a) 省、中央直轄市の人民裁判所の長官、副長官
 - b) 省、中央直轄市の人民裁判所の長官の提議に従った最高人民裁判所長官の決定に基づく省、中央直轄市の人民裁判所裁判官の一部
 省、中央直轄市の人民裁判所の裁判官委員会の構成員の総数は9人を超えることはできない。
2. 省、中央直轄市の人民裁判所の裁判官委員会は以下の任務と権限を有する。
 - a) 法的効力が生じた下級裁判所の判決、決定であって異議申立てがあった事件の監督審、再審
 - b) 自身の裁判所及び下級裁判所において法律を統一的に適用することの保証
 - c) 審理の経験の総括
 - d) 同級の人民評議会及び最高人民裁判所の前に報告するための地方における裁判所の活動に関する省、中央直轄市の人民裁判所の長官の報告の承認
3. 省、中央直轄市の人民裁判所裁判官の裁判官委員会の会議期日には、少なくとも総数の3分の2が参加しなければならない。省、中央直轄市の人民裁判所の裁判官委員会の決定は、構成員総数の過半数の賛成の投票がなければならない。

第30条

1. 省、中央直轄市の人民裁判所の専門法廷には、裁判長、副裁判長、裁判官、裁判所書記官を置く。
2. 省、中央直轄市の人民裁判所の刑事法廷、民事法廷、行政法廷は以下の任務と権限を有する。
 - a) 訴訟法の規定に従った事件の第一審
 - b) 法的効力がまだ生じていない直近下級裁判所の第一審の判決、決定であって訴訟法の規定に従い控訴、異議申立てがあった事件の控訴審
3. 省、中央直轄市の人民裁判所の経済法廷は以下の任務と権限を有する。
 - a) 訴訟法の規定に従った経済事件の第一審
 - b) 法的効力がまだ生じていない直近下級裁判所の第一

審の判決、決定であって訴訟法の規定に従い控訴、異議申立てがあった経済事件の控訴審

4. 省、中央直轄市の人民裁判所の労働法廷は以下の任務と権限を有する。
 - a) 訴訟法の規定に従った労働事件の第一審
 - b) 法的効力がまだ生じていない直近下級裁判所の第一審の判決、決定であって訴訟法の規定に従い控訴、異議申立てがあった労働事件の控訴審
 - c) 法律の規定に従った労働争議の解決

第31条

1. 省、中央直轄市の人民裁判所の長官は以下の任務と権限を有する。
 - a) 審理活動の組織
 - b) 裁判官委員会の会議期日の主催
 - c) 訴訟法の規定に従った下級裁判所の法的効力が生じた判決、決定に対する監督審、再審手続に従った異議申立て
 - d) 各専門裁判所の裁判長、副裁判長及び自身の裁判所のその他の職務の任命、免責、罷免。副長官、裁判官を除く。
 - e) 自身及び下級の裁判所の裁判官、参審員及び役人のための専門的な訓練の組織
 - f) 同級の人民評議会及び最高人民裁判所に対する地方の裁判所の活動についての報告
 - g) 法律の規定に従ったその他の活動の実現
2. 省、中央直轄市の裁判所の副長官は、長官の仕事の割り当てに従い長官の任務遂行を助ける。長官が欠席の時、長官から委任を受けた副長官は代表して地方の裁判所の活動を指導する。副長官は与えられた任務について長官の前に責任を引き受ける。

B 項

県、区、社、省直轄市の人民裁判所

第32条

1. 県、区、社、省直轄市の人民裁判所には、長官、1人又は2人の副長官、裁判官、人民参審員、裁判所書記官を置く。
2. 県、区、社、省直轄市の人民裁判所は訴訟法の規定に従った事件の第一審の管轄権を有する。

第33条

1. 県、区、社、省直轄市の人民裁判所は以下の任務と権限を有する。

- a) 審理活動及び法律の規定に従ったその他の活動の組織
 - b) 同級の人民評議会及び直近上級裁判所への活動の報告
2. 副長官は、長官の仕事の割り当てに従い長官の任務遂行を助け、与えられた任務について長官の前に責任を引き受ける。

第4章 軍事裁判所

第34条

1. 軍事裁判所は、被告が現役の軍人である事件その他法律の規定に従った他の事件を審理するためにベトナム人民軍の中に組織される。
2. 軍事裁判所は以下のものを含む。
 - a) 中央軍事裁判所
 - b) 軍区及び同等の軍事裁判所
 - c) 区域の軍事裁判所
3. 軍人、軍事裁判所に勤務する公務員及び国防の労働者は、軍の制度に従った権利及び義務を有し、裁判所と同等の報酬制度を享受することができる。

第35条

1. 中央軍事裁判所には、長官、副長官、裁判官、裁判所書記官を置く。
中央軍事裁判所の長官は、最高人民裁判所の副長官、中央軍事裁判所の裁判官は最高人民裁判所の裁判官とする。
2. 軍区及び同等の軍事裁判所には、裁判長、副裁判長、裁判官、裁判所書記官を置く。
3. 区域の軍事裁判所には、裁判長、副裁判長、裁判官、軍民参審員、裁判所書記官を置く。

第36条

軍事裁判所の組織及び活動は国会常務委員会による規定に基づく。

第5章 裁判官及び参審員

第37条

1. ベトナム公民であって、祖国及びベトナム社会主義共和国憲法に対して忠誠心を持ち、良い品質、道徳を備え、清廉潔白で忠実であり、社会主義法制を断固として防衛する精

神を持ち、法学士を取得し、審理業務についての訓練を受けており、法律の規定に従った実務活動に従事した時間があり、審理を行う能力を備え、任された業務の完遂を保証する健康状態の者は、裁判官に選任及び任命されることができる。

2. ベトナム公民であって、祖国及びベトナム社会主義共和国憲法に対して忠誠心を持ち、良い品質、道徳を備え、清廉潔白で忠実であり、法学の見識を持ち、社会主義法制を断固として防衛する精神を持ち、任された業務の完遂を保証する健康状態の者は、参審員に選ばれ及び指名されることができる。
3. 裁判官、参審員は自身の任務、権限の実現について法律の前に責任を負い、法律の規定に従い仕事の秘密を保持しなければならない。もし法律違反の行為があった場合は、その違反の性質、程度によって、規律処理され、法律の規定に従って刑事責任を追及される。
4. 裁判官、参審員は、自身の任務、権限を実現するにあたり損害を生じさせたときは、審理の任務を実現した裁判官、参審員がいる裁判所は、賠償責任を負わなければならない。参審員がいない裁判所は、賠償責任を負わなければならない。
5. 全級の裁判所の裁判官、参審員の具体的な基準、裁判官の選任、任命、免任、罷免、参審員の選任、指名、免任、罷免、裁判官、参審員の権限及び任務は、国会常務委員会の規定に基づく。

第38条

裁判官、参審員は、人民を尊重し、人民の監察を引き受けなければならない。

裁判官、参審員は、自己の任務、権限を実現するときに、国家机关、祖国戦線委員会及び戦線の構成員である組織、その他の社会組織、経済組織、人民及び公民武装単位と連携することができる。

裁判官、参審員の任務の実現を阻止するすべての行為は厳禁する。

第39条

裁判官の職に任命されるためのこの法律の37条1項に規定する基準を十分満たす者は、裁判官選任評議会による選任及び提議を受けなければならない。

裁判官選任評議会の組織及び活動、裁判官選任評議会及び最高人民裁判所長官との関係は、国会常務委員会の規定に基づく。

第40条

1. 最高人民裁判所長官は、国家主席の提議に従い、国会により選任、免任、罷免される。
最高人民裁判所長官の任期は、国会の任期に従う。国会の任期が終了したときに、最高人民裁判所長官は、新しい国会が新しい長官を選任するときまで、任務の遂行を継続する。
2. 最高人民裁判所副長官及び裁判官、中央軍事裁判所の長官、副長官は、国家主席により選任、免任、罷免される。
3. 地方人民裁判所、軍区及び同等の軍事裁判所、区域の軍事裁判所の裁判官は、各裁判官選任評議会の提議に従い最高人民裁判所長官により選任、免任、罷免される。
4. 地方人民裁判所の長官、副長官の選任、免任は、地方の人民評議会当番の合意を得た後、最高人民裁判所長官が行う。軍区及び同等の軍事裁判所、区域の軍事裁判所の長官、副長官の選任、免任、罷免は国防省大臣の合意を得た後、最高人民裁判所長官が行う。
5. 最高人民裁判所の副長官及び裁判官、地方人民裁判所、軍事裁判所の長官、副長官及び裁判官の任期は、5年とする。

第41条

1. 地方人民裁判所の人民参審員は、同級の祖国戦線委員会の紹介に従い同級の人民評議会により選ばれ、同級の祖国戦線委員会の合意を得た後に同級の人民裁判所の長官の提議に従い人民評議会により免任、罷免される。
2. 軍区及び同等の軍事裁判所の軍民参審員は、軍区の政治機関、軍団、軍務、総局又は同等機関の紹介に従いベトナム人民軍政治総局主任により選任され、軍区の政治機関、軍団、軍務、総局又は同等機関の合意を得た後に、軍区及び同等の軍事裁判所の長官の提議に従いベトナム人民軍政治総局主任により免任、罷免される。
3. 区域の軍事裁判所の軍民参審員は、政治師団機関又は同等機関の紹介に従い、軍区の政治主任、軍団、総局又は同等機関により選任され、政治師団機関又は同等機関の合意を得た後に、区域の軍事裁判所の長官の提議に従い軍区の政治主任、軍団、総局又は同等機関により免任、罷免される。
4. 軍民参審員の任期は5年とする。
5. 地方人民裁判所の軍民参審員の任期は同級の人民評議会の任期に従う。
6. 人民参審員及び軍民参審員の管理は国会常務委員会の規定に基づく。

第42条

1. 最高人民裁判所の裁判官の人数、地方人民裁判所の裁判官及び人民参審員の人数は最高人民裁判所長官の提議に従

い国会常務委員会の決定に基づく。

2. 軍事裁判所の裁判官及び軍民参審員の人数は、国防省大臣の合意を得た後に最高人民裁判所長官の提議に従い国会常務委員会の決定に基づく。

第43条

国家機関、人民武装単位、経済組織、社会組織は、人民参審員に指名・選任された者がいる場合には、参審員が審理の任務をするための条件を作る責任がある。

参審員は、審理の任務を行うに当たり、専門的な訓練を受け、制服を支給され、報酬を享受する。

第6章

裁判所の活動の保証

第44条

裁判所の役人、公務員についての給料、報酬、証明書、制服に関する制度、裁判官についての特別待遇制度は、国会常務委員会の規定に基づく。

第45条

1. 最高人民裁判所及び地方人民裁判所の総編制は最高人民裁判所長官の提議に従い国会常務委員会の決定に基づく。
2. 中央軍事裁判所及び軍区及び同等の軍事裁判所、区域の軍事裁判所の総編制は国防省大臣の合意を得た後、最高人民裁判所長官の提議に従い国会常務委員会の決定に基づく。最高人民裁判所長官は、軍区及び同等の軍事裁判所、区域の軍事裁判所のための編制を規定するにあたり、国防省大臣と密接に調整する。

第46条

1. 最高人民裁判所、地方人民裁判所の活動経費は、最高人民裁判所が、見積もりを作成し、決定する国会に提出するよう政府に提議する。
2. 軍事裁判所の活動経費は、国防省が、最高人民裁判所と調整して、見積もりを作成し、決定する国会に提出するよう政府に提議する。
3. 経費の管理、分配、使用は国家予算についての法律に従って実現される。
4. 国家は、人民裁判所が自身の機能、任務を良く実現することを保証するための通信技術及びその他の方法の発展に投資することを優先する。

第47条

公安機関は、被告を引致し最高人民裁判所及び地方人民裁判所の公判期日を防御する任務がある。

軍隊の防衛勢力は被告を引致し軍事裁判所の公判期日を防御する任務がある。

第7章

施行条項

第48条

この法律は、1993年12月28日及び1995年10月28日の人民裁判所組織法の一部の条項を修正、補充する法律に従い修正、補充された1992年10月6日の人民裁判所組織法に代わる。この法律に反する従前の規定は排除する。

この法律は、2002年4月2日にベトナム社会主義共和国第10会期、第11会議において承認された。

国会議長

〈署名〉

グエン・バン・アン

～ 国際研修 ～

ベトナム社会主義共和国政府高官による日本国憲法調査団派遣結果報告

法務省法務総合研究所教官（検事）

西 岡 剛（JICA長期専門家）

第1 はじめに

本年7月2日から6日までの間、ベトナム社会主義共和国グエン・スアン・フック副首相を団長とし、チュオン・ホア・ビン最高人民裁判所長官及びハ・フン・クオン司法大臣を含む総勢24名の政府高官（副大臣級12名以上）による、日本国憲法調査団の派遣を、国際協力機構（JICA）支援の下で実施した。本報告は、本調査団で実施した憲法学者等による講演会、名古屋大学及び最高裁判所における意見交換会、法務省及び愛知県庁における講演会等の内容及び質疑応答の状況を紹介するものである。

ベトナムでは、2020年までに司法制度改革を断行すべく、司法制度改革戦略に関する共産党政治局決議49号に沿って、法・司法制度改革を推進し、法治国家建設を目指すとともに、より市場経済に適合した法・司法制度を確立させるための国家的努力を続けているところである。そして、ベトナムにおいて、司法改革を推進する中で、国家の基本法である憲法改正の必要性を強く感じたことから、2013年末までの現行憲法（1992年制定、2001年一部改正）の改正を目指し、2011年8月、国会内に国会議長を委員長とする憲法改正起草委員会（30名）を、その下部組織として編集委員会（40名）を組織し、憲法改正作業が開始された。

ところで、現行ベトナム憲法は、国政の最終決定権としての主権が国民にはなく、統治システムは、民主集中の原則をとり、権力分立制度を採用しておらず、裁判所は独立した司法機関ではなく、法解釈

権や違憲審査機能も有しておらず、地方自治制度も規定されていない。また、国民の自由・権利も法律の留保付きでしか認められていない。そこで、ベトナム側は、これら諸論点（国民主権、権力分立、司法の独立、地方自治、人権保障等）について、日本国憲法の経験を学び、自国の憲法改正作業に生かしたいとして、本調査団の派遣をJICAに依頼してきたことがその端緒である。そして、本調査団は、主として、ベトナム憲法改正に多大な影響力を持つ、上記憲法起草委員会委員や上記編集委員会委員らで構成されていた。

なお、本調査団派遣にあたっては、坪井善明早稲田大学教授の総合調整に基づき、JICA（本部・ベトナム事務所）及びJICAベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトが、仙谷由人衆議院議員、高見勝利上智大学教授（憲法）、長谷部恭男東京大学教授（憲法）、中西又三中央大学教授（行政法）、濱口道成総長を始めとする名古屋大学関係者、衆議院法制局、最高裁判所、外務省（在越日本大使館）、法務省及び愛知県庁等からの協力を仰ぎながら、これを実施したものである。この場をお借りして、本調査団派遣に協力して頂いた多くの関係者の皆様に改めて感謝の意を表したい。

第2 調査団員及び日程

1 調査団員

別添憲法調査団員名簿のとおり

2 日程

ベトナム側が調査研究したい基本的な諸論点に関する憲法学者らによる講演会を実施した後、最高裁判所を訪問して、裁判官の法解釈や判例制度に関する意見交換会を、法務省に訪問して、人権擁護局に関する講演会を、愛知県庁を訪問して、実際の地方自治の運営状況に関する講演会を実施した。そして、名古屋大学を訪問して、ベトナム憲法を深く研究されている鮎京正訓教授や、ベトナム法整備支援をリードされてきた森島昭夫名誉教授との意見交換会も実施した。各講演会等の日程は以下のとおり。

- | | | |
|------|----|-------------------------------|
| 7月2日 | 午前 | 高見上智大学教授による講演会 |
| | 午後 | 高見教授及び中西中央大学教授による各講演会 |
| 7月3日 | 午前 | 長谷部東京大学教授による講演会 |
| | 昼食 | 仙谷衆議院議員による講演会 |
| | 午後 | 橋幸信衆議院法制局企画調整部長による講演会 |
| 7月4日 | 午前 | 法務省訪問 |
| | 午後 | 最高裁判所訪問 |
| 7月5日 | 午後 | 愛知県庁訪問 |
| 7月6日 | 終日 | 名古屋大学 |
| | 午前 | 鮎京正訓教授らとの意見交換会 |
| | 午後 | ベトナム企業法務セミナー(ベトナム進出企業との意見交換会) |

*フック副首相及びビン最高人民裁判所長官ほか5名は、7月5日にベトナムに帰国。

第3 憲法学者等による講演会等

7月2日終日にわたり、JICA本部において、高見教授に、憲法の意味、国民主権、権力分立、地方自治を中心に講演して頂き、その後、中西教授には、行政救済法、とりわけ国家賠償法、行政事件訴訟法に焦点を当てた講演をして頂いた。7月3日は、終日にわたり、憲政記念館において、午前、長谷部教授に、日本国憲法思想、特に立憲主義に焦点を

当てつつ、司法の意義や裁判官の法解釈に関する講演をして頂き、昼食時、仙谷議員からは、憲法の意義、憲法を中心とする法体系についての講話を、午後は橋衆議院法制局部長から立法プロセスにおける法の支配の実現等に関する講演をして頂いた。また、7月6日午前、名古屋大学において、鮎京正訓教授の司会によるベトナム憲法に関する意見交換会も実施した。

1 高見勝利教授による講演会（7月2日午前及び午後）

① 講演要旨

憲法の意味には3つないし4つの意味があり、そのうち最も重要なものが、立憲の意味の憲法であり、その中核をなすものが、「人権保障と権力分立」であること、日本国憲法が国民の権利・自由を定め、統治システムとして権力分立の原理に基づいていることなどを説明された。そして、ベトナム憲法と比較しつつ、日本国憲法では、立法権と司法権が憲法から等距離にあること、唯一の司法機関である裁判所が独立して、国会が制定した法律について法解釈を行い、さらには憲法解釈も行い、違憲審査機能を有していることのほか、人権が法律の留保なしに保障されていることなども説明された。また、議会の多数決原理を貫くことだけでは、国民の権利保護は図れないという原理に基づき、裁判所が民主的な基盤を持つ国会が制定した法律の違憲審査を行うことができることにも触れられた。そのほか、権力分立の意義等を説明して頂く中で、立法権を持つ議会に政府・行政権を従属させているスイスの議会制についても紹介された。

次に、国民主権における主権概念を説明された際、日本国憲法では国民が主権者として憲法改正権を行使することとの比較で、ベトナム憲法147条¹におい

¹ ベトナム憲法147条

国会のみが憲法を改正する権利を有する。憲法の改正は、少なくとも、国会議員の3分の2の賛成の票決が必要である。

て、ベトナムでは、国会にのみ憲法改正権があることを言及された上で、ベトナム憲法は、国民主権を採用しているのではなく、国会主権を採用しているのではないかという問題提起をされた。また、日本国憲法において、国会が国権の最高機関とされているのは政治的な美称に過ぎないことを、裁判例（浦和事件）を紹介しながら説明された。

最後に、地方自治に関しては、明治政府が、地方での独自行政を認めた歴史的な背景や地方議会が設置された理由、明治憲法下における地方政治の実情などを説明された上で、日本国憲法下における地方自治が、中央と地方における権力分立を実現するためにあること、地方自治法の改正（1999年）により、中央と地方との対等・協力関係を実現しようとしたことなどを説明された。

② 質疑応答

ベトナム側からは、「日本国憲法が制定された背景や経緯」、「日本国憲法におけるアメリカの影響」、「日本における裁判所の違憲審査の方法」、「条約に対する違憲審査の可否」、「日本国憲法が今まで改正されていない理由」、「地方における国防安全事務の取扱い」に関する質問が寄せられた。

これら質問に対して、1945年のポツダム宣言の受諾による8月革命説に基づく日本国憲法制定経緯の説明、アメリカ憲法の影響を受けている部分は、憲法の最高法規性と裁判所による違憲審査機能であること、日本における裁判所の違憲審査は、具体的な事件を通じて行っていることのほか、内閣法制局や両議院法制局が立法段階で、憲法との適合性を審査していること、条約は国内法的な効力では、違憲審査の対象となり、憲法81条の「処分」に含まれると解釈されていること、日本国憲法は、必要最低限のみを規定し、多くのことを法律で具体化しているので、法律改正により、社会情勢の変化に対応できてきたため、憲法改正はされていないこと、地方自治体を取り扱う事務は、住民に必要な行政事務となるので、そこには国防安全は含まれないこと、などを

回答された。

2 長谷部恭男教授による講演会（7月3日午前）

① 講演要旨

近代立憲主義は、政治権力を制限する点で、古代や中世の立憲主義と共通しているが、根源的に対立する多様な価値観・世界観があることを認め、人の直面する根本的な問いに対して、ただ一つの正しい答えはないとする点で、古代や中世の立憲主義と異なっていることなどを説明された。

そして、司法とは、法を具体的に当てはめて、具体的結論を導くことであり、法に基づく裁判は、最悪の事態を回避するための次善の策であって、最善の策ではなく、個別具体的な事案によっては、その法律の条項を文言通りにではなく、解釈を加えなければ適切な結論が導くことができないこともあることなどを説明され、その上で、法令の文言に解釈を加えても、適切な結論を得ることができない場合もあり、そのために、日本国憲法は裁判所に違憲審査権を付与したことなども説明された。そして、裁判官は、法の権威を脇において、もともと人間としての良識に照らして、何が最も適切な紛争の解決なのかを判断する必要があり、こうした判断をするためにはそれに適した環境が必要であり、日本国憲法ではその身分が保障されていることなども説明された。

最後に、モンテスキューが「裁判官は、法の言葉を発する口に過ぎず、法律の効力もその厳格さも緩和しえない機械」と述べていることに関して、「この言葉の一つの解釈として、裁判官は法の口にすぎず、何の解釈も加えていないのであるから、裁判官の判決は、そのまま法として承認されるべきだと主張しているというものと考えられる。また、当時の絶対王政の下で、裁判官に独自の解釈権限があると表立って主張することは、あまりに危険であったということも考えられる。時には古典を読む際、行間までを読む必要がある。」との解説も加えられた。

② 質疑応答

ベトナム側からは、「近代立憲主義が必要とされる理由」、「成文法社会における判例の役割」、「日本国憲法における公的領域と私的領域の区別」、「日本国憲法では三権の一つが法執行権ではなく行政権となっている理由」などに関する質問が寄せられた。

これら質問に対して、現代社会においては、根源的な価値観の対立があるからこそ近代立憲主義が必要とされること、これに対し、極端な例を挙げると、バチカン市国の場合、国民は全てカトリックであるから、根源的な価値観の対立はなく、近代立憲主義は必要がないこと、成文法が整備されても、複数の法律解釈がされる場合もあり、そのような場合には判例によって一つの解決策を導く必要があるため、成文法が整備されても判例の役割がなくなることはないこと、日本国憲法において公的領域と指摘領域は明確に区別されているわけではないこと、内閣が持つ行政権の作用には法執行も含まれていること、などを回答された。

3 中西又三教授による講演会（7月2日午後）

① 講演要旨

行政救済法の直接的目的は、違法不当な行政活動が行われて、これによって、国民の権利利益が侵害されたときに、この侵害を除去すること、間接的目的は、適法妥当な行政活動を、行政救済法を使って維持することにある点に言及された上で、行政救済法が成立する前提として、行政における法治主義、行政が法律に違反した際には裁判機構による救済があることなどを説明された。そして、裁判機構による救済方法には、現在のフランスのような行政機関の中に設置される行政裁判所による救済方法、ドイツのような司法機関に設置される行政裁判所による救済方法、日本のような通常の司法裁判所で行政裁判を行う救済方法の3つの類型があることも説明された。また、公務員の違法行為により国民に損害を与えた場合の救済手段である国家賠償制度のほか、行政機関の違法な命令や、許認可の違法な取消により、国民の権利・利益が侵害された場合の救済手段

である行政事件訴訟についても説明された。

② 質疑応答

ベトナム側からは、「国家賠償に関して、一審判決を不服として、控訴審、最高裁まで争うケースの数」、「立法の違法性が争われて、国家賠償が認められたケースの有無」に関する質問が寄せられた。

これら質問に対して、国家賠償事件では、一審で終わるケースは珍しく、特に国が一審で敗訴した場合は、控訴審、最高裁まで争うケースがほとんどであること、立法行為が違法とされる場合は、立法の内容が、憲法上保障されている権利を侵害するものであることが明白な場合であり、かつ、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法手続を経ることが不可欠であるというような厳格な要件の下でしか認めていないこと、などを回答して頂き、その回答の中で、ハンセン病国賠訴訟を紹介された。

4 仙谷由人衆議院議員による講話（7月3日昼食時）

本講話において、仙谷議員は、憲法は、刑事事件や民事事件などの裁判基準の根源となることに加え、憲法は、基本的人権に関わる部分と、統治機構に関わる部分の2つの大きな部分に分けられることや、憲法を最高法規とする法体系においては、その内容を具体化していくのが、法律・命令・処分となり、逆に末端の処分からその内容を抽象化していくと、最終的には根源となる憲法に戻ることなどを話されていた。

そして、ベトナム側から、公法と私法の区別について質問がされた際、仙谷議員は、人権に関わる法律が私法であり、統治機構に関わる法律が公法であると回答されていたほか、税法は国民の権利義務に関わるものであり、その意味で公法・私法の両方に関わる法律であるとの見解も述べられていた。

5 橋幸信部長による講演会（7月3日午後）

橋部長からは、立法プロセスにおける法の支配の実現という観点から、「日本の立法過程における法制

補佐部門としての議院法制局の役割について」(第一講)、「日本の国会における憲法論議」(第二講)と題して、講演された。

第一講では、①衆議院法制局の組織・職務の概要、②より良い法律を生み出すための制度的条件としての国会議員の選出プロセスのあり方及び国民の代表である国会議員の役割の重要性、③より良い法律を生み出すための専門家集団としての衆議院法制局が行う立案作業と、国会議員との共同作業の重要性、④専門家としての衆議院法制局の職員に求められる資質と育成に関する所感、について講演頂いた上、第二講では、①憲法が改正されていない理由、②憲法改正議論の活性化の理由、③具体的な憲法改正論議の論点、について紹介された。

第一講に関しては、衆議院法制局が関与する法律案の数・内訳(新法と改正法の比率)の動向や法案審査の具体的な手続、一般的な法律案あるいは予算を伴う法律案の提出にあたって手続的要件(賛成議員の数、修正された法律案の取扱方、政府の求意見の有無)、国会議員の法律作成に対する心理的傾向、衆議院法制局が政治的に偏向する虞の有無など、第二講に関しては、かつて野党から提案された行政監視の組織に関する具体的な内容、現行憲法に規定のない国旗・国歌、政党について憲法に規定することの是非、地方自治に関連して、東京都と他の地方自治体との法的規制の違い、行政単位としての郡の位置付け、などに関する質疑応答があった。

6 名古屋大学における意見交換会(7月6日午前)

名古屋大学では、濱口名古屋大学総長、森島昭夫名誉教授らが出席される中、鮎京教授司会によるベトナム憲法一般に関する意見交換会が実施された。

① 鮎京正訓教授からのご意見

ベトナム憲法1条²には、独立・主権・統一・領土

² ベトナム憲法1条

ベトナム社会主義国は、一つの独立した主権のある統一された国であり、そしてその保全領域は、本土・海上諸島・領海及び領空である。

保全という言葉があるが、これは植民地経験や対米戦争を経たベトナムならではの非常に特色のある条文であると理解していること、次に2条³は、社会主義的法治国家とされて、法治国家に社会主義という形容詞がついている理由、社会主義的法治国家と伝統的な社会主義法概念である社会主義的適法性との関係等が不明瞭であること、現在のベトナム憲法では、国際人権規約との関係で、50条⁴において、人権という言葉を導入したが、従来の社会主義的な考え方である市民権との関係が不分明であることなど現行ベトナム憲法が抱えている諸問題を指摘されていた。

② 森島名誉教授からのご意見

ベトナムにおいて憲法改正を検討する際、憲法の法的性質の捉え方や、法治主義の在り方をしっかりと検討することが重要である旨述べられた。つまり、今後、ベトナムにおいて、憲法を基本法として捉えるのではなく、実体法として捉え、憲法を根拠として、国民に訴訟提起する権利を与えるとした場合に想定される問題点、例えば、どこまで国民が憲法を根拠にして訴訟提起しても良いのか、行政を相手にして国を訴えることまで認めるのか、ということも十分に検討する必要がある旨の意見を述べられた。そして、人権というのは固定的なものではなくて、社会情勢の変化に伴って権利も変わっていくものであることを述べられた上で、ベトナムの現状を考慮した上で、国民に付与できる権利の種類を社会主義体制の中で考えていく必要がある旨の意見も付加されていた。

³ ベトナム憲法2条

ベトナム社会主義共和国は、人民の、人民による、人民のための社会主義的法治国家である。全ての国家権力は、人民に属しており、その礎となる人民は、労働者階級と農民階級及び知識人層の連合体である。

国家権力は統一しており、立法権・法執行(行政)権・司法権は、各国家機関間で配分され、協同している。

⁴ ベトナム憲法50条

ベトナム社会主義共和国において、政治的・市民的・経済的・文化的・社会的に関する人権は尊重され、市民権として具体化され、憲法及び法律において規定されている。

③ ベトナム側からの意見

法治国家という言葉を手単に憲法に取り入れるのではなく、憲法の内容や規定にその考え方を盛り込む必要があること、また、国際人権規約を意識して、現行ベトナム憲法50条に人権という言葉を取り入れたが、未だに市民権との間で明確な区別はついておらず、今後さらなる議論が必要であること、などの意見を述べていた。

第4 法務省における講演会等（7月4日午前）

法務省においては、滝実法務大臣への表敬訪問に引き続き、同省人権擁護局石井忠雄局長、葛谷茂参事官らによって、日本の人権擁護行政に関する講演会を実施した。現在、ベトナムにおいても人権擁護機関の設立を検討していることから、本講演会を実施した。本講演会においては、人権擁護機関の組織体制のほか、戦後、連合国側からの示唆を受け、アメリカ司法省刑事局人権擁護課の組織を参考に法務省人権擁護局が設立されたという同局の設立経緯、人権救済活動や人権啓発活動という同局の主な活動内容を紹介する中で、葉書やemail等を活用した同局の人権相談活動等を紹介された。そのほか、現在、日本では、国際社会からの要請を受けて、独立行政委員会として新たな人権擁護機関の創設を検討していることについても紹介された。

ベトナム側からは、「人権擁護局の活動の法律上の根拠」、「新たな人権救済機関の独立性」に関する質問が寄せられた。これら質問に対して、人権擁護局は、法務省設置法に基づいて設置され、その法律に、人権擁護、啓発、相談、救済する組織を置くことが規定されていること、新たに設置される人権救済機関の独立性について、これを独立行政委員会とすることで、独立性を保つことができること、つまり、委員会の判断は大臣からの指示を受けることの最終的な判断であり、その点で独立していること、などを回答された。

第5 最高裁判所における意見交換会等（7月4日午後）

最高裁判所において、竹崎博允最高裁長官への表敬訪問、金井首席調査官及び尾島明上席調査官による日本の裁判制度における判例に関する講演会及び意見交換会を実施した。

判例制度の講演会においては、判例の意義、判例の拘束力、判例変更といった基本的な説明をして頂く中で、日本国憲法において法律解釈は裁判所の固有の権限である一方、裁判官は憲法及び法律に拘束される（憲法76条）ことから、国会の制定した法律の文言に明らかに反する様な解釈をすることはもとより想定されていないこと（立法権と法解釈権の関係）、事実上のものとはいえ判例の影響力が大きいこと鑑みて、判例となり得る部分を見据えた慎重な審理を行っていること（判例形成の過程）、などにも触れられた。

次に、意見交換会においては、憲法解釈を要する事案の動向、違憲判決と当該法律の効力と立法府の対応、判例法の制定法化の取り組みの現状、判例として成立するための手続（公開の要否・選定作業の要否、成立時期等）、下級審の裁判官による判例適用の実情、コモンロー国との比較の観点からの成文法国家における判例の位置付け、などの判例に関連する質問に加え、裁判官の人事制度に関しては採用・罷免等の手続、法曹養成に関しては法科大学院・司法試験・司法修習などの各段階における教育内容・待遇について質問が寄せられた。

そのほか、参加者の中から、裁判官の政治活動の可否、共産党入党の可否についての質問があったが、これに対して、「裁判官は、公正中立でなければならぬという使命を持っております。政治的な関係においても、国民との間で、公正中立でなければなりません。」と回答された。

第6 愛知県庁における地方自治に関する講演会 (7月5日午後)

愛知県庁においては、大村秀章知事への表敬訪問の後、愛知県庁における地方自治の実情、とりわけ国と地方との役割分担、財政制度、人事制度、地方議会制度等に関する講演会を実施した。

ベトナム側からは、「国からの補助に頼らず自主財源のみで運営されている自治体の有無」、「県債を発行する際の国の関与」、「部下による上司に対する人事評価制度の具体的な方法」などに関する質問が寄せられた。これら質問に対して、国から補助金を受け取らずに運営している地方自治体は日本にはないこと、県債発行の際には国と協議を行っていること、部下が上司の指導状況を5段階で評価して、これを評価シートに記入して担当部署に提出することで、部下が上司の評価を行っていること、などを回答された。

第7 名古屋大学における企業法務セミナー（7月6日午後）

本調査団の最後のプログラムは、ベトナムに進出している愛知県企業が抱えているベトナムにおける法律上の問題点を本調査団との間で、意見交換するためのセミナーを名古屋大学において実施した。主な参加企業は、トヨタ株式会社、豊田通商株式会社、ブラザー工業株式会社、リンナイ株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行等であった。

まず、クオン司法大臣から、「ベトナム民商事分野における問題点及びその解決策」という題目で、基調講演をして頂き、その中で、1986年のドイモイ政策以降のベトナムにおける法整備の状況を説明して頂いた。その後、森脇名古屋大学名誉教授からは、「ベトナム法整備の歩み」という題目で、1990年代初頭から現在まで続けられているベトナム法整備支援活動に関する基調講演をされた。

引き続き実施した質疑応答では、日本側参加者から、ベトナムにおける判決の公開状況、判決執行に

おいて困難が生じる理由、M&Aでベトナムに投資する際の送金方法などに関する質問がベトナム側に寄せられ、これら質問に対してクオン司法大臣らが回答されていた。

第8 最後に（雑感）

今後、ベトナムにおける憲法改正作業はますます本格化していくものと思う。そして、ベトナムが目指す理想の法治国家像や、次のベトナム憲法に盛り込まれる新制度の内容等、興味の尽きないことが頭を駆けめぐってくる。しかし、憲法における価値観やイデオロギーは、決して押し付けであってはならず、当然のことながら、ベトナム側の自主性を最大限尊重すべきものである。そして、ベトナム側も、長年にわたるJICA法整備プロジェクトについて、日本側の協力が決して押し付けではなく、ベトナム側の自主性を尊重したものであったことから、これを高く評価した結果、JICAに対して、憲法改正への協力を依頼したと思う。

私は、「今回のベトナム憲法改正に関する日本からの情報提供が、どの程度、次のベトナム憲法に反映されるのか。」ということは、ひとまず考えるのをやめたい。まずは、彼らが目指すべき法治国家像、その根本にある方向性をしっかりと見据えた上で、彼らが望む協力や我々が本来行うべき協力を地に足を付けた形で実施していきたいと改めて思った次第である。

また、ベトナムにおけるJICA法整備支援プロジェクトが大きな広がりを見せる中で、これまで以上に多くの方々からの支えが必要であることも痛感した。それとともに、これまでの法整備支援活動を、そして、本調査団派遣に惜しみなく協力頂いたすべての関係者の皆様に感謝の意を表したい。

本当にありがとうございました。

以上

憲法調査団員名簿

No.	氏名	所属機関 職名	大臣級	副大臣級
1	グエン・スアン・フック	党中央政治局員・副首相	◎	
2	チュオン・ホア・ビン	党中央書記局員・最高人民裁判所長官	○	
3	ハ・フン・クオン	司法大臣	○	
4	ザン・セオ・フ	民族委員会委員長	○	
5	ファン・チュン・リ	国会法律委員会委員長	○	
6	グエン・ホアン・ヴィエット	党中央組織委員会副委員長	○	
7	レ・ティ・トゥ・バ	党中央司法改革指導委員会常任副委員長	○	
8	ト・ラム	公安副大臣	○	
9	ドアン・スアン・フン	在日越国大使		○
10	レ・ルオン・ミン	外務副大臣		○
11	グエン・シ・ズン	国会事務局次長		○
12	ヴォ・カイン・ヴィン	ベトナム社会科学院副院長		○
13	ファム・トウアン・カイ	首相府法律局局長		
14	グエン・カイン・ゴック	司法省国際協力局局長		
15	チュウ・チュン・ズン	最高人民裁判所国際協力局副局長		
16	グエン・チュオン・ソン	外務省北東アジア局副局長		
17	グエン・ズイ・ティエン	国会事務局法律局副局長		
18	グエン・ヴ・バン・タム	首相府管理局秘書室副室長		
19	ヴ・スアン・フン	首相府国際局専門員		
20	ズオン・ティ・タイン・マイ	司法省上級専門官		
21	グエン・ジエウ・リン	外務省外務局長秘書		
22	レ・ホン・ハイ	外務省北東アジア局職員(日本語通訳)		
23	ブイ・ミン・ヒエン	首相府職員(医師)		
24	グエン・マイン・ドック	首相府職員(警護官)		

* フン在日越国大使は、日本から参加。

* フック副首相、ビン長官、クオン司法大臣、リ国会法律委員会委員長は、憲法改正起草委員会委員。

* ズン国会事務局次長、ヴィン社会科学院副院長、カイ首相府法律局局長、マイ司法省上級専門家は、編集委員会委員。

～ 国際研修 ～

2012年度ベトナム司法制度共同研究 ーベトナム刑事司法制度改革を巡る動き

国際協力部教官

中 村 憲 一

1 共同研究の背景、概要等

法務総合研究所は、2000年から独自に、ベトナム社会主義共和国最高人民検察院（Supreme People's Procuracy¹、以下「SPP」という。）との間で、ベトナム司法制度に関する共同研究を実施し、これまで相互に専門家を派遣し合うなどしてきた²。SPPの権限は、訴追活動や裁判監督にとどまらず、刑事手続関連諸法の起草を含む広い範囲に及んでおり、法務総合研究所は、こうしたSPPの専門家との交流により、ベトナム法制度の改正動向や運用実態、問題点などの最新情報を入手・蓄積し、これを法整備支援活動に生かしてきた。

2012年度の共同研究は、ベトナム刑事訴訟実務の現状と問題点並びにベトナム刑事訴訟法・人民検察院組織法の改正作業の進捗状況及び関連する最新論点をテーマとして、5月23日（水）から同月29日（火）まで実施された（詳細については、別添の日程表を参照されたい）。

今回の共同研究で招へいたベトナム側専門家は以下の2名である。

① ベトナム最高人民検察院人事局副局长，上級検

察官

ホ・ドゥック・アイン氏（Mr. Ho Duc Anh）

② ベトナム最高人民検察院訴追刑事判決監督局
上級検察官，ベトナム南部訴追刑事判決監督部
副部長

グエン・ヴァン・ホップ氏（Mr. Nguyen Van Hop）

以下、上記テーマを共同研究で取り上げた趣旨について簡潔に触れた上で、両名の発表に現れたベトナム刑事司法制度改革を巡る動きを紹介する³。

2 今回のテーマを取り上げた趣旨

ベトナムは、2005年5月及び6月に採択されたベトナム共産党中央委員会政治局48号決議及び同49号決議に基づいて、大規模な法・司法制度改革を実施する途上にある。SPPは、法案起草を担当し、刑事訴訟法及び人民検察院組織法等の刑事手続関連法を所管し、これらの法案起草を担当しているが、刑事訴訟法が2003年に、人民検察院組織法が2002年にそれぞれ成立し、施行から相当年数が経過したことに伴い、両法に関する実務上、理論上の問題点が浮上してきたため、前記48号決議及び同49号決議に基づく司法改革の一環として、現在、刑事訴訟法及び人民検察院組織法の改正作業⁴を行っている。法務総合

¹ 旧ソビエト型の検察院を示す用語として、従来、ベトナム検察院は、これを用いている。

² 本研究については、「SPP交換プログラム」とも呼ばれる。このプログラムが始まった経緯や背景については、本誌42号掲載の「2009年度法総研・ベトナム最高人民検察院交換プログラム」に詳しい。なお、2009年度以降は、諸事情により、ベトナムから専門家を招へいする日本セッションのみが実施されている。

³ 2011年度の共同研究においても、「ベトナム刑事訴訟法及び検察院組織法の改正」をテーマに取り上げており、同研究に関する本誌48号掲載の「ベトナム刑事司法制度の改正動向」も参考にされたい。

⁴ 2014年度初頭の審議・成立を目指している。

研究所は、これまでSPPの要望に応じ、両法の改正作業の参考となる法制度を紹介するなどして改正作業に協力するとともに、検察官マニュアルの作成やパイロット地区における刑事裁判実務改善への支援を通して、捜査・公判実務改革にも寄与してきた。

そこで、今年度は、ベトナム刑事訴訟実務の現状と問題点並びに刑事訴訟法・人民検察院組織法の改正作業の進捗状況及び関連する最新論点をテーマとして取り上げた。

3 ベトナム刑事訴訟実務の現状と問題点並びに刑事訴訟法の改正作業の進捗状況及び関連する最新論点について

グエン・ヴァン・ホップ上級検察官の発表の要旨は、次のとおり。

2003年に制定された現行の刑事訴訟法は、刑事訴訟を当事者間における紛争の解決のためのものと見るのではなく、公共の秩序を維持するためこれを侵害する犯罪に関する判断をする作用であると位置付けており、職権主義的な色彩が強く、客観的な真実発見を重視するものである。

こうした点は、現行の刑事訴訟法において、捜査段階のみならず、公判段階においても、捜査手段がとられる点にも表れている。また、訴訟に関与する主体を、訴訟遂行主体（捜査機関、検察院、裁判所）と訴訟参加主体（被暫定留置人⁵、被疑者、被告人、被害者、民事原告、利害関係者、弁護人、証人、通訳人、鑑定人など）とに分け、訴訟遂行主体が犯罪を証明する全ての権限を任せ、これを独占していると解されている点にも表れている。

一方、訴訟参加主体である被疑者・被告人は、これら訴訟遂行主体と対置されており、刑事訴訟の各段階において、これらの者を擁護する弁護人の地位を強化する必要があった。そこで、例えば、弁護人は、被疑者・被告人にとどまらず、立件の段階から

参加でき、あるいは、緊急逮捕・現行犯逮捕の場合には、被暫定留置の決定がされた時から参加することができることとされた（刑事訴訟法48ないし50条）。また、弁護人は、被暫定留置人・被疑者の取調べやその他の捜査活動にも立ち会うことができ、参加した訴訟に関する調書も閲覧できるとされた（刑事訴訟法58条）。

しかしながら、実態として、弁護人の権限が必ずしも保護されているとはいえず、例えば、弁護人が被疑者と接見するために捜査機関に赴いても、捜査機関が会わせないよう様々な措置を講じることがある。



意見交換の様子

こうした実態も踏まえた、新しい刑事訴訟の方向性として、以下のとおり、当事者主義の核心のうち良い部分を取り入れることなどを検討している。

① 裁判における訴追、弁護、裁判の3つの機能の分配

従前、捜査機関・検察官が訴追機能を、被暫定留置人・被疑者・被告人・弁護人が弁護機能を、裁判所が、裁判機能のほか、訴追⁶・弁護の両機能を担うものとされてきた。

しかし、裁判所は、裁判機能の遂行に徹し、訴追機能は担わないこととし、また、捜査機関・検察官は、訴追と弁護の機能を担い、訴追のための

⁵ 刑事訴訟法48条参照。

⁶ 裁判官は、補充捜査が必要な場合、別の犯罪を犯していると信じる根拠がある場合、又は、捜査段階における重大な手続違反を発見した場合、事件記録を検察院に差し戻す（刑事訴訟法179条）。

証拠と弁護のための証拠の双方を収集しなければならないこととする。検察官は、法律遵守を監督する責任をも負っており、その役割を強化する。

これと併せて、訴訟遂行主体、訴訟参加主体といった分類はやめる。

② 犯罪の証明責任、起訴選択

無罪推定の原則を取り入れることを検討し⁷、犯罪の証明は訴追側すなわち検察官にあることを明示する。

その一方で、起訴強制をとってきたが、起訴すべきか否かにつき、検察官の裁量を認める（ただし、訴因の選択を認めるものではない。）。

③ 尋問の順序

公判では、まず検察官・弁護人が尋問を行い、不明確な点がある場合、または、判決に至るまでの根拠が不十分な場合、裁判長は、検察官または弁護人に対して、更に尋問を継続するよう求める。

④ 両当事者の平等が保てるような仕組みの確立

自らの権限を遂行し、検察側と対等な議論ができるよう、被疑者・被告人に対し、法的な権限を与える。すなわち、自らの無罪を証明する権限、または、自分の罪を軽くするための証明をする権限に関する規定を置く。

また、裁判所は、検察官、弁護人いずれの要請に対しても平等に応答し、根拠がある場合には、要請を認めなければならないものとする。

さらに、当事者が手続規定に反する行為を行った場合に制裁するような策も講じる。

⑤ その他訴訟手続の改善

より民主的な弁論を、検察側も弁護側もできるようにする。

4 人民検察院組織法の改正作業の進捗状況及び関連する最新論点について

⁷ 刑事訴訟法9条は、「何人も、裁判所の有罪判決が法的効力を発生するまで有罪とみなされず、処罰されない。」と規定している。

ホ・ドゥック・アイン副局長による発表の要旨は次のとおり。

ベトナムでは、現行の1992年憲法において検察院に関する規定が置かれているが、近々憲法改正が予定されており、これに応じて、人民検察院組織法も改正される見込みである。

今後の法改正の方向性としては、以下の4点を挙げるができる。

- I ベトナムでは、民主集中原則が採用され、また、共産党が唯一の指導政党とされており、共産党の司法改革の方針に従う。
- II 前述のとおり、憲法の改正作業中であり、改正憲法に適合する法改正とする。
- III 現行2002年人民検察院組織法、人民検察院に関する国会令、軍事検察院に関する国会令の3つの法規範文書を基本として、これらを法典化する。
- IV 現在の実務を踏まえつつ、世界各国（日本を含む。）の経験を参考に包括的な改正を行うが、ベトナムの法文化・伝統に適合するものとする。



奥左：ホ・ドゥック・アイン副長、
奥右：グエン・ヴァン・ホップ上級検察官

そして、法改正に関しては、以下の5つの制度を内容とする方向で議論が進んでいる。

① 検察院の位置・機能・任務等について

検察院の位置付けについては、現行憲法上、統治機構において独立した機関とされているが、これを維持する⁸。

⁸ 司法省の直轄下に置く、あるいは、政府（内閣）の下に

検察院が担う基本的機能は、従前どおり、公訴権の遂行と司法活動の監督の2つであるが、これを遂行するための具体的な任務については、以後の改正の要請に応じやすいよう別に法律を設けて規定する。

② 検察院の組織について

現状、検察院には、人民検察院と軍事検察院の2つの形態があり、人民検察院については、最高・省級・県級の3階級となっているが、これに高等人民検察院⁹を加え、最高・高等・省級・県級の4階級とする（人民裁判所もこれに対応して4階級となる。）。

ベトナムにおいては、二審制が採用され、原則として刑の上限が懲役15年以下の犯罪の第一審を県級人民裁判所が、県級人民裁判所が管轄しない犯罪の第一審を省級人民裁判所がそれぞれ行っている¹⁰。従来、最高人民裁判所は、省級裁判所の第一審判決に対する控訴審、監督審¹¹及び再審を担当してきたが、これらは高等人民裁判所に移行するため、法改正後は、高等裁判所の判決に対する監督審・再審のみを担当する¹²。その結果、最高人民裁判所に対応するSPPの負担も軽減されるため、下級の人民検察院に対するより一層の指導が可能となる。

原則として、人民検察院は、各レベルの民選機関（国会、省人民評議会、県人民評議会）の監督に服するが、県級については、複数の県を統合する（いわば区域人民検察院になる。）ことから、県

人民評議会への報告は行わないこととなる。これにより、県級人民検察院の政治権力からの独立が強化される。

なお、高等人民検察院は、省級以下の検察院に対し、業務に関する指導・監督を行うが、人事に関する監督は行わない¹³。

③ 検察院における人事制度の変更について

軍事検察院については、特段の変更はないが、人民検察院においては、高等検察院の創設に伴い、検察官の階級を改める。

すなわち、現在、検察官の階級は、SPP検察官・省級人民検察院検察官・県級人民検察院検察官の3階級であるが、これを、SPP検察官・高級検察官・中級検察官・初級検察官の4階級にすることを検討している。そして、県級人民検察院に、初級・中級検察官を置き、中級検察官が初級検察官を指導し、省級人民検察院に、中級・高級検察官を置き、高級検察官が中級検察官を指導し、高等人民検察院に高級検察官とSPP検察官を置き、SPP検察官が高級検察官を指導する体制をとる。

また、現在、検察官の任期については、5年間で規定され¹⁴、再任を繰り返しているが、任期を長くするか、任期を撤廃する方向で検討している。

④ 検察官任命のシステムについて

現在、人民検察院の職員については、採用試験を実施することなく選考しているが、日本のような採用試験を実施した上、SPP長官が任命するシステムとすることで、職員の質の向上と選考のための煩雑な手続の省力化を図りたい¹⁵。

置くなどの意見もあるが、独立機関とすることで概ね賛同が得られている。

⁹ 全国を3つの地域に分け、i 北部と中部の北側、ii 中部の南側と西側高原地域、iii 南部のそれぞれに高等検察院を置く。

¹⁰ 刑事訴訟法170条1項・2項、刑法8条3項。

¹¹ 監督審とは、法的効力が発生した判決等に対し、重大な法律違反を理由に異議を申し立て再検討を求める制度である（刑事訴訟法272条以下）。

¹² 法改正後は、省級人民裁判所では監督審は行わない見込み。高等人民裁判所の監督審判決に対し、さらに最高人民裁判所の裁判官評議会が監督審を行う。

¹³ 人事に関し、県級人民検察院に対する監督は、省級人民検察院長官が行い、高等・省各人民検察院に対する監督は最高人民検察院長官が行う。高等人民検察院の長官には、人事に関する権限が与えられないことに注意。

¹⁴ 人民検察院組織法44条。

¹⁵ 研修について、司法省は、傘下の国家司法学院で統一的に、裁判官・検察官・弁護士の研修を行いたいとしているが、同学院の研修では質・量ともに検察院のニーズに合わないため、検察院では、「検察大学」を設立し、その卒業生が検察官・検察院職員となるようにしたいと考えているとのこと。

⑤ 検察官の活動を保障するための条件整備について

日本の検察官の給与制度を参考にしつつ、ベトナムの検察官の給与・待遇の改善を検討している。

5 最後に

本稿におけるベトナム刑事訴訟法及び人民検察院組織法の改正の方向性は、あくまでもSPPの考えであり、これが最終的にどのような法改正にたどり着くのかについては、今後の推移を見守る必要がある。特に、ベトナムでは、2013年に憲法改正を予定しており、この時点で、検察院の統治機構における位置付けが確定することになるため、その後に行われる刑事手続関連諸法の内容は、これに沿ったものとなる。

また、刑事訴訟法の改正においては、当事者主義的な制度を一部取り入れることを目指しているようであるが、従来、職権主義的な色彩の強い制度の下、そうした訴訟の運用がされてきており、実務家はそれに慣れ親しんでおり、当事者主義的な制度を取り入れるとしても、その定着には歳月を要するものと思われる。そうした意味では、法改正後の裁判実務運用改善において、日本の支援を求められる局面が訪れるかもしれない、その意味でも、今後の法改正を巡る動きを注意深く見守る必要があるだろう。

ベトナム最高人民検察院専門家招へい日程表

〔教官：中村教官，松原教官 専門官：菅原専門官，堀専門官〕

月 日	曜	9:30 12:30	14:00 17:00	備考
5 23	水	来日 (0:20 ハノイ発 VN330便) 関空着 (6:40)	15:00～ オリエンテーション 国際協力部教官 4Fセミナー室	
5 24	木	10:00～ 講義「日本の刑事手続について」 国際協力部教官 4Fセミナー室	14:00～ 大阪高検 検事長表敬 検事長室	14:30～ 招へい専門家発表 I「ベトナム刑事訴訟実務の現状と問題点について」 II「ベトナム刑事訴訟法・人民検察院組織法改正作業の進捗状況及び関連する最新論点について」 4Fセミナー室
5 25	金	10:00～ 神戸地裁見学	14:00～ 国際協力部教官との意見交換	4Fセミナー室
5 26	土			
5 27	日	千葉へ移動		
5 28	月	10:00～ 千葉地検	14:00～ 発表準備	16:00～ 招へい専門家発表 「ベトナム刑事手続について」 アパホテル 東京幕張ベイ
5 29	火	10:00～ 千葉刑務所見学	14:00～ 総括質疑応答	
5 30	水	離日 (10:30 成田国際空港発 VN311便) ハノイ着 (14:15)		

～ 国際研修 ～

中国行政訴訟法・行政関連法研修報告

国際協力部教官

江 藤 美紀音

1 中国行政訴訟法の現状

現行の中国行政訴訟法は、1989年4月4日に制定（1990年10月1日施行）された。以後、2011年末までの行政事件の一審受理件数は約180万件、近年は年間10万件を超えている。¹このように、中国では行政訴訟事件が激増する一方で、現行法は社会の変化に合わせて多様化した行政訴訟事件に適合しないなど問題が多い。最高人民法院はこれまでに10件余の司法解釈を発出して問題解決を試みてきたが、学会や社会からはなお行政訴訟法改正を求める強い声がある。

そこで、全国人民代表大会常務委員会は、第11回立法計画（2008年～2013年）において、行政訴訟法の改正を掲げ、起草担当部署である法制工作委員会行政法室は、2012年12月に行政訴訟法改正の第一案を常務委員会に提出することを目指している。

2 行政訴訟法・行政関連法支援のスタート

2010年、法制工作委員会行政法室がJICA（国際協力機構）に対し行政訴訟法の改正支援要請を行った。法務総合研究所国際協力部は、これまで民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトなどで中国支援を行ってきた経緯から、JICAの行政訴訟法改正支援に参画することとし、2010年11月、同志社大学法科大学院客員教授の村上敬一先生を講師として現地セミナーを実施、日本の行政事件訴訟法について紹介し

た。2012年からは本格的に行政訴訟法及び行政関連法に関する法整備支援を行うことになり、同年3月にはアドバイザーグループを結成、同年7月から3年間の計画で、中国行政訴訟法及び行政関連法支援が開始した。

3 第1回本邦研修の実施概要

2012年7月10日から同月18日まで、東京及び大阪で第1回目となる本邦研修（中国国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」）を実施した。

研修日程及び研修員については、別添の日程表、研修員名簿のとおりである。

今回は、今年末に第一次草案を提出予定の行政訴訟法に加え、中国側の要望により、出入国管理法に関する講義等も取り入れた。以下、研修の内容について、概説する。

(1) 日本の法・司法制度全般・国際協力部の取組について

今回は初回の訪日研修で、しかも初めての来日という研修員も多かったことから、冒頭に日本の法・司法制度全般についての講義を行った。この講義を通じて日本法制度の基礎知識を習得し、後に続く講義等の理解の促進に役立てることができた。中でも違憲審査権について関心が高く、違憲審査はどの裁判所で行うか、違憲審査の判断基準は何かなどの質問がなされた。

(2) 現行の行政法室の取組、アドバイザーグループとの座談会

この時間は、黄海華研修員が中国行政訴訟法の基

¹ 例えば、日本の2011年度の全国地方裁判所行政訴訟事件新受件数が2287件であったのと比較すれば、事件数の膨大さは歴然である。

本制度と近年の論点²について、李輝研修員が最近成立した中国出境入境管理法の概要などについて発表し、これに引き続いてアドバイザーグループとの意見交換を行った。

もつとも、このような研修員側からの発表については、一部の研修員から時間の節約のためにペーパー提出のみにしてほしいとの意見もあった。しかし、我々にとって中国側立法担当者から直接情報収集で



黄研修員

きる機会であり、研修運営上参考になる点も多い。今後もこのような機会は設けたいと考えている。

(3) 行政事件訴訟法改正経緯と今後の課題

法務省民事局参事官室の小林康彦参事を講師に迎え、日本の行政事件訴訟法平成16年改正のポイントについて講義を実施した。研修員の関心が強かったのは、法改正による訴訟類型の拡充で、中でも差止訴訟についての関心が最も高く質問が集中した。

(4) 日本の出入国管理制度

法務省入国管理局参事官室の占部祥局付、法務総合研究所研修第三部の西川義昭教官による出入国管理制度に関する講義を実施した。研修員からの質問は今回の出入国管理及び難民認定法改正のポイント、施行まで3年を要した理由、退去強制手続など多岐にわたり関心の高さがうかがわれた。折りしも、研修員が来日した7月9日は日本の改正出入国管理法施行日にあたっていたため、研修員は成田で入国す

² 近年の論点として、行政訴訟類型、受理範囲、合理性審査、執行停止の問題、訴訟と復議との関係、原告適格の確定と公益訴訟の問題などが挙げられた。

る際に、入国手続の混乱から1時間も足止めされ、改正法を身をもって体験したようである。

(5) 日本の訟務制度

法務省大臣官房訟務部門の永谷典雄企画課長を講師に迎えて、日本の訟務制度についての講義を実施した。中国には訟務制度がないため研修員の関心は高く、その運用実態や訟務部門と行政庁とが意見対立した場合の調整方法などの点についても質問が及んだ。

(6) 中国行政訴訟法改正に関わる問題点の検討

①, ②

この時間は中国側から予め提出されていた質問事項に対する回答及び意見交換を実施し、講師はアドバイザーグループ委員の村上敬一先生（同志社大学法科大学院客員教授）、市橋克哉先生（名古屋大学大学院法学研究科教授）、本多滝夫先生（龍谷大学大学院法務研究科教授）に担当していただいた。なお、中国側の質問事項は、行政訴訟の種類、事件受理の範囲、行政の自由裁量に対する合理性審査、執行停止、公益訴訟で、これらは次回改正の重要なポイントとなる部分である。もつとも、2コマの講義時間は議論に不十分であったらしく、研修員からはもっと時間がほしかったと要望が複数あがった。今後の参考としたい。

(7) 国税不服審査手続

この時間は、大阪国税不服審判所、大阪国税局から、国税不服申立手続について講義をしていただい



検討会の様子（左：村上教授，中：市橋教授）

た。日本の行政訴訟事件は国税と入管の事件が多く、これらの不服申立制度を理解することは日本の行政訴訟実務を学ぶ上で重要である。研修員は、租税訴訟において不服申立前置主義が採用されている理由、1970年に国税不服審判所が設立された理由などについて関心を示していた。

(8) 大阪地方裁判所行政部訪問

大阪地方裁判所を訪問し、行政部・労働部裁判官との意見交換を行った。大阪地方裁判所では、概ね年間250件前後の行政訴訟事件を受理しており、出入国・難民認定訴訟、社会保障関係訴訟、地方自治関係訴訟が多いこと、原子力発電所の運転停止を求める訴訟のように社会的に注目される事件も多いことなどといった説明がなされた。研修員は、日本の裁判官の裁判に臨む姿勢に関心を寄せ、例えば、刑事施設での処遇や交通違反関係の処分を争う本人訴訟が増えていること等の説明がされると、当事者主義の前提のもとで、対等でない個人と行政庁とのバランスを裁判所がどのように取っているのかなどと質問をしていた。また、判決内容がおかしくても当該裁判官に対する直接の不利益はない説明を受け、裁判官の独立が不十分な中国と比較して、日本の司法権の独立が貫徹されていることに新鮮な驚きを感じたようである。

(9) 大阪入国管理局訪問

研修の最終日に大阪入国管理局を訪問し、収容場や窓口などを見学し、担当者との意見交換を行った。



大阪入管見学の様子

また、説明には入国管理局にある中国語のDVDやパンフレットを利用したため、研修員には分かりやすくと好評であった。さらに、研修員は、情報開示請求の件数やその内容、永住許可の基準など実務的な問題についても熱心に質問し、いずれについても入管担当者から丁寧な説明をしていただいた。

4 今後の支援について

今後3年間の支援では行政訴訟法等を中心とした支援を継続していく予定であるが、他方で、中国側は多様化する立法ニーズにあわせて環境法等多岐にわたる法分野の支援も要望しているので、これに対応していくかが今後の課題である。なお、行政訴訟法改正支援は、第1次草案提出後も全人代は同法改正案の審理を継続する予定のため、次回現地セミナーも、引き続き行政訴訟法をテーマとして取り上げる予定である。



ICD 国際会議室にて

平成24年度 第1回中国国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」 日程表

[担当教官:江藤教官, 事務担当:横山主任専門官, 北口専門官]

平成24年6月12日現在

月日	曜	10:00	12:30	14:00	17:00	備考	場所	
7 /月 9		(来日)北京発ー羽田着 CA181便 12:50 羽田着			TIC ブリーフィング ICD オリエンテーション	TIC	東京	
7 /火 10		日本の法・司法制度全般・国際協力部の取組について	法務総合研究所国際協力部教官 江藤 美紀音	現在の行政法室の取組(行政訴訟法改正, 出境入境管理法改正を中心に) AG委員との座談会	同志社大学法科大学院客員教授・弁護士 村上 敬一 名古屋大学大学院法学研究科教授 市橋 克哉 龍谷大学大学院法務研究科教授 本多 滝夫 法務省民事局参事官室局付 村松 秀樹	共用会議室	東京	
7 /水 11		行政事件訴訟法改正経緯と今後の課題	法務省民事局参事官室参事官 小林 康彦	日本の出入国管理制度	法務省入国管理局参事官室局付 占部 祥 法務省法務総合研究所研修第三部教官 西川 義昭	共用会議室	東京	
7 /木 12		日本の訟務制度	法務省大臣官房訟務部門訟務企画課長 永谷 典雄	中国行政訴訟法改正に関わる問題点の検討①	同志社大学法科大学院客員教授・弁護士 村上 敬一 龍谷大学大学院法務研究科教授 本多 滝夫	共用会議室	東京	
7 /金 13		中国行政訴訟法改正に関わる問題点の検討②	同志社大学法科大学院客員教授・弁護士 村上 敬一 名古屋大学大学院法学研究科教授 市橋 克哉	12:15～ 所長主催 意見交換会	移動(東京→大阪)	共用会議室	東京	
7 /土 14		休日						大阪
7 /日 15		休日						大阪
7 /月 16		海の日						大阪
7 /火 17		国税不服審査手続	大阪国税不服審判所 審判所長 西川知一郎 審判官 鳥田 真人 大阪国税局 総括主査 平澤伊佐男 訟務専門官 村上幸隆	大阪地方裁判所行政部訪問・意見交換(～16:30)		ICD	大阪地裁	
7 /水 18		大阪入国管理局訪問(見学・意見交換)	大阪入国管理局	評価会・進行協議(15:00～)			大阪	
7 /木 19		帰国 関空発ー北京着 CA928便 13:50 関空発 16:00 北京着						

※TIC=JICA東京国際センター, ICD=法務総合研究所国際協力部

平成24年度 中国国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」研修員

1	童衛東
	Mr. TONG Wei Dong
	全国人大常委会法制工作委员会行政法室副主任
2	田燕苗
	Ms. TIAN Yan Miao
	全国人大常委会法制工作委员会法規備案審查室副巡視員
3	寧曉路
	Mr. NING Xiao Lu
	全国人大常委会法制工作委员会弁公室調查研究員
4	黃海華
	Mr. HUANG Hai Hua
	全国人大常委会法制工作委员会行政法室副處長
5	李輝
	Mr. LI Hui
	全国人大常委会法制工作委员会行政法室主任科員
6	田林
	Mr. TIAN Lin
	全国人大常委会法制工作委员会行政法室副主任科員
7	張曉瑩
	Ms. ZHANG Xiao Ying
	全国人大常委会法制工作委员会行政法室副主任科員
8	周雍
	Mr. ZHOU Yong
	江西省人大常委会法制工作委员会副主任
9	曹建強
	Mr. CAO Jian Qiang
	湖北省人大常委会法規工作室處長
10	李広宇
	Mr. LI Guang Yu
	最高人民法院行政審判庭副庭長

～ 活動報告 ～

キックオフセミナー 2012 －若者シンポに先立つ新たな試みとして

国際協力部教官

中 村 憲 一

1 開催の背景

法務総合研究所では、少しでも多くの若者に法整備支援に興味を持ち、関心を深めてもらうという、広報ないし人材育成の観点から、2009年、独自に、大学生を中心に法整備支援に関する発表の機会を提供するシンポジウム、略称「若者シンポ」を始めた。当初は、夏に実施したことから、正式名称をサマーシンポジウム「私たちの法整備支援」としていた。

大学院で「法整備支援」や「開発と法」関連の講座があることで有名なのは、名古屋大学、神戸大学、慶應義塾大学、中央大学であるが、中でも、名古屋大学は、法政国際教育協力センター（通称CALE）という研究機関を設立し法整備支援活動に熱心に取り組んでいる。偶然にも、そのCALEが、同じ2009年から、3日間に及ぶ法整備支援のサマースクールを始めた。そこで、翌2010年から、法務総合研究所と名古屋大学・CALEとで連携して、サマースクールで国際協力部教官・部長が講義し、学生に課題を与え、若者シンポで研究成果を発表することになり、この連携を「パワーアップサマー2010」と名付けた。2011年も同様の連携を行った。

この間、法務総合研究所・名古屋大学だけでなく、慶應義塾大学、神戸大学も若者シンポの主催者に加わり、これら各大学の先生方と、より望ましい連携企画のあり方について協議を重ねた。その中で、従来、サマースクールも若者シンポも夏に集中していたが、学生がサマースクールにおいてインプットし

た内容を若者シンポで発表するとなると、両者の間に若干の間隔を空けた方がよく¹、若者シンポは冬に開催するのが望ましいとの結論に至った。そこで、若者シンポについては、司法アクセスをテーマに取り上げ、今年は慶應義塾大学を会場として²、11月17日（土）に、私たちのシンポ「アジア諸国の司法アクセス」（仮題）を開催することとなった。

一方、これらとは別に、広報を強化するため、春には東京でキックオフセミナーを行い、法整備支援に関心を持つ学生らに対し、通年にわたり法整備支援に接する機会を提供することとした。こうして、本年5月26日（土）、慶應義塾大学三田キャンパスにおいて、法整備支援に関する基本情報や年間の関連行事予定を知らせる初回のキックオフセミナーを実施することとなった。

以下、キックオフセミナーのあらましと、実施状況等につき、報告する。

2 プログラムのあらまし

今回のキックオフセミナーの概要については、別添「キックオフセミナー2012」のプログラムを参照されたい。

キックオフセミナーは、前半の部と後半の部の大

¹ この間に、学生らに対し、法務総合研究所を見学を訪れたり同研究所教官に質問をしたりする機会を与えることも意図している。

² 今後、若者シンポは、東京・名古屋・関西の大学を会場にして輪番制で開催することとなっている。

きく2つに分かれ、前半の部では、

- ①法務総合研究所国際協力部山下輝年部長（当時）による趣旨説明及び年間スケジュール説明
- ②名古屋大学大学院法学研究科市橋克哉教授（CALEセンター長）、松浦好治教授及び大河内美紀准教授によるサマースクールその他名古屋大学の企画の説明
- ③慶応義塾大学大学院法務研究科松尾弘教授による若者シンポの課題の説明

を行い、後半の部には、

- ④名古屋大学鮎京正訓副総長と山下部長との対談「アジア太平洋の次代の法律家・法学研究者たち～いま、なぜアジア諸国法研究・法整備支援を学ぶ必要があるのか～」
 - ⑤ゲストである法務総合研究所柴田紀子教官、国際協力機構（JICA）佐藤直史国際協力専門員³との対話「アジアの法と社会に関わって得たもの」
- の各コーナーを設けた。

なお、若者シンポの運営はいずれ学生の手に乗せたいと考えており、今回のキックオフセミナーでは、試みとして、後半の司会を慶応義塾大学法学部の学生である住谷恭平君と首藤みさきさんをお願いした。

3 実施状況等

(1) 前半の部について

まず、導入として、山下部長から、自己紹介と関連付けながら検事が就任する国際分野に関連するポスト、法務総合研究所の組織について説明し、さらに、JICAとの関係、法整備支援が始まった経緯とその中身、法整備支援の重要性について紹介し、平成24年度の国際協力・法整備支援関連の行事について大まかな内容を説明した。

³ 2004年から2006年にかけてJICA長期派遣専門家としてベトナムに滞在し、帰国後、JICA本部でシニアアドバイザーを務め、現在に至っている。



山下部長による趣旨説明等

次に、市橋教授から、CALEの設立経緯や活動⁴について紹介があり、大河内准教授から、サマースクールほかCALE主催のイベントについて説明した上、松浦教授から、法の移植ができる人を育てる名古屋大学のリーディング大学院について紹介があった⁵。

続いて、松尾教授から、11月17日開催予定の私たちのシンポ「アジア諸国の司法アクセス」の課題について説明があった。



松尾教授によるシンポ課題説明

本年度のシンポの課題は、「法整備支援対象国における『司法アクセス』の現状と改善策」であり、松

⁴ CALEは、活動の一環として、現在、4か国・5都市（ウズベキスタン：タシケント、モンゴル：ウランバートル、ベトナム：ハノイ・ホーチミン、カンボジア：プノンペン）に、日本語で日本法の教育を行う日本法教育研究センターを設置している。

⁵ 松浦教授の話の中で、EU加盟国の多言語間で対応する法律用語を検索できるホームページ（<http://iate.europa.eu/iatediff/SearchByQueryEdit.do>）が紹介された。

尾教授は、これを5つの項目、すなわち

- ① 「法整備支援」
- ② 法整備支援「対象国」
- ③ 「司法アクセス」⁶
- ④ 司法アクセスの「現状」
- ⑤ 司法アクセスの「改善策」

に分けた上、それぞれについて解説した。

(2) 後半の部について

後半の部は、鮎京副総長と山下部長との対談から始まり、鮎京副総長は、アジアとどう関わるかについて、2つのこと、すなわち、①アジアとどう関わるかは、時代性が反映され、また、個人の関心によっても異なってくるので、それぞれの関心に従い関わるべきであること、②アジア諸国を対象とする場合、多様であることに自覚的でなければならず、一か国を地道に見ていき、言葉も含め学習し理解しなければならないことを強調した。これに対し、山下部長は、地域（法）研究について、今のトレンドに飛びつくのではなく、先のトレンドを見越して、あるいは、（トレンドに左右されず）やっていけば良いこともあるという精神で取り組んでほしいこと、法



山下部長（左）と鮎京副総長（右）の対談

⁶ ここでいう「司法アクセス」について、松尾教授から、広義の司法アクセス、すなわち、①人々の権利を保護し、実現するために、当該社会において人々によって承認された共通の法的ルール（実体的・手続的ルール）が存在し、②それに基づいて公平な裁判・判断が行われ、その内容が確定され、かつその内容が実効的に執行されるという法システムが、③すべての市民にとって実際に利用しやすい形をとって普及していることであるとの説明があった。

整備支援には忍耐が必要であることなどを述べた。

対談に続き、学生の司会で、柴田教官と佐藤専門員との対話のコーナーとなり、司会がパネリストの二人に質問していく形で

- ・ 経歴・法整備支援との関わり
- ・ 法整備支援に取り組んだきっかけ
- ・ 国際協力に関わることの意義
- ・ 現地の学生と日本の学生の違い
- ・ 国際協力で必要とされる能力・人間性
- ・ 学生時代にやっておくとよいこと
- ・ 現地でのハプニング・困難

などについて質問し、パネリストが答える形で進行了た⁷。



ゲストとの対話の様子

会場からも、パネリストの二人、あるいは、コメンテーターに対し

- ・ なぜ法整備支援をやるのか
- ・ 法整備支援の際に、グローバルスタンダードと人道的な要請が食い違うことはないか
- ・ 駆け出しの実務家が活躍できる場はあるか
- ・ 法整備支援の際の権力との闘争と対話の調整はどのようにされているのか

など多くの質問が出た。

⁷ 途中、柴田教官がカンボジアでJICA長期派遣専門家として活動していた当時の様子を取り上げたテレビ番組（録画）を放映した。

4 所感

今回のキックオフセミナーには、学部生、大学院生のみならず、法律実務家や社会人など、幅広い人々が参加し、その総数も六十数名に及んだ。アンケートの集計結果を見ても、人によって印象に残った部分、役立った部分は多岐にわたっており、逆にいうと、それだけ多様なものを提供できたセミナーになったのではないかと思われ、連携企画の最初として、まずまずのスタートを切ることができたとの印象を持っている。

今回は、後半部分の司会を学生にお願いしたが、主催者である大学の先生方との間では、いずれ法整備支援を研究・推進する学生団体が立ち上がることを期待する声が上がっており、一足飛びには実現しないであろうが、8月のサマースクール、11月の若者シンポと企画を重ねる毎に、学生間のネットワークが広がり強まることを期待したい。

連携企画「アジアのための国際貢献 in 法分野」2012

キックオフセミナー 2012



今、アジアが熱い!

欧州の経済危機が長期化し、世界経済の軸足は確実にアジアに移りつつあり、アジアは世界から注目を浴びています。

では、日本ではどうか。グローバル人材の育成が叫ばれながら、その方法論や研修の場は十分とは言えません。特に法分野において、その感を強くします。そのような場を提供したい!...そういう気概の連携企画です。

これまで、法務総合研究所、財団法人国際民事法センター、慶應義塾大学大学院法務研究科、神戸大学大学院国際協力研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター (CALE) は、法整備支援・アジア諸国法研究を担う若手実務家・研究者の育成のための連携企画を2010年から実施してきました。しかし、まだまだ多くの若い皆さんの参加を望みたいのです。

そこで2012年度は、さらに規模を拡大することに致しました。多くの学部生・大学院生・法科大学院生・社会人が参加できます。3回シリーズですが、1回参加でも構いません。それらの一連の連携企画の開催を告げる「キックオフセミナー」を東京で開催致します。

本セミナーでは、法学を学ぶ学部生・大学院生はアジアのいまをどのように見るべきか、法整備支援やアジアの法と社会の研究に携わるためのキャリアパスや研修にはどのようなものがあるのかなどの情報 (皆さんの参加可能な年間の各種プログラム) を提供致します。

アジアの時代を生きる皆さんが自らの進路を考えるヒントを見つけてみましょう!

◆日時 2012年5月26日(土)
10:00~13:30

◆会場 慶應義塾大学 三田キャンパス
南館ディスタンス・ラーニング室(地下4階)
(名古屋大学法政国際教育協力研究センターともテレビ会議で接続します)

◆主催 法務総合研究所
財団法人国際民事法センター
慶應義塾大学大学院法務研究科
神戸大学大学院国際協力研究科
名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター
日本学術振興会
「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム」(ITP)
日本学術振興会「博士課程教育リーディングプログラム」

◆後援 独立行政法人国際協力機構 (JICA)

◆参加費 無 料

◆対象 学部生、大学院生 (法科大学院生を含む) および社会人

◆申込方法 参加登録は必要ありませんので、当日は直接会場にお越し下さい。



PROGRAM

プログラム

- 09:30 開場・受付
- 10:00▶11:30 趣旨説明・連携企画の紹介 (質疑応答を含む)
- 11:30▶11:45 休憩
- 11:45▶12:30 対談「アジア太平洋の時代の法律家・法学研究者たち
〜いま、なぜアジア諸国法研究・法整備支援を学ぶ必要があるのか?〜」
(鮎京正訓・名古屋大学副総長×山下輝年・法務総合研究所国際協力部長)
- 12:30▶13:30 ゲストとの対話「アジアの法と社会に関わって得たもの」
■柴田紀子 法務総合研究所教官、元JICA法整備支援専門家
■佐藤直史 JICA国際協力専門員、弁護士
■島田 弦 名古屋大学大学院国際開発研究科・准教授

今後の予定

8月6日(月)▶8月8日(水)

サマースクール
「アジアの法と社会2012」(名古屋大学にて)

アジア諸国法研究や法整備支援に関する理論や研究方法論を体系的に学ぶとともに、同じ志を持つ同世代の仲間たちと出会い、一緒に継続して勉強していくチームを作ります。

11月17日(土)

私たちのシンポ
「アジア諸国の司法アクセス」(仮題)(慶應義塾大学にて)

サマースクールで学んだ知識を踏まえて、法整備支援の方法論やアジア諸国の法と社会の現状についてチーム単位で研究し、その成果を報告・討論をします。

問い合わせ先

「キックオフセミナー2012」事務局
名古屋大学法政国際教育協力研究センター内

〒464-8601 名古屋市中千種区不老町

TEL: 052-789-2325

FAX: 052-789-4902

http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/kickoffseminar2012/

～ 活動報告 ～

講師派遣体験記

国際協力部教官

三浦康子

国際協力部では、大学などから依頼を受けて、教官を講師として派遣し、日本の法制度を紹介することがあります。本年4月に教官となった筆者も、関西大学政策創造学部からの依頼を受け、来日中のタイ王国（以下「タイ」といいます。）の裁判官に日本の司法制度を紹介する機会を得ましたので、御報告いたします。

1 突然の依頼

5月某日、ベトナムに出張中の筆者の下に、他の国際協力部の教官から1本の電話がかかりました。はるばるベトナムまで何事か（身内に不幸でも？）と思ったところ、「帰国の翌週の月曜日に、タイの裁判官に英語で日本の司法制度について講義してもらいたい。」とのことでした。特に「英語で」という部分に恐れおののきつつも、引き受けることになりました。

ベトナム滞在中から準備をする予定だったのですが、さすがに初めての海外出張中にそこまでの余裕はありませんでした。幸いにしてレジューメは英語で用意する必要があるが、講義は日本語で行って構わないとの連絡が入ったのを良いことに、帰国後に慌てて準備を開始しました。

2 講義準備

まずは、どの点にポイントを置いて話すべきかを検討するために、タイの司法制度について勉強する必要がありましたが、時間も少なかったことから、「アジア法ガイドブック」（名古屋大学出版

会）の該当部分を読むことくらいしかできませんでした。

次に、パワーポイント作りに取りかかりました。参考にできるものはあったのですが、裁判官を相手に、裁判官出身の筆者が講義をする以上、裁判所の構成などを中心としたいという考えから、かなりの修正が必要となりました。

また、少しでも分かりやすいパワーポイントにしようと、表題や基本用語に色を付け始めたのはよいのですが、これが意外と手間と時間がかかるのです。単純な作業が苦手な筆者は、音楽をかけて心を落ち着かせながら、何とかパワーポイントを完成させました。

ひととおりパワーポイントの作成を終えてから、具体的な講義の流れのシミュレーションを行いました。まずどのような入り方をしようかと考え、タイ語で挨拶をしようと思いつきました。便利なもので、インターネットで検索をすると、タイ語の基本的な表現を紹介するサイトが見つかりましたし、動画サイトには、タイ語の挨拶の練習ができる動画が投稿されていました。この部分は、準備の中でも楽しいものでしたが、大変だったのは質問対策です。最高裁判事の構成はどうなっているか（裁判官出身者、検察官出身者、弁護士出身者、行政官出身者、学者出身者の数）、法曹人口はどれくらいか、そのうち女性の占める割合はどれくらいかなど、予想される質問に対する質問への回答を調べるには、相当な時間がかかりましたし、

いかに日本の司法制度について不十分な知識しか有していないかを痛感することにもなりました。

3 当日（講義編）

講義を行った関西大学の千里山キャンパスは、かつて司法試験を受験した思い出のキャンパスです。記憶に残っていた以上に広く、緑の多い魅力的なところでした。

いよいよ講義のスタートです。「サワディー・カー（こんにちは）」と挨拶すると、大爆笑が起きました。外国の方に日本語で話しかけられると嬉しいものですが、日本人だとそこまでの反応はしないように思います。タイの方の明るい国民性が分かるエピソードです。

このようにうまくスタートはしたのですが、通訳を介しての講義は本当に難しいものでした。分かりやすい言葉を選択する必要がありますし、日本語の構文をしっかり意識して、つまり、できるだけ主語と述語がはっきりするように気をつけて話す必要があります。時間が長くなると、どうしても疲れてきてしまい、何度も言い直して通訳の方に御迷惑をかけてしまいました。

また、難しいのは原則と例外の取扱いです。多くの事柄には、例外がありますが、それを逐一説明すると、非常に分かりにくくなってしまいます。そのため、あえて例外に触れないことも多くありました。正確さを尊ぶ法律家としては、多少の罪悪感を覚えました。

苦勞をしながら話をしているとき、非常に有り難いのが熱心に耳を傾けてくださる方の存在です。筆者や通訳の方をしっかりと見て、頷いたりメモを取ったりしている様子を見ると、できるだけ努力をしようという気分になるものです。聴衆の側に立つ際にも覚えておきたいことといえます。

4 当日（質疑応答編）

講義が終わると、質疑応答が始まります。どのようなことを聞かれるか、しっかり回答できるかと緊張しましたが、質問の内容には、日本とタイ

のそれぞれのお国柄が表れているものもあり、非常に興味深く感じました。

筆者は、5月、6月と2度にわたりタイの裁判官に日本の制度を紹介したのですが、どちらの機会にも多くあったのが、裁判員裁判についての質問です。裁判員の選出方法や、意見が一致しない場合の評決方法など、制度についての質問はもちろん、実際に制度が始まった後の国民の反応や課題とされていることについても質問が出されました。タイでは今のところ訴訟手続への市民参加は行われていないようですが、今後導入することも視野に入れられているのか、非常に関心が高い様子でした。国によっては、有権者から無作為に選出する形での市民参加の手続はハードルが高いと思われしますので、全体的に見て、タイと日本の司法手続の距離が近いことを示唆しているともいえるかもしれません。

他に興味深く、また回答に困った質問として、「日本の最高裁判所判事の選出にあたり、政治的な介入をどのように防いでいるのか」というものがありました。確かに、日本では内閣が最高裁長官を指名し、他の最高裁判事を任命することになっているわけですから、政治的な人選が行われる可能性があることとなります。ただ、実際に、内閣が自らに有利な判断をする最高裁判事を任命するということが行われる可能性がある、という感覚があまりありませんでした。アメリカでは、最高裁判事の任命には上院の同意と承認が必要であり、そのための審議に際しては、中絶に対する意見など、政治的な問題が話題となると聞きますが、タイにもそのような事情があるのか、気になるところです。この質問には、慣例上、最高裁判所の出身母体が決まっており、それぞれの出身母体からの実質的な推薦によって最高裁判事が選ばれているといわれている、という回答をしたのですが、それが適切な回答だったのかについては、いまだに自信がありません。

5 当日（終了後の懇親編）

質疑応答終了後、写真撮影をしたり、何人かの方と言葉を交わすなどする機会がありました。タイを是非訪問して欲しいと声をかけていただき、とても嬉しく思いました。制度を少しでも勉強したり、短時間でも交流する機会を持つと、その国に対して愛着が生じるものです。国際協力部ではタイに対する支援は行っていないため（タイは他国に支援を行っている援助国です。）、出張という形では難しそうですので、是非プライベートで訪れたいと考えています。

6 感想と抱負

一般に、講義の準備には、講義時間の3倍の時間がかかるといわれていますが、実際には3倍どころではありません。ただ、その準備の過程で、当たり前になってしまっている日本の制度について学びなおすことができましたし、講義やその後の質疑応答では、日本やタイの特徴について考えさせられることになりました。このような機会を得ることができたのは本当に有り難いことです。

また、支援対象国に対する研修では、国によって異なる制度があつて当然とは分かりつつも、どうしても日本の優位性を強調する傾向が出てしまいがちですが、今回の講義に当たっては、純粋な比較法的な興味から、それぞれの制度を比較検討することができたように思います。

国際協力部では、他にも日本の大学生を対象とした法整備支援の紹介などのプログラムについても、教官を派遣しております。対象者や内容によって、準備の内容や講義から得られるものが異なるものと思います。今後、どのようなプログラムに派遣されることになるのか分かりませんが、能力向上のためのブートキャンプのようなものと前向きに捉えて、しっかり準備をし、当日も楽しみつつ、よりよい内容になるように努力したいと考えています。

～ 国際協力の現場から ～

研修員との出会い

法務総合研究所総務企画部国際協力事務部門
主任国際協力専門官 石原 温 美

国際協力部に配属され、専門官として微力ながら研修を裏でサポートするなどして、1年が経ちました。

その間、さまざまな刺激を受けました。

もちろん、これからも違った刺激をうけるのだらうと思います。

配属間もない昨年4月、早速、現地プロジェクト事務所とテレビ会議を繋いでの打合せがありました。メモを取りながら、現地専門家の方々の背後に映る窓の外の風景を見て、「カンボジア暑いんだろうな…」とふと思ったのを覚えています。

支援対象国としての現地の様子を見たのは、このときが初めてでした。それまで、現地へは、数回メールを送った程度でしたので、テレビを通じてですが、現地を見ることができて、随分身近に感じるようになりました。現地での時間の流れ、プロジェクト事務所で働くスタッフの方々、そしてカウンターパートの現状など、相手の国をより実感できるようになりました。

そんな中、昨年6月にカンボジア王立裁判官・検察官養成校（RSJP：Royal School for Judges and Prosecutors）の教官候補生6名を研修員とする本邦研修が大阪で行われました。カンボジアの法律家自身によって今後持続的に後継の養成が行われるようにするため、将来同校の教官となるべく期待された彼ら。成績優秀者の中から選ばれ、RSJP卒業後、裁判官として実務をこなしながら、ワーキンググルー

プに参加し、知識を深めている彼らの研修への取り組みは、かなり熱心なものでした。

普段から現地ワーキンググループは、英語で行われていたことから、クメール語通訳を介しての講義や見学以外は英語でのやりとりも多く、私ももっと英語が話せればより会話を楽しむことができたのにと残念に思いました。

ただ、それでも研修員のみなさんと直接話したり、研修への取り組みを目にすることにより、それまでテレビ画面を通じてのみであった支援対象国がより身近になったことは間違いありません。

昨年10月にもカンボジアから別の教官候補生7名を対象とする本邦研修が再び大阪で実施されましたがその直後に、私はカンボジア現地に出張する機会にも恵まれました。プロジェクトオフィスをはじめ、RSJPや関係機関を訪れ、執務環境やワーキンググループ・講義が行われている様子を知ることができただけでなく、街の様子、交通事情、食べ物、気候などなどについても身をもって体験することができました。

本邦研修で徒歩移動していた際、彼らが「カンボジアの道路はでこぼこで歩くのは危ない」と言っていたのもよくわかりました。見た目以上に段差等が多いことに加え、日差しの強さで、歩くのも一苦勞でした。

また現地では、本邦研修の研修員と再会し、日本で会った時とはまた少し違った一面を見ることができました。10月の研修終了後数日しか経っていなか

ったことから、いつでも会えるような錯覚を覚え
ました。

そのほかにも研修員、招へい者を迎えました
が、研修員の中には、熱心に日本語を使おうと
する方もいらっしゃいました。

講義の合間にホワイトボードに漢字を書い
て披露してくれたり、見学先では、ポスターに
かかれた日本語を読んでみたり。恐らく、来日
する前から、熱心に日本語の勉強をされてい
たのでしょう。もちろん、講義や見学では通訳
を介すことから、直接日本語を使わなくても、
正確に理解することができます。ただ、講義
等の合間に日本語に挑戦する姿勢からは、日
本をより理解したいという思いが伝わってき
ました。

現地では、地方の裁判所の所長などといっ
たかなり偉い方々が、漢字が読めたり、日
本語が通じたときに喜ぶ姿は、無邪気な子
供のようで、こちらも嬉しくなりました。

ここはひとつ私も相手の国の言葉を話して
みようかと本を片手にトライしてみたので
すが、なかなかすぐに身につくはずもあ
りません。移動中などに、研修員からベ
トナム語を教えてもらったものの、研修
期間中によく使った言葉をいくつか覚え
ているくらいです。「1, 2, 3」という
意味の「モーハイ、バー」を写真撮影
の度に使ってはみましたが、発音もか
なり怪しいものです。研修員のみなさん
は、ときに発音を訂正くれながら、怪
しい発音なりに、その掛け声に付き
合ってくれ、ありがたく思っています。

「日本に実際に来て、これまでテレビ
などでしかみることのなかった日本の
部分を実際に見ることができ、身近な
存在になったし、貴重な経験であつた」
というようなことを言っていた度に、
彼らの興味・関心を普段から意識し
て、迎えられたらいいなと思う今日
この頃です。

一 編集後記 一

今年は秋の到来が遅く、衣更えの季節になっても暖かい日が続いています。今年の夏は、どうしてこんなに集中豪雨が続くのかと考えてしまうぐらいの大雨が頻繁に降ることがありました。電車などの公共交通機関が止まってしまうこともあり、出勤できない職員が続出し、かろうじて出勤できた数名の職員で手分けして業務を行うことがありました。そのような予測不能な事態が起こった夏が終わり、当部の年間計画の中でも研修が立て続けに行われる秋の季節が到来しました。

11月からは、私の担当国である中国、中央アジアの研修が始まります。本年4月に国際協力部に着任し、まだまだ仕事に分からず、上司・先輩の支えのもとで業務を行っている現状にあります。そのような中でも、担当国を任せていただいているプロ意識と「守破離」の精神で自発的な取組ができるよう日々、まい進する所存でございます。

また、以下では本号で取り上げた記事について御紹介をいたしますが、当方の私見が含まれている点について御了承いただきますようお願い申し上げます。

さて、本号の「巻頭言」は、酒井法務総合研究所長の「希望のミャンマー」です。「ミャンマーが熱い！」この一言から始まる原稿を見て、まさに執筆者である酒井所長のミャンマーに対する熱い思いがひしひしと伝わってきます。

次に、「着任挨拶」として野口国際協力部長のこれまで幅広く国際分野で活躍された経歴が示されています。また、今後のICDの活動方針について「国際協力部の法整備支援は、国家政策全体の中で常に戦略的な位置づけ」を行うという一文に責任の重さ・先見の明を持つ必要性が感じられます。

「国際研究・出張報告」として、ミャンマー関連の記事が掲載されています。特に、國井教官が執筆したミャンマー現地調査報告の「所感」に注目しました。「支援」ではなく、「協力」・「連携」の視点

を持つことの重要性が経験の少ない当方にとって法整備支援の「難しさ」であり「おもしろさ」でもあったと感じました。

続きまして「外国法令紹介」について、執筆者の御紹介をいたします。本号で「ベトナム社会主義共和国憲法の概要」を執筆しました西岡専門家は、現在JICA長期派遣専門家として現地ベトナムで活動しております。「改正ベトナム民事訴訟法の概要」を執筆しました多々良専門家は、現在JICA長期派遣専門家として現地ベトナムで活動しております。

「国際研修」としまして、西岡専門家による「ベトナム社会主義共和国政府高官による日本国憲法調査団派遣結果報告」、中村教官による「2012年ベトナム司法制度共同研究」、そして江藤教官による「中国行政訴訟法・行政関連法研修報告」が掲載されています。特に最後の「中国行政訴訟法・行政関連法研修」は、私が専門官として初めて携わった研修であり、印象深いものとなりました。知識や技術が不足していた私が、最初の研修をなんとか終了することができたのは、多くの方々の御指導・御助力のおかげにほかなりません。この場を借りて御礼申し上げます。

そして、「活動報告」としまして、中村教官による「キックオフセミナー 2012 -若者シンポに先立つ新たな試みとして-」、三浦教官による「講師派遣体験記」、石原専門官による「国際協力の現場から」を掲載いたしました。中でも、キックオフセミナーは、多くの若者に法整備支援に興味を持ち、関心を深めていただくという広報と人材育成の観点のもとで、国際協力に関心を持つ大学生も参加しての白熱した議論と協議を重ねました。

最後になりましたが、お忙しい中御寄稿くださいました皆様には厚く御礼申し上げます。関係者各位におかれましては今後とも法整備支援活動に更なる御協力を賜りますようお願い申し上げます。

国際協力専門官 北口 裕二